

# 第 213 回社会保障審議会医療保険部会 議事次第

令和 8 年 8 月 27 日（木）  
10 時 00 分～12 時 00 分  
場所：全国都市会館大ホール

## （ 議 題 ）

1. OTC類似薬の保険給付の見直しの実施について
2. OTC類似薬の保険給付の見直しの実施に関するヒアリング
3. 医療情報化推進方針案等について
4. 電子処方箋の進捗状況と今後の対応

## （ 配布資料 ）

- |             |     |                                                 |
|-------------|-----|-------------------------------------------------|
| 資 料         | 1   | OTC類似薬の保険給付の見直しの実施について                          |
| 資 料 2       | － 1 | 全国がん患者団体連合会提出資料                                 |
| 資 料 2       | － 2 | 日本難病・疾病団体協議会提出資料                                |
| 資 料         | 3   | 医療情報化推進方針案等について                                 |
| 資 料         | 4   | 電子処方箋の進捗状況と今後の対応                                |
| 参 考 資 料     | 1   | OTC類似薬の保険給付の見直しの実施に向けた中間とりまとめ                   |
| 参 考 資 料     | 2   | 医療情報化推進方針（案）                                    |
| 当 日 配 布 資 料 |     | 「経済財政運営と改革の基本方針 2026」、「日本成長戦略」及び「規制改革実行計画」等について |

# 社会保障審議会医療保険部会 委員名簿

|                  |                      |                            |
|------------------|----------------------|----------------------------|
| 本<br>委<br>員      | いわむら まさひこ<br>◎ 岩村 正彦 | 東京大学名誉教授                   |
|                  | うちぼり まさお<br>内堀 雅雄    | 全国知事会社会保障常任委員会委員長／福島県知事    |
|                  | のぐち はるこ<br>○ 野口 晴子   | 早稲田大学政治経済学術院教授             |
|                  | はやし てつぺい<br>林 鉄兵     | 日本労働組合総連合会副事務局長            |
| 臨<br>時<br>委<br>員 | いながわ ひでかず<br>伊奈川 秀和  | 小田原短期大学ライフデザイン総合学科特任教授     |
|                  | おおすぎ かずし<br>大杉 和司    | 日本歯科医師会常務理事                |
|                  | かねこ ひさし<br>兼子 久      | 全国老人クラブ連合会理事               |
|                  | きたがわ ひろやす<br>北川 博康   | 全国健康保険協会理事長                |
|                  | きもり こくと<br>城守 国斗     | 日本医師会副会長                   |
|                  | さねまつ たかのり<br>實松 尊徳   | 全国後期高齢者医療広域連合協議会会長／神埼市長    |
|                  | しま ひろじ<br>島 弘志       | 日本病院会副会長                   |
|                  | そでい たかこ<br>袖井 孝子     | NPO法人高齢社会をよくする女性の会理事       |
|                  | たじま けんいち<br>田島 健一    | 全国町村会副会長・佐賀県白石町長           |
|                  | なかむら さやか<br>中村 さやか   | 上智大学経済学部教授                 |
|                  | にん かずこ<br>任 和子       | 日本看護協会副会長                  |
|                  | はら かつのり<br>原 勝則      | 国民健康保険中央会理事長               |
|                  | ふじい りゅうた<br>藤井 隆太    | 日本商工会議所社会保障専門委員会共同委員長      |
|                  | まえば やすゆき<br>前葉 泰幸    | 全国市長会相談役・社会文教委員／津市長        |
|                  | よこもと みつこ<br>横本 美津子   | 日本経済団体連合会社会保障委員会医療・介護改革部会長 |
|                  | よねかわ たかし<br>米川 孝     | 健康保険組合連合会副会長・専務理事          |
|                  | わたなべ だいき<br>渡邊 大記    | 日本薬剤師会副会長                  |

(注) ◎印は部会長、○印は部会長代理である。

## 社会保障審議会医療保険部会 委員名簿

|                  |                    |                      |
|------------------|--------------------|----------------------|
| 専<br>門<br>委<br>員 | いしわた いさむ<br>石渡 勇   | 日本産婦人科医会会長           |
|                  | かめい よしまさ<br>亀井 良政  | 日本産科婦人科学会常務理事        |
|                  | におり ひなえ<br>新居 日南恵  | NPO法人manma理事         |
|                  | みやがわ ゆみこ<br>宮川 祐三子 | 日本助産師会理事             |
|                  | あまの しんすけ<br>天野 慎介  | 全国がん患者団体連合会理事長       |
|                  | おおぐろ ひろし<br>大黒 宏司  | 日本難病・疾病団体協議会代表理事     |
|                  | たけかわ あつゆき<br>武川 篤之 | 日本アレルギー友の会理事長        |
|                  | やまぐち いくこ<br>山口 育子  | ささえあい医療人権センターCOML理事長 |

(注) 専門委員は、それぞれ「医療保険制度における出産に対する支援の強化に関する事項」、「OTC類似薬の一部保険外療養の実施に関する事項」のいずれかを専門事項とする。



厚生労働省

ひと、暮らし、みらいのために  
Ministry of Health, Labour and Welfare

## O T C 類似薬の保険給付の見直しの実施について

厚生労働省 保険局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 健康保険法等の一部を改正する法律（令和8年法律第31号）の概要

## 改正の趣旨

持続可能な医療保険制度の実現に向けて、必要な保険給付等の適切な実施と世代間や世代内での負担の公平性の確保を図るため、一部保険外療養の創設、後期高齢者医療における金融所得の保険料等への勘案、出産に係る給付体系の見直し、国民健康保険における子どもに係る均等割保険料等の軽減の拡充等の措置を講ずるほか、医療機関の業務効率化と勤務環境改善の取組等に係る措置を講ずる。

## 改正の概要

### 1. より公平な負担の実現、効率的な給付の確保

【健康保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律等】

- ① OTC医薬品との代替性が特に高い薬剤を用いた療養等について、薬剤費の一部を保険給付外とする一部保険外療養を創設する。
- ② 後期高齢者医療において、上場株式の配当等の金融所得を保険料の算定や窓口負担割合等の判定に公平に反映するため、金融所得の支払に係る報告書等（法定調書）を金融機関等がオンラインにより後期高齢者医療広域連合へ提出する義務等を設ける。

### 2. 出産等の次世代支援や現役世代からの予防・健康づくりの拡充

【健保法、船員保険法、国保法、母子保健法等】

- ① 出産に伴う妊婦の経済的負担を軽減するため、出産の標準的な費用に係る給付体系の見直し等を行う。
- ② 妊婦健診に伴う妊婦の経済的負担を軽減するため、妊婦健診（望ましい基準内）の実施に係る標準額を定める等の環境の整備をするほか、サービス及び費用の見える化を進める。※こども家庭庁所管事項
- ③ 国民健康保険制度において、子どもに係る均等割保険料（税）の5割を軽減する措置の対象を、未就学児から高校生年代まで拡充する。
- ④ 現役世代の予防・健康づくりを強化するため、全国健康保険協会が取り組む保健事業に関する責務を明確化する。

### 3. 必要な医療の提供の確保

【健保法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律、医療法等】

- ① 高額療養費の支給要件等を定める際には、特に長期療養者の家計への影響が適切に考慮されるよう、法律上明確化する。
- ② 業務効率化・勤務環境改善に取り組む医療機関を支援する新たな事業を地域医療介護総合確保基金に設けるほか、計画を作成し業務効率化・勤務環境改善を推進する病院を厚生労働大臣が認定する仕組みを設ける。併せて、医療機関は業務効率化・勤務環境改善に努めるものとする。

### 4. その他

【健保法、国保法、高確法等】

- ① 全国健康保険協会の平均保険料率の引き下げとあわせ、令和8年度から令和10年度までの時限措置として、全国健康保険協会への国庫補助に係る特例減額の控除額を引き上げる特例措置を講じる。
- ② 国民健康保険組合に対する国庫補助について、一定の場合に、現行の補助率の下限よりも低い補助率を例外的に適用する。
- ③ 国民健康保険の財政安定化基金（本体基金分）について、納付金（保険料）の抑制のための取崩しを認める。等

## 施行期日

このほか、平成19年の雇用保険法等の一部改正法で改正を要した船員保険法第76条第6項について、規定の形式的修正を行う。

令和9年4月1日（ただし、2④及び4①は公布日、3①は令和8年8月1日、3②の一部は令和9年1月1日、1①は公布（令和8年6月）後1年以内に政令で定める日、2①及び②は公布後2年以内に政令で定める日、1②は公布後5年以内に政令で定める日等）

# 一部保険外療養の創設

## 趣旨・概要

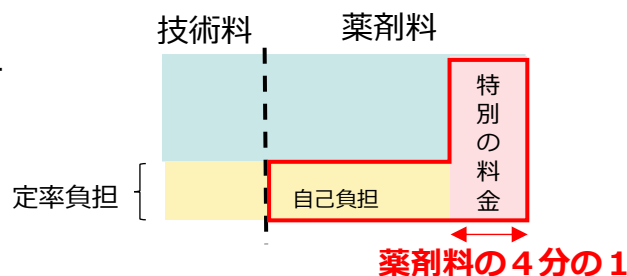
- ①医療用医薬品の給付を受ける患者とOTC医薬品で対応している患者との公平性の確保  
②現役世代を中心とする保険料負担上昇の抑制の観点から行うもの。
- OTC医薬品（要指導医薬品又は一般用医薬品）との代替性が特に高い薬剤を用いた療養その他の適正な医療の提供を確保しつつ、公平かつ効率的な保険給付を行う必要性に鑑みその要する費用のうち一部を保険給付の対象としないものとする療養として厚生労働大臣が定めるもの（「一部保険外療養」という。）を創設。（令和9年3月施行を想定）

## ○ 特別の料金の対象となる医薬品の範囲・特別の料金の設定

**対象医薬品の範囲：**77成分（1,042品目）

主な対応症状は、鼻炎、胃痛・胸やけ、便秘、解熱・痛み止め、風邪症状全般、腰痛・肩こり、みずむし、口内炎、皮膚のかゆみ・乾燥肌 等。

**特別の料金：**対象薬剤の薬剤費の1/4



## ○ 配慮が必要な者

こども、がん患者や難病患者など配慮が必要な慢性疾患を抱えている方、低所得者、入院患者、医師が対象医薬品の長期使用等が医療上必要と考える方等に対する配慮を検討。

※上記の事項については、告示事項。

※選定療養に係る「特別の料金」には別途消費税がかかっている。

※上記の事項に係る厚生労働大臣の定めのある在り方等について検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする検討規定を法附則で規定。

※品目は令和8年8月1日時点

# 別途の負担の対象となる医療用医薬品の成分一覧（77成分）

OTC医薬品と成分・投与経路が同一で、一日最大用量が異なる医療用医薬品を機械的に選定。

| No | 有効成分                                        | 用途                  |
|----|---------------------------------------------|---------------------|
| 1  | アシクロビル                                      | 抗ウイルス薬              |
| 2  | アシタザノラスト水和物                                 | 抗アレルギー薬             |
| 3  | アスコルビン酸                                     | ビタミン剤               |
| 4  | アンモニア水                                      | 鎮痛鎮痒収斂消炎剤           |
| 5  | イソコナゾール硝酸塩                                  | 抗真菌薬                |
| 6  | イソプロパノール                                    | 殺菌消毒剤               |
| 7  | イトブリド塩酸塩                                    | 胃薬                  |
| 8  | イブプロフェン                                     | 非ステロイド性抗炎症薬(NSAIDs) |
| 9  | イブプロフェンピコノール                                | 非ステロイド系消炎鎮痛剤        |
| 10 | インドメタシン                                     | 鎮痛消炎剤               |
| 11 | エタノール                                       | 殺菌消毒剤               |
| 12 | エビナスチン塩酸塩                                   | 抗アレルギー薬             |
| 13 | エーカルボシステイン                                  | 去痰薬                 |
| 14 | 塩酸テトラヒドロゾリン・プレドニゾン                          | 点鼻用血管収縮剤            |
| 15 | オキシコナゾール硝酸塩                                 | 抗真菌薬                |
| 16 | オキシテトラサイクリン塩酸塩・ヒドロコルチゾン                     | 抗生物質・副腎皮質ホルモン配合剤    |
| 17 | オキシドール                                      | 殺菌消毒剤               |
| 18 | オリブ油                                        | 皮膚保護剤               |
| 19 | 希ヨードチンキ                                     | 殺菌消毒剤               |
| 20 | クロトリマゾール                                    | 抗真菌薬                |
| 21 | クロラムフェニコール                                  | 抗生物質                |
| 22 | クロラムフェニコール・フラジオマイシン硫酸塩・プレドニゾン               | 抗生物質                |
| 23 | クロルヘキシジングルコン酸塩                              | 殺菌消毒剤               |
| 24 | ケトチフェンフマル酸塩                                 | 抗アレルギー薬             |
| 25 | サリチルアミド・アセトアミノフェン・無水カフェイン・プロメタジンメチレンジサリチル酸塩 | 総合感冒剤               |
| 26 | サリチル酸                                       | 寄生性皮膚疾患剤            |
| 27 | サリチル酸メチル・dl-カンフル・トウガラシエキス                   | 鎮痛消炎剤               |
| 28 | サリチル酸メチル・l-メントール・dl-カンフル                    | 鎮痛消炎剤               |
| 29 | サリチル酸メチル・l-メントール・dl-カンフル・グリチルレチン酸           | 鎮痛消炎剤               |
| 30 | 酸化マグネシウム                                    | 制酸・緩下剤              |
| 31 | 酸化亜鉛                                        | 収れん・消炎・保護剤          |
| 32 | 次亜塩素酸ナトリウム                                  | 殺菌消毒剤               |
| 33 | ジクロフェナクナトリウム                                | 非ステロイド性抗炎症薬(NSAIDs) |
| 34 | 消毒用エタノール                                    | 殺菌消毒剤               |
| 35 | 静脈血管叢エキス                                    | 痔治療薬                |

| No | 有効成分                          | 用途                  |
|----|-------------------------------|---------------------|
| 36 | 精製水                           | 溶解剤                 |
| 37 | 炭酸水素ナトリウム                     | 胃腸薬                 |
| 38 | 沈降炭酸カルシウム・コレカルシフェロール・炭酸マグネシウム | カルシウム配合剤            |
| 39 | チンク油                          | 消炎薬                 |
| 40 | デキサメタゾン                       | ステロイド               |
| 41 | テルビナフィン塩酸塩                    | 抗真菌薬                |
| 42 | トコフェロール酢酸エステル                 | ビタミン剤               |
| 43 | トリアムシノロンアセトニド                 | 口内炎・舌炎薬             |
| 44 | 尿素                            | 皮膚軟化剤               |
| 45 | 白色ワセリン                        | 軟膏基剤                |
| 46 | ハチミツ                          | 矯味剤                 |
| 47 | ビスルファートナトリウム水和物               | 緩下剤                 |
| 48 | ビスコジル                         | 便秘薬                 |
| 49 | ビダラビン                         | 抗ウイルス薬              |
| 50 | ヒドロコルチゾン酪酸エステル                | ステロイド               |
| 51 | フェキソフェナジン塩酸塩                  | 抗アレルギー薬             |
| 52 | フェキソフェナジン塩酸塩・塩酸プソイドエフェドリン     | 抗アレルギー薬             |
| 53 | フェルピナク                        | 非ステロイド性抗炎症薬(NSAIDs) |
| 54 | ブテナフィン塩酸塩                     | 抗真菌薬                |
| 55 | 複方ヨード・グリセリン                   | 口腔用殺菌消毒剤            |
| 56 | ブドウ酒                          | 滋養強壮薬               |
| 57 | フラボキサート塩酸塩                    | 頻尿・残尿感薬             |
| 58 | フルチカゾンプロピオン酸エステル              | ステロイド               |
| 59 | プレドニゾン吉草酸エステル酢酸エステル           | ステロイド               |
| 60 | ベタメタゾン吉草酸エステル                 | ステロイド               |
| 61 | ベタメタゾン吉草酸エステル・フラジオマイシン硫酸塩     | ステロイド               |
| 62 | ハバリン類似物質                      | 血行促進・皮膚保湿剤          |
| 63 | ベポタスチンバシル酸塩                   | 抗アレルギー薬             |
| 64 | ベミロラストカリウム                    | 抗アレルギー薬             |
| 65 | ベルベリン塩化物水和物・ゲンノショウコエキス        | 止瀉剤                 |
| 66 | ベンザルコニウム塩化物                   | 殺菌消毒剤               |
| 67 | ホウ砂                           | 眼科用剤                |
| 68 | ホウ酸                           | 眼洗浄・消毒薬             |
| 69 | ポピドンヨード                       | 殺菌消毒剤               |
| 70 | マルツエキス                        | 乳幼児用便秘薬             |
| 71 | ミコナゾール硝酸塩                     | 抗真菌薬                |
| 72 | 無水エタノール                       | 殺菌消毒剤               |
| 73 | モメタゾンフランカルボン酸エステル水和物          | アレルギー性鼻炎治療薬         |
| 74 | ヨウ素                           | 殺菌消毒剤               |
| 75 | ラメルテオン                        | 睡眠導入剤               |
| 76 | ロキソプロフェンナトリウム水和物              | 解熱消炎鎮痛剤             |
| 77 | ロラタジン                         | 抗アレルギー薬             |

※ 令和8年8月1日時点  
※ 令和7年12月25日に医療保険部会で公表した成分一覧から、薬価収載される医薬品の入れ替え、OTC医薬品の販売状況を踏まえポリエンホスファチジルコリンを削除、ラメルテオンを追加している。

一部保険外療養の施行に向けては、専門家の意見を聞きつつ技術的な検討を行うべく、有識者の参集を得て検討会を開催する。

検討会における議論は、医療保険部会及び中央社会保険医療協議会にも報告し、議論する。

## 構成員

(五十音順、敬称略)

|                        |        |
|------------------------|--------|
| イイジマ薬局 開設者             | 飯島 裕也  |
| 横浜市立大学 医学部 教授          | 稲森 正彦  |
| 東京女子医科大学 医学部 教授        | 岡崎 賢   |
| 京都府立医科大学 北部キャンパス長      | 加藤 則人  |
| 池上総合病院 口腔感染センター長       | 金子 明寛  |
| 近藤医院 院長                | 近藤 太郎  |
| 北里大学 薬学部 教授            | 成川 衛   |
| 日本総研 調査部 主任研究員         | 成瀬 道紀  |
| 杏林大学 医学部 教授            | 谷垣 伸治  |
| 東北大学 理事・副学長            | 張替 秀郎  |
| はせがわ整形外科運動器エコークリニック 顧問 | 長谷川 利雄 |
| 藤岡耳鼻咽喉科医院 院長           | 藤岡 治   |
| 合名会社 光栄堂薬局 代表社員        | 堀川 壽代  |
| 日本医療伝道会衣笠病院グループ 理事     | 武藤 正樹  |
| 京都大学 医学研究科 教授          | 武藤 学   |

## 検討事項

- (1) 77成分の医療用医薬品とOTC医薬品における効能効果の違いの整理
- (2) 別途の負担を求めない者と療養の範囲の整理
- (3) その他

## 事務局

- ・ 本検討会は、厚生労働省保険局長が開催する。
- ・ 本検討会の庶務は、厚生労働省保険局医療介護連携政策課及び医療課で行い、必要に応じ、医薬局医薬品審査管理課及び医政局医薬産業振興・医療情報企画課の協力を得る。

## 開催実績

|         |            |
|---------|------------|
| 第1回検討会  | 2026年6月25日 |
| 第2回検討会  | 2026年7月8日  |
| 第3回検討会  | 2026年7月22日 |
| 第4回検討会  | 2026年8月5日  |
| 中間とりまとめ | 2026年8月6日  |

※ 必要に応じ、構成員以外の学識経験者及び実務経験者等の出席を求めることとする。

「社会保障審議会医療保険部会・議論の整理」、「厚労・財務大臣折衝事項」、「自由民主党、日本維新の会・政調会長間合意」においても、がん患者や難病患者など配慮が必要な慢性疾患を抱えている方、入院患者や処置等の一環でOTC類似薬の処方が必要な方、医師が対象医薬品の長期使用等が医療上必要と考える方等に対しては、別途の負担を求めない方向で整理することとされており、その具体的な範囲について検討する必要がある。

## 社会保障審議会医療保険部会・議論の整理（令和7年12月25日）（抄）

### 4. 必要な医療の提供と効率的な給付の推進

#### 【OTC 類似薬を含む薬剤自己負担の見直し】

- また、特別の料金について、低所得者にとって負担が過重とならない水準にするとともに、長期に療養しており既に医療費負担が重い者にも配慮すべきである。

（中略）

- これらの意見を踏まえ、以下の者については特別の料金を徴収しない方向で検討を進めるべきである。

- ・ こども
- ・ がん患者や難病患者など配慮が必要な慢性疾患を抱えている方
- ・ 入院患者や処置等の一環で OTC 類似薬の処方が必要な方
- ・ 医師が対象医薬品の長期使用等が医療上必要と考える方

## 厚労・財務大臣折衝事項（令和7年12月24日）（抄）

### （1）薬剤給付の見直し

- ① OTC 類似薬を含む薬剤自己負担の見直し  
（前略）

なお、実施にあたっては、こども、がん患者や難病患者など配慮が必要な慢性疾患を抱えている方、低所得者、入院患者、医師が対象医薬品の長期使用等が医療上必要と考える方等に対する配慮を検討する。

## 自由民主党、日本維新の会 政調会長間合意（令和7年12月19日 署名）（抄）

なお、実施にあたっては、こども、がん患者や難病患者など配慮が必要な慢性疾患を抱えている方、低所得者、入院患者、医師が対象医薬品の長期使用等が医療上必要と考える方等に対する配慮を検討する。

# OTC類似薬の保険給付の見直しの実施に向けた技術的検討会「中間とりまとめ」(概要)

## 検討の前提

- 健保法改正で、OTC医薬品と成分、投与経路が同一で、一日最大用量が異ならない医療用医薬品(約77成分)を使用する場合には、原則として別途の負担(薬剤費の4分の1)を求めることとした。

必要な受診が確保されるよう、効能効果の対応関係・別途の負担を求めない範囲等を検討し、中間的にとりまとめた

## 1. OTC医薬品では対応できない効能効果

医療用医薬品とOTC医薬品では、効能効果が異なる場合があり、各成分毎に効能効果の対応関係を検討した。

効能効果の違い(例)(青字はOTC医薬品にない効能効果)

| 対象成分                  | 医療用医薬品の効能効果                                     | OTC医薬品の効能効果                                       |
|-----------------------|-------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| フェキソフェナジン塩酸塩(抗アレルギー薬) | アレルギー性鼻炎、蕁麻疹、皮膚疾患(湿疹・皮膚炎、皮膚そう痒症、アトピー性皮膚炎)に伴うそう痒 | 花粉、ハウスダスト(室内塵)などによる次のような鼻のアレルギー症状の緩和:くしゃみ、鼻水、鼻づまり |

▶蕁麻疹、皮膚疾患(湿疹・皮膚炎、皮膚そう痒症、アトピー性皮膚炎)に伴うそう痒の場合は、別途の負担の対象外

|               |                                                                                                                   |                                                                                                              |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ヘパリン類似物質(保湿剤) | 血栓性静脈炎、血行障害に基づく疼痛と炎症性疾患(注射後の硬結並びに疼痛)、肥厚性癬痕・ケロイドの治療と予防、進行性指掌角皮症、皮脂欠乏症、外傷(打撲、捻挫、挫傷)後の腫脹・血腫・腱鞘炎・筋肉痛・関節炎、筋性斜頸(乳児期)、凍瘡 | きず・火傷のあとの皮膚のしこり・つっぱり(顔面を除く)、手指のあれ、ひじ・ひざ・かかと・くるぶしの角化症、手足のひび・あかぎれ、乾皮症、小児の乾燥性皮膚、しもやけ(ただれを除く)、打ち身・捻挫後のはれ・筋肉痛・関節痛 |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

▶血栓性静脈炎、血行障害に基づく疼痛と炎症性疾患(注射後の硬結並びに疼痛)、筋性斜頸(乳児期)の場合は、別途の負担の対象外

## 2. がん、難病患者への使用等

別途の負担の対象外とする者・療養の具体的な範囲について検討した。

別途の負担を求めない者・療養(例)

- がん患者(がんに関連ない症状は負担対象)
- 指定難病患者(軽度者も含む。)(指定難病に関連ない症状は負担対象)
- 国の公費負担医療の受給者(公費負担と関連ない症状は負担対象)
- 入院中(退院時を含む)の処方
- 処置等に伴う14日分までの処方
- 長期使用
  - 内服薬:50週を超える場合は別途の負担の対象外
  - 外用薬:長期使用にエビデンスがある場合を除き負担対象  
※ただし、一定の重症患者への長期使用の実態を踏まえ、湿布・皮膚保湿剤等は別途の負担の対象外とする令和10年度末までの経過措置を講じて、それまでに診療ガイドラインのエビデンスの状況等を踏まえ、必要な見直しを行う。
- OTC添付文書に「服用しない」と記載されている「妊婦」、「妊娠している可能性がある女性」、「授乳婦」(例:イトブリド)

## 3. 現場の実務・患者の納得感

現場の実務が複雑になり、医師によって判断が分かると、患者の納得が得られないため、できるだけ統一的な仕組みとすべき。

今後、「中間とりまとめ」を医療保険部会等に報告し、令和8年秋頃を目途に結論を得る予定

# 医療用医薬品とOTC医薬品との効能・効果の違い

- **医療用医薬品とOTC医薬品の効能・効果が対応する場合には、別途の負担の対象とする。**
- 原則として患者自身の判断により用いられるOTC医薬品の効能・効果は、医師の診断に基づき処方される医療用医薬品と比較して、患者自身でも判断可能な症状により記載されていることや、制度の位置づけや使用場面の違いを踏まえ、それぞれの効能・効果の対応関係を次の類型により整理。

## 効能・効果の対応関係の整理に当たって考慮した点

- OTC医薬品の添付文書に記載された症状等又はその処方目的が、医療用医薬品が用いられる処方目的と対応していること
- 疾患・病態ごとに細かく区分し医療現場における運用が複雑とならないこと
- 判断基準が複雑になることで医師ごとの判断がばらつくことがあると、同じ疾患において患者負担の有無が異なり、患者にとって制度が分かりにくく、納得感を得にくいものとならないこと
- 同一又は類似の薬効群に属する他成分との整理との均衡も踏まえ、制度上の取扱いに大きな不均衡が生じないこと
- 医療用医薬品とOTC医薬品とで使用される治療目的が明らかに異なる場合には、効能・効果が一致しない場合として整理すること

## 効能・効果の対応関係の考え方

|      |                                                                                                    |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対応あり | ①疾患名が直接対応している場合（OTC医薬品として承認されている効能・効果が疾患名で記載されており、医師が診断した疾患名に直接又は実質的に対応している場合）                     |
|      | ②症状等として対応している場合（OTC医薬品として承認されている効能・効果が症状等を基礎として記載されており、医師が診断した疾患に通常伴う症状、身体状態又は当該医薬品の使用目的と対応している場合） |
| 対応なし | ③医療用医薬品とOTC医薬品とで、使用される目的が明らかに異なる場合には、 <b>効能・効果が対応しないもの</b> として整理する。                                |

## 【分類例】 「対応あり」の効能・効果で医療用医薬品を処方等する場合は、別途の負担の対象となる。

| 対象成分                      | 医療用医薬品の効能効果                                                        | OTC医薬品の効能効果                                                                                                  | 対応 |
|---------------------------|--------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| フェキソフェナジン塩酸塩<br>(抗アレルギー薬) | アレルギー性鼻炎                                                           | 花粉、ハウスダスト（室内塵）などによる次のような鼻のアレルギー症状の緩和：くしゃみ、鼻水、鼻づまり                                                            | 有  |
|                           | 蕁麻疹                                                                |                                                                                                              | 無  |
|                           | 皮膚疾患（湿疹・皮膚炎、皮膚そう痒症、アトピー性皮膚炎）に伴うそう痒                                 |                                                                                                              | 無  |
| ヘパリン類似物質<br>(皮膚保湿剤)       | 血栓性静脈炎、血行障害に基づく疼痛と炎症性疾患（注射後の硬結並びに疼痛）、筋性斜頸（乳児期）、                    | きず・火傷のあとの皮膚のしこり・つっぱり（顔面を除く）、手指のあれ、ひじ・ひざ・かかと・くるぶしの角化症、手足のひび・あかぎれ、乾皮症、小児の乾燥性皮膚、しもやけ（ただれを除く）、打ち身・捻挫後のはれ・筋肉痛・関節痛 | 無  |
|                           | 肥厚性癬痕・ケロイドの治療と予防、進行性指掌角皮症、皮脂欠乏症、外傷（打撲、捻挫、挫傷）後の腫脹・血腫・腱鞘炎・筋肉痛・関節炎、凍瘡 |                                                                                                              | 有  |

# 別途の負担を求めない者と療養の範囲

- 引き続き必要な医療が確保されるよう別途の負担を求めない範囲（こども・がん患者・難病患者・国の公費負担医療の対象者・入院患者・処置等の一環で行われる処方・低所得者）について次のとおり整理した。

| 分類            | 別途の負担を求めない範囲                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| こども           | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 18歳年度末（18歳に達する日以後最初の3月31日まで）までの者に対象医薬品を処方等する場合</li> </ul>                                                                                                                                                                                        |
| がん患者          | <ul style="list-style-type: none"> <li>● がんの治療中に、がんやその治療に関連して生じた状態に対し、対象医薬品を使用した場合<br/>（例）がんの主疾患の治療、これに伴う副作用・有害事象への対応<br/><br/>（別途の負担の対象となる場合）<br/>・ がんと直接関係しない一般的症状に対して対象薬が処方される場合<br/>・ 治療終了後、長期に薬物投与が必要な場合 等</li> </ul>                                                                |
| 難病患者          | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 指定難病患者であって、指定難病及び当該指定難病に付随して発生する傷病に対して対象医薬品を使用する場合<br/>※小児慢性特定疾病患者についても同様の整理（多くの場合は「こども」に該当するため、別途の負担の対象外となる）</li> </ul>                                                                                                                         |
| 国の公費負担医療の対象者  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 国の公費負担医療の対象者が、当該公費負担医療を受ける際に対象医薬品を使用する場合</li> </ul>                                                                                                                                                                                              |
| 入院患者          | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 入院患者に対し、入院中（退院時を含む。）に対象医薬品を使用する場合</li> </ul>                                                                                                                                                                                                     |
| 処置等の一環で行われる処方 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 処置等の前から同一又は類似の医薬品の投薬が行われておらず、新たに処置等と同日に対象医薬品が処方された場合（14日分までに限る。）<br/>※医科診療報酬点数表の検査（一部を除く）、処置、手術に位置づけられる医療行為を基本として、外来で実施される疼痛管理や感染予防等の目的で処方されるものを対象とする。<br/><br/>（別途の負担の対象となる場合）<br/>・ 処置等以前からあった症状に対して処方される場合<br/>・ 14日分を超える処方が行われる場合</li> </ul> |
| 低所得者          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活保護受給者</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                               |

# 別途の負担を求めない者と療養一がん患者一

## がん患者

治療継続の必要性等に鑑み、次のとおり整理。

- ・ 「がんの治療中にがんやその治療に関連して生じた状態」に対する対象医薬品の使用 : 別途の負担の**対象外**
- ・ がんとは別の疾患の治療や、それに起因して生じた一般的な症状への対応 : 別途の負担の**対象**

| 別途の負担                   | 具体例                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 別途の負担の <b>対象外</b> となる場合 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ がんの主疾患治療（現に治療行為を伴う診療を継続的に受けている場合又は治療開始に向けて具体的な治療計画の下で継続的な診療管理を受けている場合）</li> <li>・ がん治療に伴う副作用・有害事象への対応</li> <li>・ 抗がん剤治療・放射線治療・緩和ケア治療</li> <li>・ 手術等に伴う副作用や有害事象への対応</li> <li>・ 免疫抑制状態等への対応</li> </ul>                                              |
| 別途の負担の <b>対象</b> となる場合  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ がんと直接関係しない一般的な症状</li> <li>・ 治療終了後の薬物投与（※）</li> <li>・ 治療終了後の定期的な診察、画像検査、経過観察</li> <li>・ がんの疑い・再発疑いで精査中の場合</li> <li>・ 前がん病変の状態でがんの診断ではない場合</li> <li>・ がん治療中であって、がん治療と関連が薄い症状（花粉症、水虫、齲歯等）</li> <li>・ がん治療中であって、がん治療に伴わない一般的な症状（便秘、風邪、腰痛等）</li> </ul> |

（※）「医師が対象医薬品の長期使用等が医療上必要と考える方」に該当する場合は、別途の負担の対象外。

# 別途の負担を求めない者と療養一難病患者・公費負担医療対象者一

## 難病患者

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「難病法」という。）に基づく指定難病患者については、指定難病患者の医療費の負担軽減を図るという難病法の趣旨を踏まえ、指定難病(医療費助成の対象か否かを問わない)及び当該指定難病に付随して発生する傷病に対する対象医薬品の使用については、別途の負担の**対象外**とする。（「こども」に含まれない18歳から20歳までの小児慢性特定疾病患者も同様の取扱いとする。）

| 別途の負担                   | 具体例                                                                                    |
|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 別途の負担の <b>対象外</b> となる場合 | <ul style="list-style-type: none"><li>指定難病に係る治療</li><li>指定難病に付随して発生する傷病に係る治療</li></ul> |
| 別途の負担の <b>対象</b> となる場合  | <ul style="list-style-type: none"><li>指定難病又は指定難病に付随して発生する傷病以外に係る治療</li></ul>           |

## 公費負担医療対象者

特定の疾病、障害、状態等に対して、特別な配慮を行う必要性に鑑み設けられている国の公費負担医療制度の趣旨に鑑み、指定難病と同様に、国の公費負担医療の対象者が当該公費負担医療を受ける際に対象医薬品を使用する場合は、別途の負担の**対象外**とする。

| 別途の負担                   | 具体例                                                                                   |
|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 別途の負担の <b>対象外</b> となる場合 | <ul style="list-style-type: none"><li>国の公費負担医療を受ける場合</li></ul>                        |
| 別途の負担の <b>対象</b> となる場合  | <ul style="list-style-type: none"><li>地方単独公費負担医療の対象者（国の公費負担医療の対象者である場合を除く。）</li></ul> |

# 別途の負担を求めない者と療養一入院患者、処置等の一環で処方が行われる場合一

## 入院患者

入院患者は、急性期又は慢性期の疾病等により、医師の管理下で集中的かつ継続的な治療を受けている状態にあり、処方される薬剤は、当該入院治療や処置の一環として用いられている場合が多く、医療提供の場面や治療環境が外来患者とは大きく異なるため、入院患者に対し、入院中（退院時を含む。）に対象医薬品が処方された場合は、別途の負担を求めないことと整理する。

入院患者は、急性期又は慢性期の疾病等に対し、医師の管理下で集中的・継続的な治療の一環として薬剤が処方されることから、入院中（退院時を含む）に対象医薬品が処方された場合は、別途の負担の**対象外**とする。

| 別途の負担                   | 具体例                 |
|-------------------------|---------------------|
| 別途の負担の <b>対象外</b> となる場合 | ・ 対象医薬品が入院中に処方された場合 |

## 処置等の一環で処方が行われる場合

- ・ 生体検査や抜歯後の鎮痛剤の処方等、処置等に伴う症状に対して対象医薬品が処方される場合（症状の主要因が処置等によるものである場合）には、別途の負担の**対象外**とする（※）。なお、別途の負担の対象外となる処置・手術の範囲については、外来で実施される検査（生検、穿刺その他の侵襲を伴う検査に限る）、処置、手術に伴う疼痛管理、感染予防その他の処置後管理を目的として処方される場合に限ることとする。
- ・ また、これらの場合は処置等に伴う疼痛や炎症等の急性期管理を目的とする処方であり、一般に短期間で症状が経過することが想定されること等を踏まえ、**14日分**までを別途の負担の対象外とする。

※処置等の前から同一又は類似の医薬品の投薬が行われておらず、新たに処置等と同日に処方が行われた場合に限る。

| 別途の負担                   | 具体例                                      |
|-------------------------|------------------------------------------|
| 別途の負担の <b>対象外</b> となる場合 | ・ 抜歯後の鎮痛剤（14日分以内の処方に限る。）                 |
| 別途の負担の <b>対象</b> となる場合  | ・ 症状が処置等以前から生じていた場合<br>・ 処方日数が14日分を超える場合 |

# 別途の負担を求めない者と療養一医師が対象医薬品の長期使用等が医療上必要と考える方一

## 医師が対象医薬品の長期使用等が医療上必要と考える方の整理

○「長期使用」とは、暦年で365日連続して使用されていることを形式的に求めるものではないものの、1年という単位の中で、医師が年間を通じた症状の持続と治療の継続性を確認し、当該対象医薬品の長期使用等が医療上必要であると認めている状態を指すものとする。

・ **内服薬**（頓服薬を除く）については、処方日数が比較的正確に把握できるため、1年を通じた使用実態を外形的に確認することが可能であること、対象の内服薬が50週以上処方されている場合は、症状が季節や環境要因によらず持続し、医師の管理下で年間を通じた治療が継続していると考えられる。

→これらを踏まえ、内服薬における長期使用の要件は、**年間の使用日数が概ね50週**であることとする。

・ **外用薬**（軟膏・湿布等）については、患者ごとの使用量や頻度に個人差が大きく、処方日数が必ずしも明確ではないこと、また、対症療法として処方される場合には、医師が必ずしも連日使用を指示しているとは限らないため、処方日数を用いて通年性が判断できない。

→外用薬における長期使用の要件は、**次の判断基準を踏まえ、総合的に判断**することとする。

### 【判断基準】

- 慢性又は反復性の疾患として明確に診断されていること
- 当該成分の継続的又は反復的な使用が、単なる症状緩和にとどまらず、診療ガイドライン等において、その有効性や必要性が示されていること
- 継続の必要性が患者の自覚症状や使用感に過度に依存せず客観的に判断できること
- 同一又は類似薬効群との均衡やOTC医薬品で対応している者との公平性を確保できること

| 分類                        |     | 別途の負担の対象外となる範囲                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 別途の負担の対象となる場合                                                                                                          |
|---------------------------|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 医師が対象医薬品の長期使用等が医療上必要と考える方 | 内服薬 | ◆ 少なくとも6ヶ月間にわたり、症状の持続又は反復と対象医薬品の継続的使用が確認され（診療情報提供書、薬剤情報、お薬手帳、オンライン資格確認による薬剤情報等）、当該医薬品を通年で使用すること（直近の実績を含め少なくとも50週の継続）が医療上必要であると医師が認めている場合                                                                                                                                                                                                | ・ 使用実績が6ヶ月以内の場合<br>・ 当該医薬品を通年で使用すること（直近の実績を含め少なくとも50週の継続）が医療上必要であると認められない場合                                            |
|                           | 外用薬 | ◆ アトピー性皮膚炎に対するヘパリン類似物質と尿素の通年での使用<br>◆ 令和10年度末までの経過措置は以下のとおり、以降見直しを行う。<br>○鎮痛消炎剤（これまで通年で使用しているだけでなく、慢性かつ重度の疾患（例：変形性膝関節症におけるKellgren-Lawrence（KL）分類のGrade 4）であることが客観的に把握でき、医師が年間を通じた疼痛管理として継続使用が医療上必要と判断する場合に限る。）<br>○皮膚保湿剤・皮膚保護剤・角化症治療剤（これまで通年で使用しているだけでなく、症状または疾患活動性が十分に改善せず、免疫抑制剤等による全身療法を併用した治療歴がある場合であって、医師が毎日使用することを指示して処方する場合に限る。） | ・ 鎮痛消炎剤（左記以外の場合）<br>・ 皮膚保湿剤・皮膚保護剤・角化症治療剤（左記以外の場合）<br>・ 点眼薬（通年性のアレルギー結膜炎等により通年性の要件に当てはまる場合を除く）<br>・ ステロイド外用薬、抗真菌外用薬、消毒薬 |

※外用薬における年間を通じた使用についての確認方法や初診の考え方は内服薬における整理と同様に考える。

## 別途の負担を求めない者と療養

### ーOTC医薬品の添付文書に「服用しないこと」と記載されている場合ー

#### OTC医薬品の添付文書に「服用しないこと」と記載されている場合

- OTC医薬品の添付文書には「服用しないこと」と記載されている医薬品であっても、医療用医薬品の添付文書では「禁忌」とされていない場合があり、医療機関においては処方可能な場合がある。
- このため、OTC医薬品の添付文書において「服用しないこと」とされているものについて、
  - ①自己判断による服用を避け、医師による個別の判断を求めるもの
  - ②OTC医薬品の効能・効果又は使用対象を限定するもの
  - ③原則として使用を避けることを前提とするものに分類し、それぞれ整理。

| 分類                       | 別途の負担                                                                                                                                                                                                                                              |
|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| OTC医薬品を「服用しないこと」とされている場合 | ◆ 年齢、疾患、症状、併用薬、使用期間を理由にOTC医薬品を「服用しないこと」としている場合<br>→自己判断による服用を避け、基礎疾患や症状、併用薬剤などを踏まえて医師が判断することを前提としているが、医療機関の受診を意図した記載の有無をもって別途の負担の取扱いが異なることは適切ではなく、医師の判断によって患者の負担の有無が異なる可能性があることも踏まえ、OTC医薬品を「服用しないこと」とされている患者についても、それ以外の患者と同様に <b>別途の負担の対象</b> とする。 |
|                          | ◆ 部位又は性別を理由にOTC医薬品を「服用しないこと」としている場合<br>→自己判断でOTC医薬品を服用するのではなく、医療機関の受診を前提としたもので、OTC医薬品の効能・効果又は使用対象が医療用医薬品と比較して限定されている。これを踏まえ、「服用しないこと」の記載をもって別途の負担の有無を判断するのではなく、「 <b>効能・効果の違い</b> 」又は「 <b>別途の負担を求めない者と療養の範囲</b> 」に該当するか否かで <b>別途の負担の有無を判断</b> する。   |
|                          | ◆ イトプリドなど、妊婦に対してOTC医薬品を「服用しないこと」とされている場合は、医療用医薬品においても、「治療上の有効性が危険性を上回る場合にのみ使用する」という有益性投与の考え方を基本としている。<br>→医師が母胎への治療の有益性と胎児・乳児への影響を比較衡量した上で、例外的に必要な場合のみ処方されるものであることから、 <b>別途の負担の対象外</b> とする。                                                        |

## 別途の負担を求めない者－こども、低所得者－

- 別途の負担を求めないこととしている「こども、がん患者や難病患者など配慮が必要な慢性疾患を抱えている方、低所得者、入院患者、医師が対象医薬品の長期使用等が医療上必要と考える方等」のうち「**がん患者や難病患者など配慮が必要な慢性疾患を抱えている方、入院患者、医師が対象医薬品の長期使用等が医療上必要と考える方**」については、OTC類似薬の保険給付の見直しの実施に向けた技術的検討会で一定の検討がなされている。
- 「**こども**」、「**低所得者**」の考え方については、以下のとおりとはどうか。

### こども

OTC 類似薬の保険給付の見直しに当たっては、こどもについて、成長過程にあり、医療の必要性や受診行動が大人とは異なることを踏まえ、特に配慮が必要と考えられる。また、こども医療費助成制度が多く自治体において実施されていることから、窓口における自己負担が軽減又は免除されている場合が多い。こうした制度的背景を踏まえる必要がある。18歳以下のこどもに対象医薬品が処方された場合は、別途の負担の**対象外**としてはどうか。

#### 別途の負担

#### 対象者

別途の負担の**対象外**となる場合

- ・ 18歳到達後最初の3月末までの者

### 低所得者

- ・ 本制度においては、低所得者含め患者負担が急激に増加しないよう、
  - ・ 別途の負担は薬剤費の4分の1とし、
  - ・ 実際に対象医薬品を通年で使用することが医療上必要な患者等については、別途の負担の**対象外**とするといった制度設計としている。
- ・ その上で、低所得者のうち生活保護受給者は最低限度の生活及び治療の継続に影響を及ぼすおそれがあることや、医療現場での確認の負担も考慮し、生活保護受給者を別途の負担の**対象外**としてはどうか。

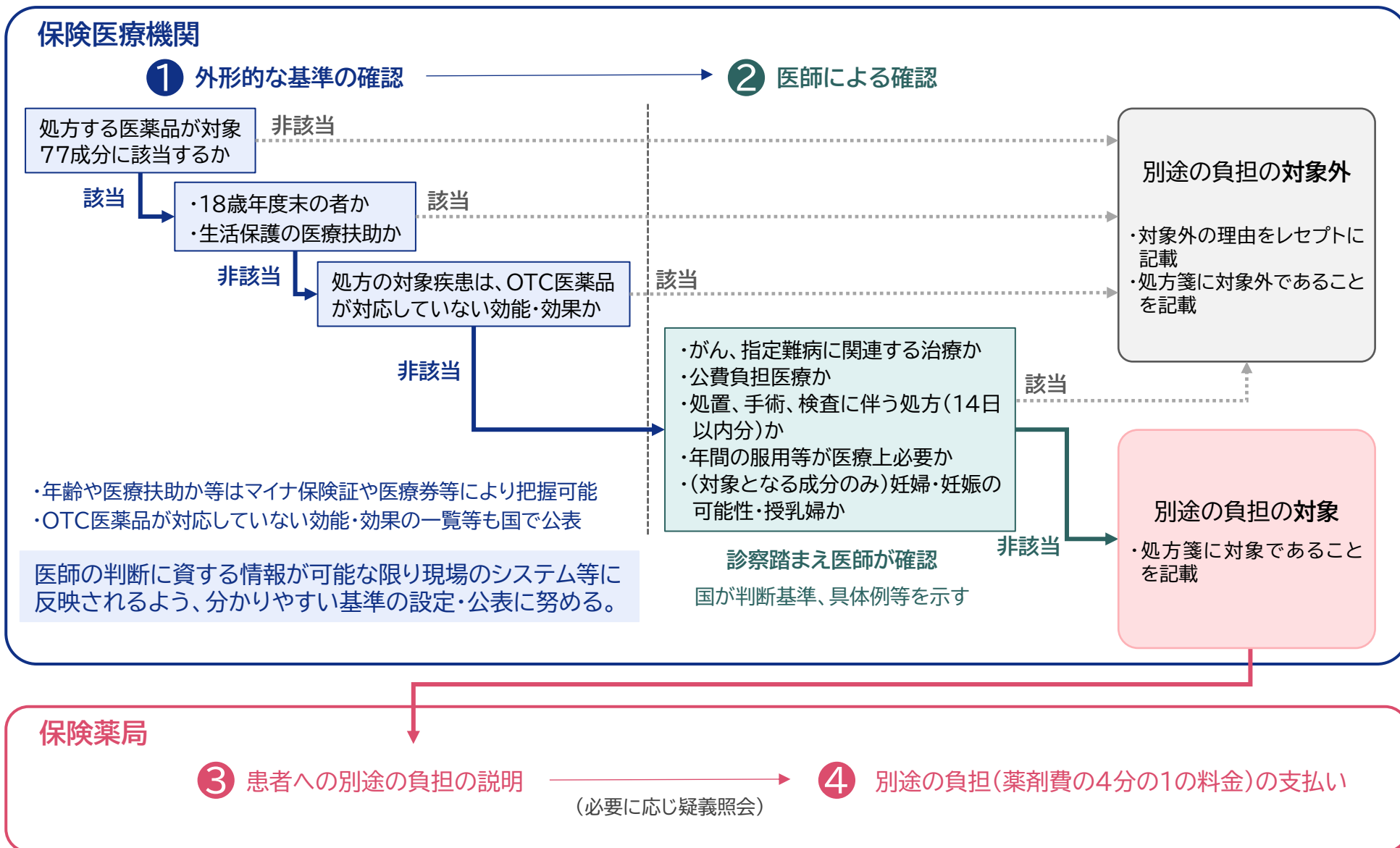
#### 別途の負担

#### 対象者

別途の負担の**対象外**となる場合

- ・ 生活保護受給者

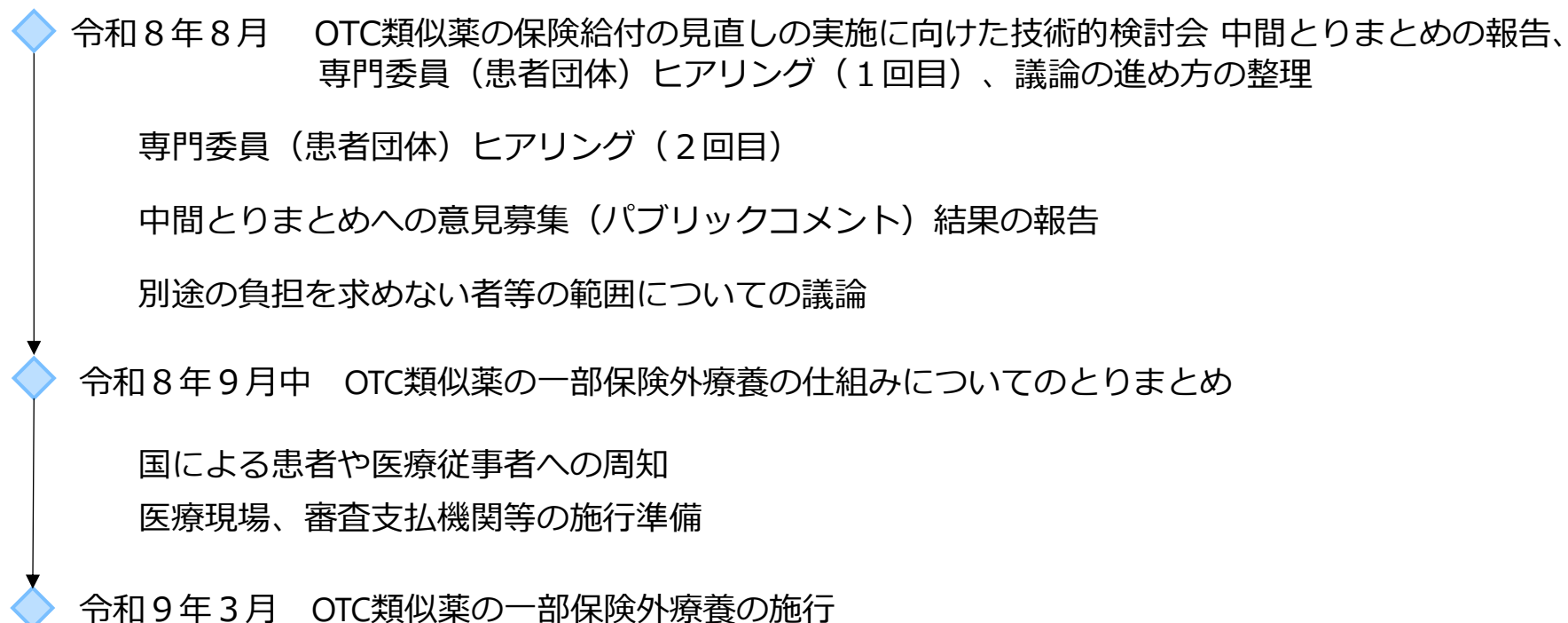
# OTC類似薬の一部保険外療養の実務フロー（院外処方の場合）



※ 制度が複雑化しないよう、OTC類似薬の一部保険外療養に該当する場合は、長期収載品の選定療養の特別の料金は求めないこととする。

## 今後の議論の進め方（案）

- 医学、薬学等の有識者から構成された「OTC類似薬の保険給付の見直しの実施に向けた技術的検討会」による中間とりまとめの内容を踏まえ、OTC類似薬の一部保険外療養の別途の負担の対象・対象外となる範囲等の検討について、社会保障審議会医療保険部会において以下のとおり検討を進め、患者等への周知、医療現場等の準備期間を確保する観点から本年9月頃を目途に成案を得ることとしてはどうか。



※並行して中央社会保険医療協議会でもOTC類似薬の一部保険外療養の施行に向けた議論を行う。

※令和8年8月6日～8月20日の間、電子政府の総合窓口「e-Gov」上にて意見募集を実施。

## 参考資料

# OTC類似薬の薬剤給付の見直し

**保険を使って医療用医薬品の処方を受ける場合と保険を使わずOTC医薬品で対応する場合の公平性**を踏まえ、日常的な医療に用いる、OTC医薬品でも代替可能な医療用医薬品の保険給付の範囲を見直します。



## 制度のポイント

鼻炎、胃痛、痛み止め、肩こり、風邪症状などの日常的な医療に用いる**医療用医薬品の一部について、特別の料金（薬剤料の4分の1）**がかかります。



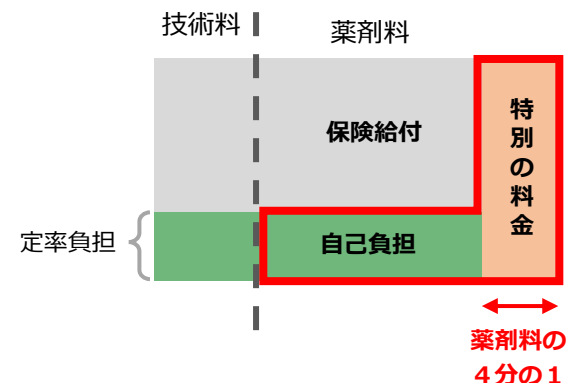
こどもやがん患者・難病患者などには、特別の料金について配慮措置を検討します。

## 医療用医薬品の自己負担額のイメージ（3割負担の場合）

|               | 医療用医薬品（薬剤料のみ） |         | (参考) OTC医薬品 |
|---------------|---------------|---------|-------------|
|               | 見直し前          | 見直し後(注) |             |
| 解熱鎮痛薬（5日分）    | 45円           | 72円     | 約500円       |
| 去痰薬（5日分）      | 45円           | 72円     | 約1,500円     |
| 便秘薬（30日分）     | 360円          | 570円    | 約2,000円     |
| 抗アレルギー薬（30日分） | 540円          | 855円    | 約1,000円     |

注 実際の負担額は各医薬品の薬価や特別の料金への消費税などにより異なる場合がある。

- ※ 医療用医薬品の場合、別途初診料や調剤基本料等の技術料が生じる。
- ※ 医療用医薬品は、例示した医薬品のうち最もシェアの高いものの額を記載
- ※ OTC医薬品は、医療用医薬品と代替可能なもののうち確認できた範囲におけるネット上での最安の額を記載



## 附帯決議（衆議院議院厚生労働委員会）（抄）

健康保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抄）

令和八年四月二十七日

衆議院厚生労働委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 七、一部保険外療養の施行に当たっては、薬剤の支給において、要指導医薬品又は一般用医薬品との代替性の高いものであっても、配慮が必要な者への措置は将来にわたって維持すること。また、国民の受診機会の確保、重症化の防止及び医療費への影響等を総合的に勘案し、患者に過度な負担を生じさせることのないよう十分配慮すること。さらに、制度導入後の影響について実態を把握・検証し、適時、ホームページ等で広く公表しつつ可逆的な見直しを含む必要に応じた見直しを行うこと。
- 八、一部保険外療養の対象範囲については、薬剤以外の診療行為を含めるべきではないという指摘もあったこと等を踏まえ、十分に検討すること。
- 九、一部保険外療養に係る対象薬剤や要配慮者の範囲、患者負担割合の検討に当たっては、患者・国民及び関係者に対して丁寧な説明を行い、その意見を十分に踏まえること。また、検討過程の透明性を確保する観点から、検討のための資料及びデータ、前提条件等について出来る限り詳細に関係審議会等に提出し、議論の内容を明らかにすること。

# 附帯決議（参議院議院厚生労働委員会）（抄）

健康保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抄）

令和八年五月二十八日

参議院厚生労働委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 七、一部保険外療養の施行に当たっては、薬剤の支給において、要指導医薬品又は一般用医薬品との代替性の高いものであっても、適正な医療の提供を確保するために必要なものについては、将来にわたって保険給付の対象とするとともに、配慮が必要な者への措置は将来にわたって維持すること。さらに、国民の受診機会の確保、重症化の防止及び医療費への影響等を総合的に勘案し、患者に過度な負担を生じさせ、又は必要かつ適切な受診が抑制されることのないようにするとともに、制度導入後の影響について実態を把握・検証し、適時、ホームページ等で広く公表しつつ可逆的な見直しを含む必要に応じた見直しを行うこと。
- 八、一部保険外療養の対象範囲については、薬剤以外の診療行為を含めるべきではないという指摘もあったこと等を踏まえ、十分に検討すること。
- 九、一部保険外療養の導入に当たっては、医療用医薬品の給付を受ける患者とＯＴＣ医薬品で対応している患者との公平性の確保の観点から、イトプリドの妊婦に対する使用上の注意等を精査、検討すべきとの指摘があったことを踏まえ、イトプリドを妊婦に使用する際に別途の負担を求めない方向で整理すること。
- 十、一部保険外療養の導入に当たっては、対象薬剤や要配慮者の範囲、患者負担割合を有効成分、効能効果、最大用量等を踏まえ精査、検討するとともに、患者・国民及び関係者に対して丁寧な説明を行い、その意見を十分に踏まえること。また、検討過程の透明性を確保する観点から、検討のための資料及びデータ、前提条件等について出来る限り詳細に関係審議会等に提出し、議論の内容を明らかにすること。

### 5. 社会保障制度改革の推進

#### （1）薬剤給付の見直し

##### ① OTC類似薬を含む薬剤自己負担の見直し

OTC医薬品の対応する症状に適応がある処方箋医薬品以外の医療用医薬品のうち、他の被保険者の保険料負担により給付する必要性が低いと考えられるときには、患者の状況や負担能力に配慮しつつ、別途の保険外負担（特別の料金）を求める新たな仕組みを創設し、令和8年度中（令和9年3月）に実施する。まずは、77成分（約1,100品目）を対象医薬品とし、薬剤費の4分の1に特別の料金を設定する。

今後、セルフメディケーションに関する国民の理解や、OTC医薬品に関する医師・薬剤師の理解を深めるための取組、医療品医薬品のスイッチOTC化に係る政府目標の達成に向けた取組などの環境整備を進めるとともに、将来、OTC医薬品の対応する症状の適応がある処方箋医薬品以外の医療用医薬品の相当部分にまで対象範囲を拡大することを目指し、上記の施行状況等について厚生労働省において把握・分析を行った上で、令和9年度以降にその対象範囲を拡大していく。あわせて、特別の料金の対象となる薬剤費の割合の引き上げについても検討する。

なお、実施にあたっては、こども、がん患者や難病患者など配慮が必要な慢性疾患を抱えている方、低所得者、入院患者、医師が対象医薬品の長期使用等が医療上必要と考える方等に対する配慮を検討する。

## 【OTC 類似薬を含む薬剤自己負担の見直し】

- OTC 類似薬の保険適用の見直しについては、骨太の方針や公党間の合意において、医療機関における必要な受診を確保し、こどもや慢性疾患を抱えている方、低所得の方の患者負担などに配慮しつつ、成分や用量が OTC 医薬品と同等の OTC 類似薬をはじめとする OTC 類似薬一般について保険給付の在り方を見直すとされていることを踏まえて、その保険給付の在り方について議論した。
- これらを踏まえて、①医療機関における必要な受診を確保した上でどのような保険給付の見直しが考えられるか、②見直しに当たってどのような患者について配慮が必要か、③OTC 類似薬の範囲について議論を行った。

### <①医療機関における必要な受診の確保を前提とした保険給付の見直し>

- 当部会では、保険給付の見直しについて、
  - ・ 保険適用除外として OTC 医薬品を購入した場合、患者の自己負担が著しく増えるケースがある
  - ・ 医療機関の受診は、医師が診察・診断をし、医学管理をした上で投薬するもので、ただ薬を出すものとは全く違う
  - ・ 保険適用としつつも、例えば保険外併用療養のような形で別途負担を求める仕組みも考えられるのではないか
  - ・ 選定療養で追加の自己負担を求める方法や償還率を変える方法等について、具体的な検討を進めていただきたい
  - ・ 保険給付の在り方を見直すに当たっては、過度な負担や急激な変化が生じないよう十分な配慮を行うべき
  - ・ 患者団体の話を踏まえると、OTC 類似薬については保険適用とした上で患者負担を変更する方法が弊害が少ないのではないか
  - ・ 選定療養の仕組みを活用してはどうかという意見もあるが、何でも選定療養で対応とならないように、その対象について目的・手段の観点から整理することが国民・患者の理解と納得を得るためにも必要などの意見があった。
- これらの意見を踏まえ、医療機関における必要な受診を確保しつつ、OTC 医薬品で対応している患者と OTC 医薬品で対応できる症状であるにも関わらず、他の被保険者の保険料にも負担をかけて医療用医薬品の給付を受ける患者との公平性を確保する観点から、薬剤を保険適用としつつ、薬剤費の一部を保険給付の対象外とし、患者に「特別の料金」を求める新たな仕組みを、保険外併用療養費制度の中に創設すべきである。
- また、特別の料金について、低所得者にとって負担が過重とならない水準にするとともに、長期に療養しており既に医療費負担が重い者にも配慮すべきである。

### <②配慮が必要な者の範囲>

- OTC 類似薬の保険給付の見直しに当たって、特別の料金を徴収しないよう配慮すべき者について、医療費助成制度が広く行われているこども、医療費に着目して公的な支援を受けている方、長期にOTC 類似薬の利用を必要とする方、入院患者等を提示して議論を行った。
- 当部会では、配慮が必要な者について、
  - ・ こどもや慢性疾患を抱えている方、低所得者の方については配慮が必要
  - ・ 一般用医薬品では（医療用医薬品の）10倍以上の価格になることもあり、難病の方や心身障害者の方々などの負担が非常に重くなるなどの意見があった。

# 社会保障審議会医療保険部会 議論の整理 (令和7年12月25日) (OTC 類似薬部分抜粋②)

○これらの意見を踏まえ、以下の者については特別の料金を徴収しない方向で検討を進めるべきである。

- ・ こども
- ・ がん患者や難病患者など配慮が必要な慢性疾患を抱えている方
- ・ 入院患者や処置等の一環で OTC 類似薬の処方が必要な方
- ・ 医師が対象医薬品の長期使用等が医療上必要と考える方

## <③OTC 類似薬の範囲>

○ OTC 類似薬の範囲について、医療の中で医師や薬剤師が使う医薬品である「医療用医薬品」と患者が自ら選択する「OTC 医薬品」では、有効成分が一致していても、用法・用量、効能・効果、投与経路・剤形などに違いがあることを示した。

○当部会では、費用負担の在り方について、

- ・ 成分が一致していても、用法・用量、効能・効果、対象年齢、投与経路、剤形など、様々な違いがあり、OTC 類似薬だからといって、単純に保険適用から外すことは難しい
- ・ 用法・用量、効能・効果等の違いを踏まえつつ、OTC 医薬品で代替可能なものはできるだけ広い範囲を対象として具体的な検討を進めるべきなどの意見があった。

○これらの意見を踏まえ、特別の料金の対象となる医薬品の範囲は、OTC 医薬品と成分が同一の医療用医薬品のうち、最大用量や投与経路、効能・効果を考慮して OTC 医薬品との代替性が高いと思われるものとするべきである。

○また、患者団体ヒアリングも行い、

- ・ がん患者の中には、疼痛治療のために最大量のアセトアミノフェン、ロキソニンテープ、便秘対策のために酸化マグネシウムも服用されている方もいる。OTC 類似薬に関する議論について、経済的負担、制度面での不安も大きい。
- ・ がんや難病の患者の中にも、OTC 類似薬を日常的に、あるいは長期に継続して使用している者がいる
- ・ 疾患の発症はわずかな発熱、皮膚の異常、せきなどから始まることもあるが、発症数週間で亡くなる病態もあり、1 日病院に行くのが遅れていれば危ないこともある。重症化すれば、高額な薬を使用しても治らない、非可逆的な状態になる。病院に行くか、行かないか、1 日の迷いが生命を左右する
- ・ 自分の症状が受診すべきかを患者自身が正確に判断することは不可能
- ・ アトピー性皮膚炎の場合、全身に毎日 2 回塗る必要があり、1 回に 500 グラム処方されても 2 か月もたない。その他、バイオ製剤などや抗炎症薬も必要で、保険適用除外になれば患者の負担は相当重くなる
- ・ 例えばこどものアトピー性皮膚炎では症状をコントロールし再び悪化させないために定期的に軟膏（OTC 類似薬）を使い続ける必要。保険適用除外は、一部のアレルギー疾患患者が適切な治療の継続をあきらめ症状を悪化させてしまう
- ・ 医療用医薬品や OTC の使用状況をドラッグストアの薬剤師や登録販売者の方が総合的に把握していない中では、飲み合わせや相互作用に適切に対応できない
- ・ OTC 類似薬を10割負担にすると患者負担が重くなりすぎる。OTC 類似薬である医療用医薬品について追加負担を求めるとしても、患者負担が重くなりすぎないように配慮が必要との意見もあった。

＜実施に向けた技術的な検討＞

- 新たな制度の実施に向けて、**対象医薬品の範囲や長期使用等の医療上の必要性を判断する考え方などについては、専門家の意見を聞きつつ技術的な検討を行うべきである。**
- 今後、セルフメディケーションに関する国民の理解や、OTC 医薬品に関する医師・薬剤師の理解を深めるための取組、医療用医薬品のスイッチ OTC 化に係る政府目標の達成に向けた取組などの環境整備を進めるとともに、対象となる医薬品の範囲の拡大や特別な料金の変更について、これらの施行状況等を十分把握・分析した上で、国民の理解が得られるよう、丁寧に検討すべきである。

## 第209回社会保障審議会医療保険部会における主なご意見（令和7年12月25日）

- 国民や事業者の過度な負担や急激な変化が生じることのないよう、十分な配慮を行うとともに、患者団体をはじめとした関係団体等の意見を踏まえ丁寧に検討を進めるべき。（内堀委員）
- 疾患の診断というのは医師しかできないことも踏まえ、必要な医療への受診抑制につながることはないよう、特に低所得者、高齢者、難病患者、慢性疾患患者等に十分に配慮した制度の在り方を検討すべき。（内堀委員、城守委員）
- システム改修等、現場で混乱が生じることのないよう、早期の情報提供、実情を踏まえた制度設計に必要な財政措置を講じること。（内堀委員）
- 特別の料金を徴収しない「こども」について、対象年齢をどうするか検討すべき。（袖井委員）
- 自治体の子ども医療費助成と相まって制度目的が十分達成できない可能性があるため、こどもについては、特別の負担の除外ではなく軽減にすべきではないか。（中村委員）
- 対象品目や要配慮者の対象等の決定に当たっては丁寧に議論し、議論過程における透明性を担保する必要がある。（林委員）
- 今回、薬剤費の自己負担が大幅に増加することから、当該負担額について、早い段階から国民にしっかりと発信するべき。（渡邊委員）
- 国民の理解が得られ、納得できる制度にするとともに、対象医薬品や要配慮者の範囲等について、明確でシンプルな制度設計とし、早めに現場へ必要な周知を行うこと。（渡邊委員）
- 用法・用量、また、効能・効果等の違いも踏まえつつ、OTC医薬品で代替可能なものについてはできるだけ広い範囲を対象として具体的な検討を進めるべき。（佐野委員）
- 施行後、負担増となる者が出てくる可能性もあることから、しっかりと検証し適切に対応すべき。（城守委員）
- 正確な医療情報の提供やセルフメディケーションの推進等、ヘルスリテラシーの向上を推進すべき。（北川委員）
- 薬局機能の活用、不要な受診・投薬の抑制のためのセルフメディケーションのみならず、OTC医薬品を含む一元的な薬歴管理を検討すべき。（藤井委員）

### ＜健康保険法第63条第2項第6号＞ ※一部保険外療養の定義

2 次に掲げる療養に係る給付は、前項の給付に含まれないものとする。

六 要指導医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第五項第三号に規定する要指導医薬品をいう。）又は一般用医薬品（同項第四号に規定する一般用医薬品をいう。）との代替性が特に高い薬剤を用いた療養その他の適正な医療の提供を確保しつつ、公平かつ効率的な保険給付を行う必要性に鑑みその要する費用のうち一部を保険給付の対象としないものとする療養として厚生労働大臣が定めるもの（以下「一部保険外療養」という。）

### ＜健康保険法第63条第8項＞ ※対象となる療養を定める際の配慮事項

8 厚生労働大臣は、第二項第六号の定めをするに当たっては、所得の状況、病状の程度、治療の内容その他の療養を受ける者の事情を踏まえた療養となるよう配慮するものとする。

### ＜健康保険法第86条第3項第1号ロ＞ ※別途の負担の額の考慮事項

3 一部保険外療養を受けた場合（当該一部保険外療養と併せて評価療養、患者申出療養又は選定療養を受けた場合を含む。）における保険外併用療養費の額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額（当該療養に食事療養が含まれるときは当該控除した額及び前項第二号に掲げる額の合算額、当該療養に生活療養が含まれるときは当該控除した額及び同項第三号に掲げる額の合算額）とする。

一 イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額

イ 当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）につき第七十六条第二項の定めを勘案して厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）

ロ 医療費の動向及び医療保険の財政状況並びに療養を受ける者の事情その他の事項を考慮して保険給付の対象としない費用として厚生労働大臣が定めるところにより算定した額

二 前号に掲げる額に第七十四条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額（療養の給付に係る同項の一部負担金について第七十五条の二第一項各号の措置が採られるべきときは、当該措置が採られたものとした場合の額）

| 法律名                                        | 給付名                      | 実施主体                |
|--------------------------------------------|--------------------------|---------------------|
| 障害者総合支援法                                   | 精神通院医療                   | 都道府県、指定都市           |
|                                            | 更生医療                     | 市区町村                |
|                                            | 育成医療                     | 市区町村                |
|                                            | 療養介護医療                   | 市区町村                |
| 難病法                                        | 特定医療費                    | 都道府県、指定都市           |
| 児童福祉法<br>(障害児入所医療、肢体不自由児通<br>所医療はこども家庭庁所管) | 小児慢性特定疾病医療費              | 都道府県、指定都市、中核市、児相設置市 |
|                                            | 障害児入所医療                  | 都道府県、指定都市、児相設置市     |
|                                            | 肢体不自由児通所医療               | 市区町村                |
| 母子保健法（こども家庭庁所管）                            | 養育医療                     | 市区町村                |
| 感染症法                                       | 結核患者の医療                  | 都道府県、保健所設置市、特別区     |
|                                            | 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者の医療  | 都道府県、保健所設置市、特別区     |
|                                            | 新感染症外出自粛対象者の医療           | 都道府県、保健所設置市、特別区     |
| 被爆者援護法                                     | 認定疾病医療                   | 国                   |
|                                            | 一般疾病医療費                  | 国                   |
| 特定B型肝炎感染者特別措置法                             | 定期検査費                    | 支払基金                |
|                                            | 特定無症候性持続感染者に対する母子感染防止医療費 | 支払基金                |
| 石綿健康被害救済法（環境省所管）                           | 医療費                      | (独)環境再生保全機構         |
| 水俣病特措法（環境省所管）                              | 療養費                      | 熊本県、鹿児島県、新潟県        |

# 厚生労働省社会保障審議会医療保険部会 提出資料

2026年8月27日

一般社団法人 全国がん患者団体連合会（全がん連）

【謝辞】本資料の作成にあたっては、がん患者やその家族の方々、がん診療に携わる医療関係者の方々より、貴重なご意見と多大なるご協力をいただきました。この場をお借りして、心より御礼申し上げます。

# 一般社団法人全国がん患者団体連合会(全がん連)について

- 「がん」と一口にいても、その病態や治療、患者や家族の悩みや苦痛は異なる面も多く、がんの種類や地域ごとに多くのがん患者団体がそれぞれの課題の解決に向けた取り組みを行っています。一方で、がんの種類や地域を問わず、がん全体における共通した課題も存在することから、多くのがん患者団体がそれぞれ独自の取り組みを行いつつ、共通した課題の解決に向けて連携した取り組みを行うことが求められています。
- この連携を行うため、「各地のがん患者団体が情報や経験を共有し、それぞれの活動をより良いものとしていくこと」「それぞれのがん患者団体の取り組みや考えを尊重しつつ、賛同できる場合には共に連携して取り組みを行うこと」「これらの取り組みを継続かつ安定して行うために、一定の法人格をもった団体を設立すること」が必要と考えられました。
- そこで、全国のがん患者団体の連合体組織として、がん患者団体の連携や活動の促進を図りつつ、がん患者と家族の治療やケア、生活における課題の解決に取り組み、がん医療の向上とがんになっても安心して暮らせる社会の構築に寄与することを目的として、非営利型の一般社団法人である全国がん患者団体連合会が、2006年にがん対策基本法が成立してから10年の節目となる2015年に設立され、現在51の加盟団体、加盟団体の会員総数はおよそ2万人です。



首相官邸ホームページより

# 高額療養費とOTC類似薬を利用する乳がん患者さんの例(加藤那津さん・愛知県在住)

(2025年11月20日・第204回社会保障審議会医療保険部会提出資料より)



- 2009年5月 31歳のとき、胸の痛みを感じて超音波検査を受け、乳腺症と診断される
- 2009年8月 乳がん検診(マンモグラフィ検査)で石灰化を指摘され、大学病院に紹介され針生検で偽陽性と診断
- 2009年9月 若年であることと家族歴から、乳房の切除生検を行う。
- 2009年10月 切除生検の結果、乳がんと確定診断(ホルモン受容体陽性HER2陰性、ステージ0)、乳房温存手術を受け、術後に放射線治療と乳がんに対するホルモン療法(内服)を開始。
- 2013年8月 乳房に痛みとしこりを感じ、局所再発と診断。手術で乳房を全摘し、同時再建。遺伝性のがんを疑い検査の結果、BRCA2陽性、遺伝性乳がん卵巣がん症候群(HBOC)と診断。術後に乳がんに対するホルモン療法(内服+注射)を開始。ホルモン療法に伴う更年期症状に悩まされる。
- 2016年7月 吐き気が続き検査の結果、肝臓に多発転移が見つかる。
- 2017年3月 名古屋ウィメンズマラソンに出場して腸骨骨折。
- 2018年4月 乳がんに対する薬物療法(アバスチン+パクリタキセル)を開始。
- 2019年2月 乳がんに対する薬物療法(リムパーザ)を開始(現在も継続中)。
- 2019年9月 検査の結果、骨転移が見つかる。乳がん骨転移に対する薬物療法(ランマーク)を開始するも、その後複数回の骨折を経験する。
- 2022年4月 閉経したが、ホルモン療法中より更年期症状は軽いと感じた。
- 2023年5月 左大腿骨が骨折手前になり、骨折を予防するための手術を受ける。
- 2024年6月 遺伝性乳がん卵巣がん症候群(HBOC)に対する予防的卵巣・卵管摘出術を受ける。

(※)治療歴については過去のことであるため、薬剤や治療歴について一部記憶違いなどが含まれる可能性があります。

# 高額療養費とOTC類似薬を利用する乳がん患者さんの例(加藤那津さん・愛知県在住)

(2025年11月20日・第204回社会保障審議会医療保険部会提出資料より)



- 2009年1月 交通事故に遭い、交通事故の後遺症で強い疼痛を感じ、経口のNSAIDs(非ステロイド性抗炎症薬)を開始。
- 2009年9月 乳がんのため手術を受け、交通事故の後遺症に加え、乳がん手術に伴う疼痛も感じるようになる。
- 2010年2月 疼痛治療のため、ペインクリニックの受診を開始。
- 2012年5月 再び交通事故に遭う。
- 2012年8月 交通事故の後遺症と乳がん術後の疼痛のため、医療用麻薬の内服開始。
- 以降、交通事故と乳がん治療に伴う疼痛管理のため、以下の薬剤を順次、使用する。
  - ロキソニン
  - ボルタレン
  - リリカとトラムセット(最大量)
  - モルヒネ
  - アセトアミノフェン(最大量)【OTC類似薬】(疼痛管理のため、現在も使用)
  - ロキソニンテープ【OTC類似薬】(疼痛管理のため、現在も使用)
  - 酸化マグネシウム【OTC類似薬】(医療用麻薬や分子標的薬に伴う便秘対策のため、現在も使用)

(※)治療歴については過去のことであるため、薬剤や治療歴について一部記憶違いなどが含まれる可能性もあります。

## 【OTC類似薬に関する議論について】

- 乳がんに対する治療薬と疼痛管理のための痛み止めで、長期にわたり継続して高額療養費を利用しているが、このうちOTC類似薬である痛み止めが保険から外れてしまうと、高額療養費の対象にもならず、経済的負担がかなり大きくなってしまわないか。
- OTC類似薬が保険から外れてしまうと、どういう取り扱いとなるかがはっきりせず、制度面での不安も大きい。
- 高額療養費を利用して、高い薬をずっと使い続けていることについて、制度には心から感謝しているが、私が乳がんの治療を続けることは社会にとって良いことなのか。治療を続けることは自分のエゴではないかと悩んでいる。

## 別途の負担を求めない者と療養の範囲(がん患者の基本的な考え方)

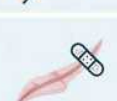
- 指定難病や小児慢性特定疾病等の公費負担医療においては、「疾患名」そのものに対する治療だけでなく、治療の必要性や継続性に基づいて、助成する治療の対象が整理されている。
- 一部保険外療養におけるがん患者についても、「**がんの治療中に、がんやその治療に関連して生じた状態**」に対する**対象医薬品の使用については、別途の負担を求めないことと整理する**。具体的には、がんの症状への対応のほか、抗がん剤治療、放射線治療、手術等に伴う副作用や有害事象への対応、免疫抑制状態等への対応が該当する。
- 他方で、がんとは別の疾患の治療や、それに起因して生じた一般的な症状への対応については、原則として、がん患者であることのみを理由に別途の負担を求めないこととするものではない。また、**がん治療が終了した後に、何らかの症状の軽減等のために長期間にわたり薬物対応が必要な場合については、(6)の「医師が対象医薬品の長期使用等が医療上必要と考える方」として別途の負担を求めないことと整理する**。

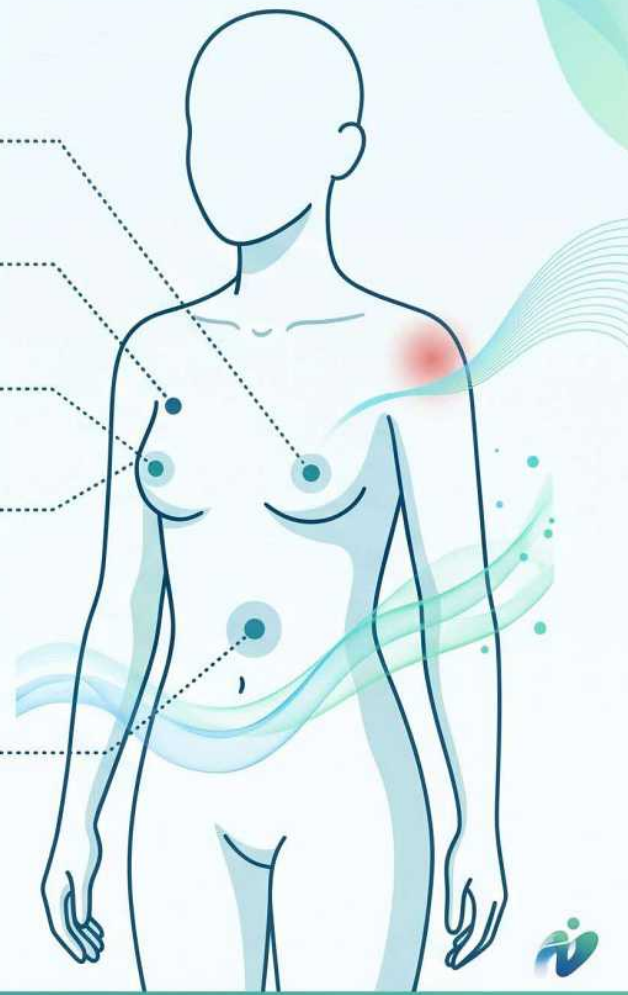
厚生労働省「OTC類似薬の保険給付の見直しの実施に向けた中間とりまとめ」(2026年8月6日)より

→がん治療が終了した後に、**短期・中期の使用**が必要となりうるケースについてはどう考えるか

治療終了後に短期・中期の使用が必要となりうるケース

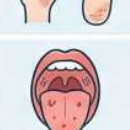
(A) 手術（術後合併症）に伴うもの

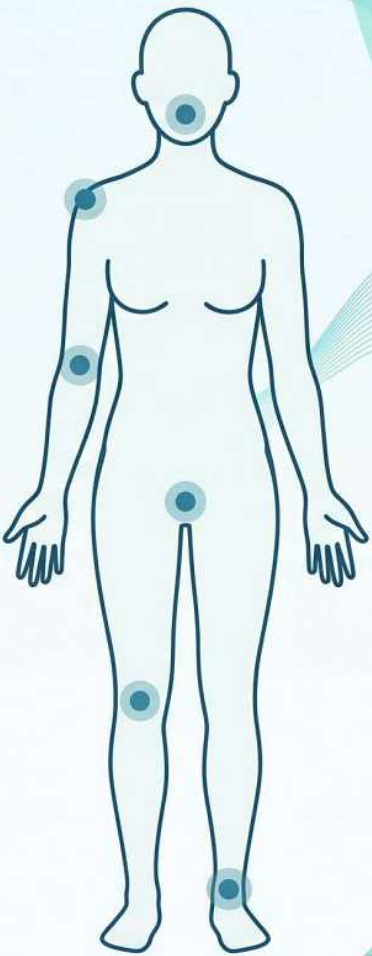
|                                                                                     |                                        |                                                                   |
|-------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
|    | ① 乳房切除後疼痛症候群 (PMPS)                    | 外用NSAIDs、内服鎮痛薬。<br>乳房切除・腋窩郭清後の患者の一定割合に生じ、増悪期ごとに数週間の使用を反復する。       |
|    | ② 腋窩ウェブ症候群および肩関節拘縮                     | 外用NSAIDs、貼付剤。リハビリテーションと並行して数週～数か月使用する。疼痛管理なしには可動域訓練が進まず、就労復帰が遅れる。 |
|    | ③ 漿液腫（セローマ）穿刺後および創部感染後の炎症・疼痛           | 鎮痛薬、外用抗菌薬・ステロイド外用薬。                                               |
|    | ④ 創部瘢痕・ケロイド、ドレーン抜去部の瘢痕                 | ヘパリン類似物質、ステロイド外用薬。<br>術後数か月～1年程度。                                 |
|    | ⑤ 手術用テープ・創傷被覆材による接触皮膚炎                 | ステロイド外用薬、保湿剤。                                                     |
|   | ⑥ 自家組織再建後のドナー部慢性疼痛、インプラント再建後の被膜拘縮に伴う疼痛 | 外用NSAIDs、保湿剤。                                                     |
|  | ⑦ 周術期の麻酔・オピオイドに起因する便秘                  | 酸化マグネシウム等。                                                        |



# 治療終了後に短期・中期の使用が必要となりうるケース

## (B) 薬物療法 (抗がん剤・内分泌療法) に伴うもの

|                                                                                     |                                           |                                                                                                              |
|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    | ① アロマターゼ阻害薬関連筋骨格症状 (AIMSS) の残存            | 外用NSAIDs、ロキソプロフェン内服。<br>内分泌療法中は「治療中」として対象外となるが、5～10年の内服終了後も関節痛・こわばりが数か月～数年残存する患者が相当数あり、この期間は制度上「治療終了後」に該当する。 |
|    | ② タキサン系薬剤による関節痛・筋肉痛の遷延                    | 外用NSAIDs、内服鎮痛薬。<br>投与終了後も数か月持続する例がある。                                                                        |
|    | ③ 化学療法誘発性末梢神経障害 (CIPN) に伴う疼痛・こむら返り        | 外用NSAIDs、温感貼付剤。<br>数年単位で残存し、症状は季節や活動量により増悪と軽快を繰り返すため通年使用には該当しない。                                             |
|    | ④ 骨修飾薬 (デノスマブ・ゾレドロン酸) 投与後の急性期反応           | 発熱・関節痛に対する解熱鎮痛薬。<br>骨粗鬆症目的の投与はがん治療終了後も継続されるため、投与のたびに数日間必要となる。                                                |
|   | ⑤ 手足症候群・爪囲炎の回復期に残る角化・亀裂                   | 尿素製剤、ステロイド外用薬。                                                                                               |
|  | ⑥ 口腔粘膜炎・口腔乾燥の遷延                           | トリアムシノロン口腔用貼付剤・軟膏、含嗽剤。                                                                                       |
|  | ⑦ 内分泌療法に伴う閉経後泌尿生殖器症候群 (GSM) に併発する膣カンジダの反復 | ミコナゾール膣坐剤、オキシコナゾール膣錠等。<br>1回あたり2週間程度であるが反復する。                                                                |



## 制度運用において検討を要すると考えられる点(乳がん患者を例に)

### 1. 処方時点での期間判定は臨床上不可能である

同一の薬剤・同一の病態であっても、患者により長期通年使用にも短期使用にもなる。処方時点で「50週以上か否か」を判定することはできず、事後的な区分は窓口の混乱を招くのではないか。

### 2. 「がん治療との関連性」を判断できない場面が多い

これらの薬剤は乳腺外科以外(皮膚科・整形外科・かかりつけ医等)で処方される場面が多く、当該医師が因果関係を判断できないことが少なくない。結果として、本来配慮の対象となる患者に適用が及ばない事態が生じるのではないか。

### 3. 予防的使用の中断は、かえって医療費を増大させうる

保湿剤等は蜂窩織炎や皮膚潰瘍の予防として機能しており、負担増による使用中断は入院医療費の増大を招きうるのではないか。

### 4. 対象となる患者層は就労・育児期の女性が多い

乳がん治療後の患者では、追加負担が受診・服薬の中断に直結しやすくなるのではないか。

### 5. 手術単独例では、退院した時点で制度上「がん治療終了後」となる

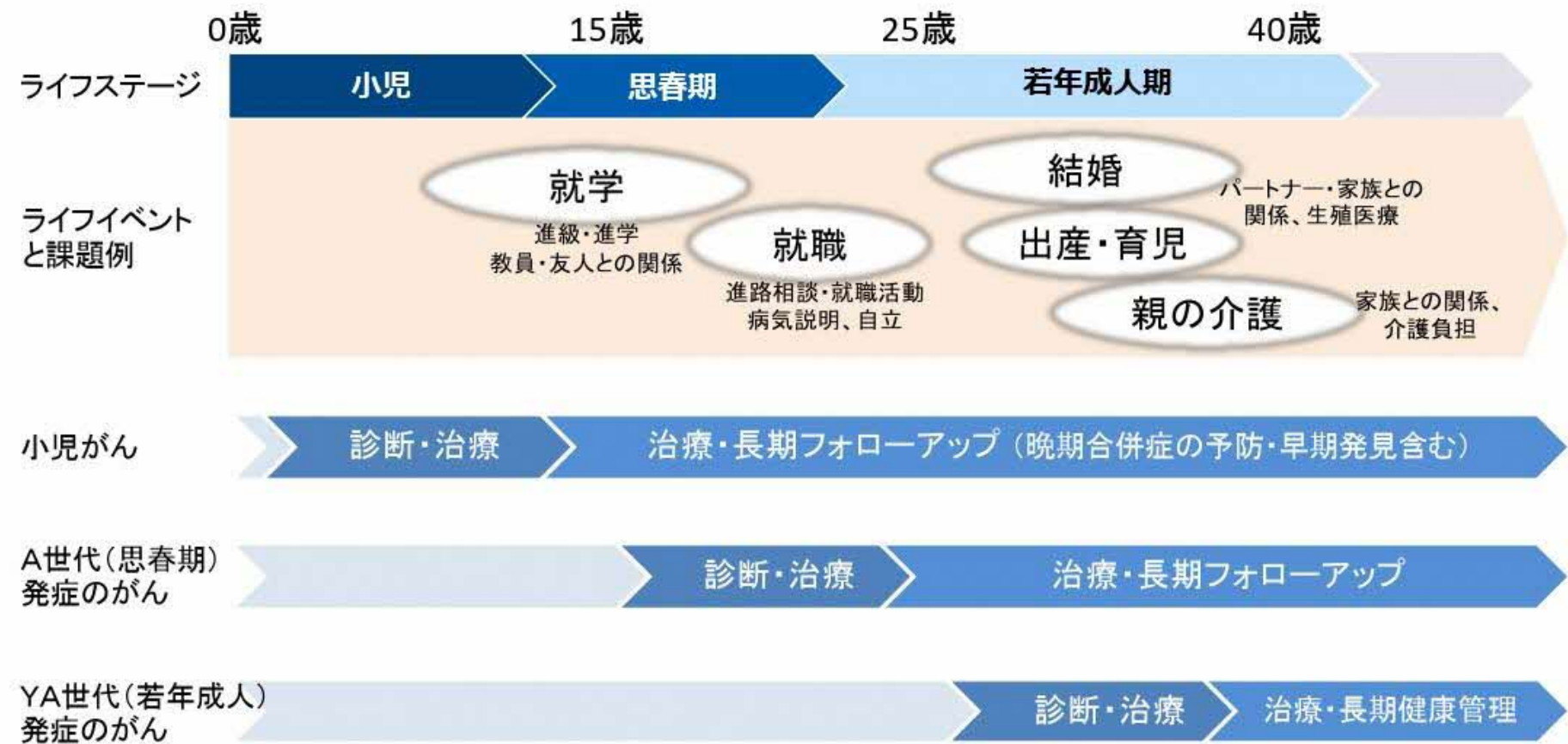
非浸潤癌や低リスク早期乳がん、高齢者など、術後の薬物療法・放射線治療を要さない患者では、手術翌日以降に生じるすべての術後合併症が「がん治療終了後」に該当する。すなわち、創部痛、漿液腫、肩関節拘縮、瘢痕、PMPSといった手術そのものに起因する合併症の治療薬が追加負担の対象となりかねないのではないか。

### 6. 鎮痛薬の選択肢が制度上偏る懸念がある

今回の対象一覧にはロキソプロフェン、イブプロフェンおよび主要な外用NSAIDsが広く含まれる一方、アセトアミノフェン単剤は含まれていない。がん治療後の患者は消化管障害や腎機能低下、抗凝固薬併用などNSAIDsを避けるべき背景を有することが少なくなく、負担差によって薬剤選択が歪められることは医学的に望ましくないのではないか。

# 小児がん治療後の合併症と晩期合併症

- ライフステージの早い段階で発症し、治療期と心身の成長が重なり、長期にわたる合併症を起こすリスクがある。また晩期合併症のため、治療後も長期にわたりフォローアップを要する。
- 年代によって就学、就労、生殖機能等の状況が異なり、心理社会的状況も様々で、個々の状況に応じた多様なニーズが存在する。



厚生労働省第5回がんとの共生のあり方に関する検討会資料より

## 小児がん患者の治療終了後における短期・中期的な薬剤使用の必要性について



### (1) 慢性GVHDに伴う皮膚症状と保湿剤

GVHDにおける長期使用のエビデンスは限定的だが、皮膚の乾燥症状に対しヒルドイド等の保湿剤を使用するケースがある。



### (2) 便秘症への対応

ダウン症合併例などで、長期投与を要することがある。また、照射後や手術後の影響も考慮される。



### (3) 慢性GVHDに伴う遷延性呼吸器症状

長く続く呼吸器感染症や症状に対し、ムコダイン等の去痰薬の処方が検討される場合がある。



### (4) 慢性GVHD・ステロイド長期投与時の疼痛管理

ステロイド長期投与中などに生じる場合がある関節痛や筋痛に対し、湿布薬などの外用薬がしばしば処方される。



### (5) 免疫不全状態における感染症への対応

免疫抑制剤内服中などの免疫不全状態で、感染症を併発する場合がある。呼吸器感染に対しムコダイン等の併用が考えられる。

## 制度運用において検討を要すると考えられる点(小児がん患者を例に)

一部保険外療養の実施に当たっては、引き続き必要な医療が確保されるよう、**こども**、がん患者や難病患者など配慮が必要な慢性疾患を抱えている方、低所得者、入院患者、医師が対象医薬品の長期使用等が医療上必要と考える方等に対しては、別途の負担を求めない配慮を行う

厚生労働省「OTC類似薬の保険給付の見直しの実施に向けた中間とりまとめ」(2026年8月6日)より

### 【小児がん経験者における課題】

- 小児がん経験者の健康実態治療終了後も**長期・生涯にわたり慢性疾患や重篤な晩期合併症**(内分泌・神経・心腎機能障害など)を抱える小児がん経験者が多い。
- 頭痛、倦怠感、消化器症状など不定愁訴に見える症状も晩期合併症が背景にあり、**医師による継続管理と対症療法が必要**である。
- 処方と追加負担ルールの課題症状が長年反復していても「**頓用・間欠的**」な服薬の場合、**長期使用の除外要件とされる「年間おおむね50週以上」を満たせず**、追加負担の対象となってしまう。
- 臓器障害により使える薬が限られるケースなど、**市販薬(OTC)と成分が同じであっても代替が効かず**医学的必要性が高い。
- 若年期から**生涯にわたって追加負担が累積**する懸念がある。

### 【検討を要すると考えられる点】

- 処方日数(50週)の基準のみで判断せず、治療歴との関連、臓器機能、医師の管理下にあること、代替可能性などを総合的に考慮すること。
- 晩期合併症等に医学的に必要な薬剤は、追加負担の対象外または負担軽減とすること。
- 今後対象成分を拡大する際は、小児がん経験者への累積的な影響を事前に検証すること。

# 中間とりまとめで示された 配慮の仕組みに対する意見 ～難病患者団体の立場から～

社会保障審議会 医療保険部会 2026年8月27日



代表理事 大黒宏司

# 日本難病・疾病団体協議会について

- 2005年5月設立。難病や長期慢性疾患、小児慢性疾患の患者・家族会、地域難病連等、計105団体（延べ17万人）で構成する患者・家族会の全国組織
- 「誰もが安心して暮らせる社会の実現」をスローガンとして掲げ、患者・家族の交流や社会への啓発、国会請願や国の審議会への参画を通じたアドボカシー活動などを実施
- 難病法（難病の患者に対する医療等に関する法律）、改正児童福祉法、障害者総合支援法の成立などを実現
- 2017年 内閣総理大臣表彰を受賞



- 1 別途の負担を求めない者の範囲に、  
指定難病および小児慢性特定疾病の患者が明記された
- 2 指定難病の登録者証等で確認する線引き  
～軽症者や経過観察中の患者も含める重要な一歩
- 3 現場運用の複雑化、患者の納得感に対する懸念  
～別途負担の対象かどうかの判断のばらつき
- 4 指定難病に付随して発生する傷病かは明確でなくとも  
関連する医薬品については別途負担の対象外にすべき

難病の多くは複数の症状があり、  
診察は複数の医療機関・診療科にまたがることが多い。

| 医療費助成対象の可能性<br>(例:シェーグレン症候群) | 免疫<br>内科 | 呼吸器<br>内科 | 整形外科 | 眼科 | 歯科 |
|------------------------------|----------|-----------|------|----|----|
| 主治医のいる総合病院                   | ◎        | ○         | ○    | ○  | △  |
| 難病治療の関連病院                    | ○        | △         | △    | ×  | ×  |
| クリニック(病診連携)                  | ○        | ×         | ×    | ×  | ×  |
| クリニック(連携なし)                  | ×        | ×         | ×    | ×  | ×  |

受診する医療機関・診療科によって医療費助成の対象となる可能性が異なる。  
⇒「指定難病及び当該指定難病に付随して発生する傷病」の基準は明確でない

OTC類似薬の中に難病そのものを直接治す治療薬は少ない。  
⇒対症療法薬が大半（指定難病に付随する傷病に対する薬）

◎対症療法薬（必要性が低いわけではない）

…アレルギー・皮膚の痒み・疼痛・感染症対策など、  
生活の質を支える医薬品が多い。

◎指定難病に付随して発生する傷病に対する医薬品

…受診する医療機関・診療科あるいは医師によって  
さらに医療費助成の対象となる判断が異なりやすい

「別途の負担の対象外となる場合」も医療機関・医師によって異なる可能性大。

⇒同じ疾患・症状において患者負担が異なり、納得感を得にくい制度になる

多くの難病について、難病そのものの症状によるよりも、感染症等が重症化および死因として重要になることがある。

◎抗ウイルス薬・抗真菌薬・抗生物質等を含むOTC類似薬は、感染すれば重症化し、ときには死に至る患者にとって命を守る医薬品です。

◎しかし指定難病に付随する傷病に対する医薬品か是不透明  
…指定難病に付随するかは検討の余地はあるが、**関連する医薬品は明確に「別途の負担の対象外」にすべき。**

**病診連携が取れていないクリニックでも確実に「別途の負担の対象外」にする**  
⇒受診の抑制を防ぎ、難病患者を感染症等による重症化から守る。

中間とりまとめは特に登録者証を挙げていますが、現状では登録者証の普及率は十分とは言えません。

◎受給者証の写しや却下通知でも、指定難病患者であることが分かるケースは多いはず。

⇒過去の受給者証・医療費助成の不認定通知書・カルテの記載など、患者や医療機関が保有している書類でも代替できるようにしてください。

小児慢性特定疾病についても、患者や医療機関が保有している書類でも代替できるようにして、指定難病に準ずる対応にしてください。

長期使用が必要な医薬品を広く対象外にしてください。  
～鎮痛消炎剤など、常に手元においておく必要のある  
医薬品があります。

- ◎在宅で常時携帯する頓服薬や、症状の波に応じて予備を持つ医薬品も、この区分に入ると考えます。  
⇒年間常に服用していなくても、頓服薬・予備薬として処方されている医薬品は、**医療上の必要性を十分に考慮して、長期使用等の対象に加えてください**

- ◎難病患者のOTC類似薬の見直しにあたっては、
- ・「指定難病に付随して発生する傷病」の範囲があいまい  
⇒医師や医療機関ごとの判断がばらつくことがあると、  
同じ疾患・症状において患者負担の有無が異なり、  
患者にとって制度上取扱いが分かりにくく、  
納得感を得にくい制度になる。

「指定難病および当該指定難病に付随して発生する傷病」に限って別途負担を求めないのではなく、  
難病患者そのものを別途負担の対象外として位置付け、必要な医療全体に配慮してください。

# むすび：個別改正の累積が 患者生活を揺るがす

高額療養費制度の見直し・特定疾病に係る制度・  
後期高齢者の負担割合・給付範囲の見直しが  
同時進行すると受診抑制・服薬中断・症状悪化・  
家計不安・就労継続の困難という形で患者生活を圧迫します。

公的医療保険で必要な医療を受けられる原則を堅持してください。



## 医療情報化推進方針案等について

厚生労働省 政策統括官（情報政策担当）

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 医療情報化推進方針（案）について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 医療情報化推進方針及びDX審査支払機構の中期計画・年度計画

支払基金における医療DX業務への国によるガバナンスを発揮する観点から、昨年成立した医療法等改正法により、厚生労働大臣は医療情報化推進方針を作成することとされている。

また、同改正法により、支払基金は本年10月にDX審査支払機構に改組され、中期計画及び年度計画を策定することとされている。なお、年度計画に関しては、厚生労働大臣の評価の対象となっている。

## 「医療情報化推進方針」

作成主体：厚生労働大臣

対象期間：3年以上、6年以内

方針内容：医療情報化推進の意義及び基本的な方向  
国、DX審査支払機構、国保連その他関係者の取組  
機構が作成する中期計画の基本事項 等

## 「中期計画」

作成主体：DX審査支払機構

対象期間：期間の定めなし（※推進方針に合わせる予定）

計画趣旨：上記方針に基づき、医療情報化推進業務の運営  
その他の医療情報化推進の実施に関する中期計画

計画内容：医療情報化推進のための達成目標  
目標を達成するために取り組むべき措置

## 「年度計画」

作成主体：DX審査支払機構

対象期間：1年間（1事業年度）

計画趣旨：中期計画に基づき、その事業年度の医療情報化推進業務の運営に関する計画

## 【厚生労働大臣による評価】

機構は、毎事業年度の終了後、厚生労働大臣の評価を受けることとされている。（機構法31条）

（評価の仕組み）

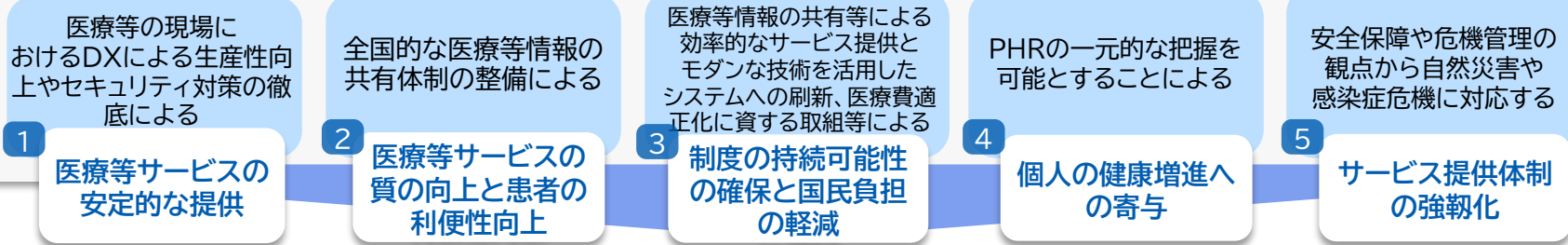
- 機構は、各事業年度の終了後3月以内に、厚生労働大臣に対して、業務の実績や自己評価結果を明らかにした**報告書を提出・公表**。
- 厚生労働大臣は、**総合的な評定を付して評価**。
- 評価を実施後、**機構に評価結果を通知・公表**。
- 機構は、評価結果を**中期計画・年度計画や業務運営の改善に適切に反映**。また、反映状況を公表。
- 厚生労働大臣は、評価結果に基づき、必要があると認めるときは、機構に対し、**業務運営の改善その他の必要な措置を講ずるよう命令が可能**。

1. 医療情報化推進の意義及び基本的な方向に関する事項

医療情報化推進の意義

「点で進んできたDXを、国がハブとなって“線”につなぎ、やがて“面”へ。」

個々の医療機関等の業務運用に即して構築してきた多様なデジタル基盤を、国が共通ルールや共通プラットフォームで束ね直し、民間の創意工夫を組み合わせ、日本全体で「つながるDX」へ再構築する。この再構築を通じて、以下の5点を実現する。



「国民一人ひとりにとって最適で質の高い医療等サービスが安定的・持続的に受けられる社会」を目指す。

医療情報化推進の基本的な方向

クラウド移行で3つを実現

「オンプレミスのたこつぼ化を越え、クラウドで基盤をつなぎ直す。」

「つながるDX」を実現するために、オンプレミスによるたこつぼ型の構造をつむぎ直し、共通ルールのもとで相互接続が可能なクラウド型基盤へと再構築していく。

業務効率化・生産性向上

医療情報システムのクラウド化により、AIを活用した業務効率化ツール等の導入を容易にし、業務効率化と生産性向上を実現

セキュリティ対策

クラウド化によりセキュリティ監視を強化し、サイバー攻撃への対応力を向上

データの共有

データ連携基盤の構築により、医療機関等との情報共有の円滑化、PHRの個人への還元、データの二次利用を促進

全国医療等情報プラットフォームの構築

医療機関や薬局、介護事業者、保険者、救急隊、自治体などが医療等情報を共有できるようにするとともに、国民もマイナポータル等で情報を閲覧・活用できる環境を実現する。

構築に当たっては、以下の点に留意して推進していく。

- ✓ DXサービス利用を効率的・計画的に行うための部局間連携の強化
- ✓ 電子カルテの認証制度活用によるベンダーへの改修要請
- ✓ 費用対効果を踏まえたシステムの導入判断
- ✓ ダッシュボードによる進捗・効果の見える化、国民の理解醸成

対象期間

2026年10月1日～2030年3月31日

※医療計画や介護保険事業計画のスケジュールを踏まえ、第1期は3年半、その後当面は3年ごととする予定。

目標

(2028年度までに)

電子カルテ  
普及率  
100%

200床以上の病院(療養病床等が中心の病院を除く)の電子カルテ

(2030年末までに)

電子カルテ  
普及率  
約100%

必要な患者の医療情報共有が可能な電子カルテ

サイバー  
セキュリティ  
対策100%

地域の拠点となる病院の対策100%実施

クラウド  
ネイティブ型の  
環境整備

大病院向けのクラウドネイティブ型製品の提供

| 1. 医療DXサービス利用のための基盤整備                                |
|------------------------------------------------------|
| (1) クラウドネイティブ型電子カルテの普及                               |
| (2) 大病院向けのクラウドネイティブ型製品(電子カルテ・部門システム)の開発・普及支援         |
| (3) サイバーセキュリティ対策の強化                                  |
| 2. 全国医療等情報プラットフォーム                                   |
| (1) 医療情報基盤                                           |
| ① マイナ保険証を基本とする仕組みにおける医療機関等の環境整備の推進                   |
| ② レセプト情報等に基づく医療情報を患者や全国の医療機関等で確認できる仕組みの機能強化          |
| ③ 診療報酬改定DXの推進                                        |
| ④ 電子処方箋の普及と利活用等の推進                                   |
| ⑤ 電子カルテ情報共有サービスの運用開始と情報の拡張                           |
| ⑥ 救急時における患者の医療情報を全国の医療機関等で確認できる仕組みの機能強化              |
| ⑦ 救急隊と医療機関で傷病者情報の共有を可能とする「救急医療情報連携プラットフォーム」を構築       |
| ⑧ 次の感染症危機に備えた対応等                                     |
| ⑨ 診断書等提出の電子化                                         |
| ⑩ HPKI等の暗号移行対応等                                      |
| ⑪ 医薬品コードの整備                                          |
| (2) 介護情報基盤                                           |
| ① 介護保険の利用者、自治体、介護事業所、医療機関等における介護情報等を電子的に共有できる情報基盤の整備 |

| (3) 行政・自治体情報基盤                           |
|------------------------------------------|
| ① PMH分野横断共通機能の運用                         |
| ② 医療費助成のオンライン資格確認の更なる推進                  |
| ③ 予防接種事務のデジタル化                           |
| ④ 母子保健DXの推進                              |
| ⑤ 自治体検診情報を共有する仕組みの構築                     |
| ⑥ 生活保護制度の医療扶助に係るデジタル化の推進                 |
| ⑦ 指定難病の特定医療費、小児慢性特定疾病医療費の支給認定申請手続のオンライン化 |
| ⑧ 自立支援医療の支給認定申請等のオンライン化                  |
| ⑨ 難病・小児慢性特定疾病・自立支援医療の自己負担上限額管理票の電子化      |
| (4) マイナポータル及びマイナポータルAPIを活用した国民への医療等情報の還元 |
| ① 国民への医療等情報の還元                           |
| 3. 医療等情報の二次利用                            |
| (1) 公的DBにおける仮名化情報の利用・提供                  |
| (2) 電子カルテ情報データベースの構築及び運用                 |
| (3) 自治体検診情報の二次利用                         |
| (4) 公的DB等の情報連携基盤の構築及び利用促進                |
| (5) 次世代医療基盤法等に基づく民間保有のデータベースの利活用の推進      |
| (6) 医療等情報の利活用を更に円滑化するための制度枠組み等の検討        |
| (7) 保健医療等情報を正確に連結するために必要な情報の提供           |
| (8) 保険者による保健事業の推進支援                      |

### 3. DX審査支払機構における中期計画

DX審査支払機構においては、次の点に留意の上、組織の特性を活かしつつ、中期計画を作成するものとする。

中期計画の期間

2026年10月1日～2030年3月31日

計画期間中の  
重点取組事項

1. 医療DXサービス利用のための基盤整備
2. 全国医療等情報プラットフォーム
3. 医療等情報の二次利用

上記2.のうち  
DX審査支払機構に  
おいて特に取り組む  
べき事項

医療情報化推進業務の運営の効率化に関する事項

- ✓ 効率的・効果的な  
組織運営の推進
- ✓ システムに係る  
調達の最適化
- ✓ AI等の先端技術の利活用による業務の効率化及び高度化

その他医療情報化推進業務の運営に関する重要事項

- ✓ 人材の育成  
及び確保
- ✓ 情報セキュリティ対策  
及び個人情報保護
- ✓ 国民や医療関係者等に向けた  
情報提供や情報共有の充実

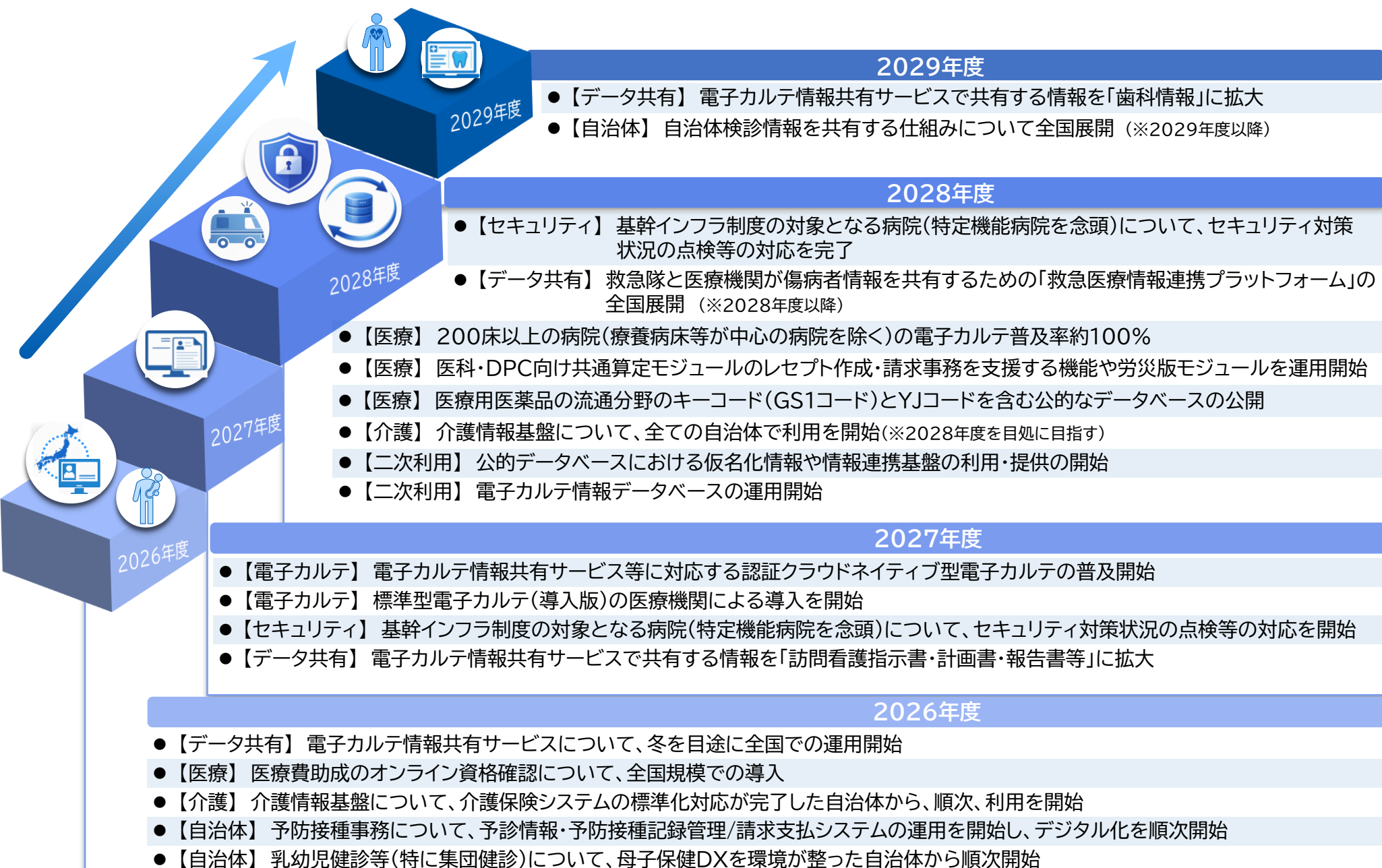
### 4. 医療法の基本方針及び介護保険法の基本指針との整合性確保

医療情報化推進は、医療・介護サービスの安定供給や質の向上、制度の持続可能性確保等により、医療提供体制の確保や介護保険給付の円滑な実施に寄与するため、医療法の基本方針及び介護保険法の基本指針との整合性を確保しながら推進する。

### 5. その他医療情報化推進に関し必要な事項

医療情報化推進の取組が確実に進むよう進捗を定期的に確認し、政策効果の検証を行うとともに、デジタル技術の進歩を踏まえて取組の強化や方針の見直しのフォローアップを行う。

# 医療情報化推進方針(案)(第1期:2026年10月~2030年3月)に基づき予定している主な取組



# 歯科における医療 D X

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 電子処方箋・電子カルテの目標設定等の概要

## 1. 電子処方箋の新目標

- 電子処方箋については、「概ね全国の医療機関・薬局に対し、2025年3月までに普及させる」※1こととしていた。  
2025年6月時点で運用開始済の薬局は8割を超えており、薬局については今夏には概ね全ての薬局での導入が見込まれる。  
一方、医療機関への導入は1割程度に留まる。
- 医療機関において電子処方箋の導入を進めるにあたっては、電子カルテが導入されていることが重要であるため、**電子処方箋の新たな目標では、電子カルテ／共有サービスと一体的な導入を進めることとし、「患者の医療情報を共有するための電子カルテを整備するすべての医療機関への導入を目指す」。**  
歯科医療機関については、現場に求められる電子カルテ・電子処方箋の機能に関し、本年度から検討を行い2026年度中に具体的な対応方針を決定する。

※1 医療DXの推進に関する工程表2023.6.2 医療DX推進本部

## 2. 電子カルテ／共有サービスの普及策

- 電子カルテについては、「遅くとも2030年には概ねすべての医療機関において必要な患者の医療情報を共有するための電子カルテの導入を目指す」※1こととしている。この目標達成に向け、**オンプレ型で、かつ、カスタマイズしている現行の電子カルテから、いわゆるクラウドネイティブを基本とする廉価なものへと移行**することを図りつつ、
  - ① 電子カルテ導入済の医療機関※2には、次回更改時に、共有サービス／電子処方箋に対応するシステム改修等の実施、
  - ② 電子カルテ未導入の医療機関※2には、**共有サービス／電子処方箋に対応できる標準化された電子カルテの導入**を進める。

※2 医科診療所／病院が対象。歯科医療機関については、現場に求められる電子カルテ・電子処方箋の機能に関し、本年度から検討を行い2026年度中に具体的な対応方針を決定する。

### 今後の主な対応方針

- 標準型電子カルテ（デジタル庁で開発中）について、本格運用の具体的内容を2025年度中に示した上で、**必要な支援策の具体化を検討**するとともに、**2026年度中目途の完成**を目指す。
- 併せて、標準型電子カルテの要件※3を参考として、**医科診療所向け電子カルテの標準仕様（基本要件）を2025年度中に策定**する。  
※3 小規模な医療機関でも過度な負担なく導入が可能となるよう、①共有サービス・電子処方箋管理サービスへの対応、②ガバメントクラウドへの対応が可能となり、かつ、1つのシステムを複数の医療機関で共同利用することで廉価なサービス提供が可能となるマルチテナント方式（いわゆるSaaS型）のクラウド型サービスとする、③関係システムへの標準APIを搭載する、④データ引き継ぎが可能な互換性を確保すること等を要件とする方向。
- **2026年夏までに、電子カルテ／共有サービスの具体的な普及計画を策定**する。

# 戦略17分野(デジタル・サイバーセキュリティ) 医療DXロードマップ

令和8年7月21日(火) 日本成長戦略本部(第2回) 資料2

デジタル・サイバーセキュリティ

クラウドネイティブに最適化された医療DX基盤

## 3. 官民投資促進に向けた課題と政策パッケージ【政策手段】

### (1) 投資促進に向けた課題

#### ① 不確実性の要因

- ・ 大病院のシステム開発コスト：  
大病院の電子カルテは、業務処理が多く、ネットワークも複雑。開発規模が大きく、刷新の開発投資にはリスクが大きい。
- ・ 大病院の情報システムの複雑性：  
電子カルテと独自インターフェースで接続するオンプレミス型の部門システムが多数。電子カルテのみをクラウド化しても、メリットを享受できない(部門システムも一体で開発に踏み切る必要あり)。また、開発に必要な標準インターフェースがない。

#### ② リソース制約

- ・ ベンダー規模：  
特に部門システムでは、小規模ベンダーが多く、クラウドネイティブ型の開発体力がない。
- ・ 導入作業：  
オンプレミス型からの移行には、個々の医療機関ごとにBPRやデータ移行などの導入支援が必要。リソースが足りない。

### (2) 講じるべき政策パッケージ

#### ① クラウドネイティブ型の情報システム(電子カルテ・部門システム)への転換

##### <クラウドネイティブ型電子カルテの普及>

- ・ 電子カルテの標準仕様の策定、標準仕様準拠製品の認証制度の構築(2026年度中に認証)
- ・ 認証された電子カルテ製品に対する普及支援/認証製品の導入のための地域提供ベンダーの連携体制の構築/認証製品へのデータ移行支援

##### <大病院向けのクラウドネイティブ型製品(電子カルテ・部門システム)の開発・普及支援>

- ・ 電子カルテ、部門システムにおけるクラウドネイティブ型製品の一体的・集中的な開発・普及支援
- ・ クラウドネイティブ型製品の開発の前提となる電子カルテと部門システムの標準インターフェースの構築(恒久的管理体制の整備)、標準仕様としての規定
- ・ 特定機能病院等の高機能な病院等におけるクラウドネイティブ型の情報システムの導入支援

##### <病院DXの推進>

- ・ AI等を活用した業務効率化支援ツール等の導入支援による病院DXの推進

#### ② サイバーセキュリティ対策の強化

##### <早急に対応すべき地域の拠点となる病院のサイバーセキュリティ対策の強化>

- ・ ネットワークの外部接続点の監視等による適正化の推進、サーバ等の管理強化(多要素認証等の導入)

#### ③ 全国的なデータ連携基盤整備

##### <政府の医療DXサービスに対応する電子カルテの普及(クラウドネイティブ型製品が普及するまでの対応)>

- ・ 政府の医療DXサービスへの対応に特化した診療所向けの「標準型電子カルテ・導入版」を国が開発し、普及
- ・ 病院等における電子カルテ情報共有サービス等への接続支援の強化(簡便な接続アプリの提供)
- ・ 政府の医療DXサービスへの接続機能を標準として備えた「パッケージ版・電子カルテ製品」の普及支援

##### <政府の医療DXサービスの機能拡充>

- ・ 研究者や企業等による一層の利活用につながるゲノムを含む医療等データ利活用基盤・TRE環境※の構築の加速化
- ・ 全国医療情報プラットフォーム(オンライン資格確認、電子処方箋、クラウド間連携基盤の構築等)の各種の政府の医療DXサービスについて、機能拡充、利用促進等を図るとともに、医療提供体制のDX化を推進

※ Trusted Research Environment。機微なデータを安全に管理・分析するための隔離された解析環境。

## 歯科における医療DXの目標

- 「デジタル行財政改革 取りまとめ2026」（令和8年7月7日デジタル行財政改革会議決定）において、歯科の医療DXの推進について「2026年夏を目途に、具体的な工程表を公表し、計画的に進める。」と示された。

（抜粋）

### （５）歯科の医療DXの推進

国民一人一人が、より質の高い医療を受けられるようにするためには、歯科の医療情報の共有も重要な課題である。例えば、手術の前後に行う周術期等の口腔機能管理の実施内容等を多職種で共有することで、合併症の防止につながる。また、糖尿病と歯周病など、口腔の状態が全身の状態にも影響することも報告されている中で、医科歯科間で直近の病状等の正確な共有は、患者本人の状況に応じた、より適切な治療につながる。さらに、近年、専門性の高い治療が必要な場合など歯科医療機関間の患者紹介も増加しており、業務効率化の観点を含め、医療機関間の情報共有の重要性が増している。

今後は、生産年齢人口が減少する中で、業務効率化を進めつつ、国民がより質の高い医療を受けられるようにするために、歯科の医療情報についても医療機関間で共有できるよう、歯科の医療DXについて次の方向で取組を進める。

- ・ まずは、電子カルテ情報共有サービスを通じて共有する歯科の医療情報の内容を確定する。
- ・ 歯科の医療情報を共有できるよう、将来的には概ね全ての歯科医療機関が標準仕様に準拠したクラウドネイティブ型電子カルテに移行することを目指す。このため、2026年度から歯科医療機関向けのクラウドネイティブ型電子カルテの標準仕様を策定し、その普及に向けた取組を進める。
- ・ 標準仕様に準拠したクラウドネイティブ型電子カルテが普及するまでの対応策を検討し、取組を進める。
- ・ これらを通じて、医療機関全体の電カル導入目標の達成に向けて取組を進める。

**こうした取組について、2026年夏を目途に、具体的な工程表を公表し、計画的に進める。**

## 歯科の医療DX工程表（案）

- 電子カルテについては、「遅くとも2030年には概ねすべての医療機関において必要な患者の医療情報を共有するための電子カルテの導入を目指す」※<sup>1</sup> こととしている。歯科と医科で連携して診療に取り組むことは重要であり、歯科医療機関も含む医療情報の共有が可能となるよう、歯科医療機関においても電子カルテの普及をめざす。

（※1）「医療DXの推進に関する工程表 2023.6.2 医療DX推進本部」より

- 歯科診療所では、次回更改時に現行のシステムから、
  - ・ 標準仕様 ※<sup>2</sup> に準拠した認証電子カルテ製品  
（※2）標準仕様は、医科診療所と同様、クラウドネイティブ型であること、電子カルテ共有サービス等の対応を要件とすることを想定
  - ・ 政府のDXサービスへの接続機能等を標準として備えたパッケージ版・電子カルテ製品への更改を目指す。
- 現状、カルテ作成支援機能を有するオンプレ型のレセプトコンピューターが広く普及していることを踏まえ、そのシステム改修等により政府のDXサービスに対応する標準化された電子カルテの普及につなげる。

歯科の医療DX工程表（案）

- (歯科診療所向け電子カルテの普及)
- 令和8年度中を目途に歯科診療所向けの電子カルテの標準仕様を策定し、公表する。令和9年度中から標準仕様に準拠した電子カルテの普及開始を目指す。
- (電子カルテ情報共有サービスによる診療情報提供書等の共有)
- 歯科の診療情報提供書の共有について、令和9年度に電子カルテ情報共有サービスの改修を実施し、検証事業を経た上で、令和11年度から開始することを目指す。
  - 歯科の医療情報等の共有については、令和8年度中にその内容を確定し、令和9年度中にシステム改修に向けた要件定義及び技術解説書の策定を行い、令和10年度から電子カルテ情報共有サービスの改修を実施する。
  - そのほか、患者サマリー等の共有可能とする文書・情報については、令和8年度以降にその精査・検討を行う。

|                                                                                                                                                       | 2026年度<br>(R8)         | 2027年度<br>(R9)                                                    | 2028年度<br>(R10)            | 2029年度<br>(R11)                           | 2030年度～<br>(R12)               |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|-------------------------------------------------------------------|----------------------------|-------------------------------------------|--------------------------------|
| <b>歯科診療所向け<br/>標準仕様に準拠した<br/>電子カルテ</b><br><br><small>標準仕様ver1.0：電カル共有Sにおいて医科医療<br/>機関の傷病名等情報が閲覧可能<br/>標準仕様ver2.0：ver1.0に加えて診療情報提供書<br/>の送受信可能</small> |                        |                                                                   | 電子カルテの普及                   |                                           |                                |
|                                                                                                                                                       | 標準仕様の検討・<br>Ver1.0策定   | ▼標準仕様ver1.0の公表<br><br>標準仕様準拠の<br>電子カルテ<br>開発・改修                   | 認証                         | 認証された電子カルテ（ver1.0）の普及                     |                                |
|                                                                                                                                                       |                        |                                                                   |                            | ▼標準仕様ver2.0の公表<br><br>Ver 2.0 認証<br>開発 改修 | 認証された電子カルテ（ver2.0）への<br>アップデート |
| <b>電子カルテ情報共有サービス<br/>（歯科関係）</b><br><br><small>電子カルテ情報共有サービス：電カル共有S</small>                                                                            | 診療情報提供書                |                                                                   |                            |                                           |                                |
|                                                                                                                                                       | 要件定義・技術解説書の策定<br>【検証用】 | 電カル共有S改修                                                          | 検証事業/技術解説書の修正/<br>電カル共有S改修 | ▼検証終了次第、開始                                |                                |
|                                                                                                                                                       | 歯科情報等                  |                                                                   |                            |                                           |                                |
|                                                                                                                                                       | 歯科情報等の精査・検討            | 要件定義・技術解説書の策定<br>【検証用】                                            | 電カル共有S改修                   |                                           | 検証事業/技術解説書の修正/<br>電カル共有S改修     |
|                                                                                                                                                       | 診療情報提供書・歯科情報等以外の文章・情報  |                                                                   |                            |                                           |                                |
|                                                                                                                                                       |                        | 共有可能とする文章・情報（患者サマリー等）の精査・検討<br>診療情報提供書・歯科情報の開発状況等を踏まえ、改修スケジュールを検討 |                            |                                           |                                |

## 参考資料

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 「医療情報化推進方針」と「中期計画」の構成・内容

医療情報化推進方針は総確法において、中期計画は機構法（現在の支払基金法）において、それぞれその内容を規定。

## 医療情報化推進方針（総確法11条の2）

- 策定主体：[厚生労働大臣](#)
- 対象期間：[3年以上、6年以内](#)
- 医療情報化推進とは、「地域における効率的かつ質の高い医療提供体制の構築その他の国民の保健医療の向上及び福祉の増進に資する情報の活用の推進並びにその基盤の整備及び運営」をいう。
- 方針には、以下の事項を定める。
  - 医療情報化推進の[意義及び基本的な方向](#)に関する事項
  - [国、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構、国民健康保険団体連合会](#)その他[関係者](#)が取り組むべき事項
  - 医療情報基盤・診療報酬審査支払機構が作成する[中期計画の基本](#)となるべき事項
  - 医療法に規定する[基本方針](#)、介護保険法に規定する[基本指針との整合性の確保](#)に関する事項
  - その他医療情報化推進に関し必要な事項
- 厚生労働大臣は、あらかじめ、[関係行政機関の長に協議](#)する。

## 中期計画（機構法29条）

- 策定主体：[医療情報基盤・診療報酬審査支払機構](#)
- 対象期間：[期間の定めなし](#)（※推進方針に合わせる予定）
- 医療情報化推進方針に基づき、[医療情報化推進業務の運営その他の医療情報化推進の実施](#)に関する中期計画を作成する。  
※医療情報化推進業務・・・機構法18条1～7項、2項1号などに掲げる業務（＝機構が実施する医療DX関連業務）
- 中期計画には、以下の事項を定める。
  - 医療情報化推進方針に基づく[医療情報化推進のために達成すべき目標](#)に関する事項
  - 前号の目標を達成するために[取り組むべき措置に関する事項](#)
  - その他医療情報化推進業務の運営に必要な事項
- 中期計画は、[厚生労働大臣の認可](#)が必要。厚生労働大臣は、認可の際、あらかじめ、[関係行政機関の長に協議](#)する。認可後、[計画の変更命令も可能](#)。
- [機構、連合会、地方公共団体、保険者、医療機関等その他の関係者](#)は、上記①の目標達成のため、②及び③の事項の実施において、[相互に連携を図りながら協力](#)しなければならない。

## 改正の趣旨

高齢化に伴う医療ニーズの変化や人口減少を見据え、地域での良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を構築するため、地域医療構想の見直し等、医師偏在是正に向けた総合的な対策の実施、これらの基盤となる医療DXの推進のために必要な措置を講ずる。

## 改正の概要

\*を付した事項は衆議院による修正部分（概要）

### 1. 地域医療構想の見直し等【医療法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律等】

- ①-1 地域医療構想について、2040年頃を見据えた医療提供体制を確保するため、以下の見直しを行う。
  - ・病床のみならず、入院・外来・在宅医療、介護との連携を含む将来の医療提供体制全体の構想とする。
  - ・地域医療構想調整会議の構成員として市町村を明確化し、在宅医療や介護との連携等を議題とする場合の参画を求める。
  - ・医療機関機能（高齢者救急・地域急性期機能、在宅医療等連携機能、急性期拠点機能等）報告制度を設ける。
- ①-2 厚生労働大臣は5疾病・6事業・在宅医療に関し、目標設定・取組・評価が総合的に推進されるよう都道府県に必要な助言を行う。\*
- ①-3 都道府県は病床数の削減を支援する事業を行える（削減したときは基準病床数を削減）ほか、国は予算内で当該事業の費用を負担する。\*
- ② 「オンライン診療」を医療法に定義し、手続規定やオンライン診療を受ける場所を提供する施設に係る規定を整備する。
- ③ 美容医療を行う医療機関における定期報告義務等を設ける。

### 2. 医師偏在是正に向けた総合的な対策【医療法、健康保険法、総確法等】

- ① 都道府県知事が、医療計画において「重点的に医師を確保すべき区域」を定めることができることとする。  
保険者からの拠出による当該区域の医師の手当の支給に関する事業を設ける。
- ② 外来医師過多区域の無床診療所への対応を強化（新規開設の事前届出制、要請勧告公表、保険医療機関の指定期間の短縮等）する。
- ③ 保険医療機関の管理者について、保険医として一定年数の従事経験を持つ者であること等を要件とし、責務を課すこととする。

### 3. 医療DXの推進【総確法、社会保険診療報酬支払基金法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等】

- ①-1 必要な電子カルテ情報の医療機関での共有等を実現し\*、感染症発生届の電子カルテ情報共有サービス経由の提出を可能とする。
- ①-2 2030年末までに電子カルテの普及率約100%を達成するよう、医療機関業務の電子化（クラウド技術等の活用を含む）を実現する。\*
- ② 医療情報の二次利用の推進のため、厚生労働大臣が保有する医療・介護関係のデータベースの仮名化情報の利用・提供を可能とする。
- ③ 社会保険診療報酬支払基金を医療DXの運営に係る母体として名称、法人の目的、組織体制等の見直しを行う。  
また、**厚生労働大臣は、医療DXを推進するための「医療情報化推進方針」を策定する。**その他公費負担医療等に係る規定を整備する。

### 4. その他（検討規定）\*

- ①外来医師過多区域での新たな診療所開設の在り方、②医師手当事業に関して保険者等が意見を述べられる仕組みの構築、  
③介護・福祉従事者の適切な処遇の確保

等

## 施行期日

このほか、平成26年改正法において設けた医療法第30条の15について、表現の適正化を行う。

令和9年4月1日（ただし、一部の規定は公布日（1①-2及び①-3並びに4②及び③）、令和8年4月1日（1②、2①の一部、②及び③並びに4①）、令和8年10月1日（1①-1の一部）、公布後1年以内に政令で定める日（3①-1の一部及び①-2）、公布後1年6月以内に政令で定める日（3③の一部）、公布後2年以内に政令で定める日（1③及び3③の一部）、公布後3年以内に政令で定める日（2①の一部並びに3①-1の一部及び3②）等）

### 3. 医療DXの推進④ 社会保険診療報酬支払基金の組織体制の見直し等について

#### 社会保険診療報酬支払基金の組織体制の見直し

##### ① 法人名称の見直し

- 診療報酬の審査支払業務と医療DX業務の両方を担う法人の名称とするため、「**医療情報基盤・診療報酬審査支払機構**」とする。

##### ② 医療DX業務への国のガバナンス発揮

- 厚生労働大臣が、医療DXの総合的な方針（「**医療情報化推進方針**」）を定め、支払基金は、医療DXの中期的な計画（「**中期計画**」）を定めることとする。

##### ③ 柔軟かつ一元的意思決定体制

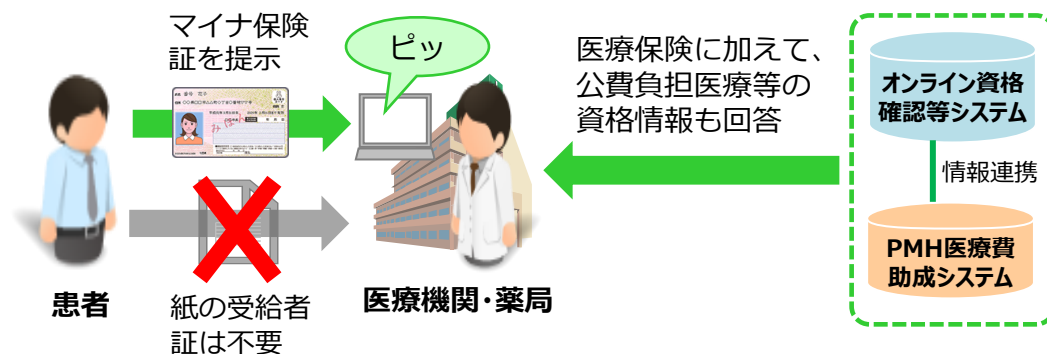
- 現行の理事会（4者構成16人）に代えて、「**運営会議**」を設置。法人の意志決定を行い、業務の執行を監督する。
- 審査支払に関する予算・決算や事業計画等は、新たに設ける「**審査支払運営委員会**」において決定する。
- 医療DX業務を担当する常勤理事（CIO）を新たに設ける。
- 医療DX業務は、運営会議における方針決定を受けて、理事長・CIO等が中心となって柔軟かつ迅速に執行していく体制とする。

##### ④ セキュリティ対策の強化

- 医療情報の安全管理のための必要な措置を講じる義務を設ける。
- 重大なサイバーセキュリティインシデントや情報漏洩等が発生した場合に、**厚生労働大臣への報告義務**を設ける。

#### 公費負担医療等の効率化の推進

- 公費負担医療・地方単独医療費助成の効率化については、デジタル庁においてシステムが設計・開発・運用され、**令和5・6年度に183自治体（22都道府県、161市町村）が先行実施事業**に参加。
- メリットを全国規模で広げていくため、「医療DXの推進に関する工程表（令和5年6月2日医療DX推進本部決定）」等に基づき、**順次、参加自治体を拡大し、令和8年度中に全国規模での導入を目指す**。
- その上で、安定的な実施体制の整備のため、**法的整備等を通じて、支払基金又は国保連において、システムの管理・運用等の業務を実施する体制を整備**（令和9年度より）



- 患者：紙の受給者証を持参・提示する手間を軽減できる。
- 医療機関・薬局、自治体：正確な資格確認による資格過誤請求の減少を通じて、医療費の請求・支払に係る事務負担を軽減できる。

##### 【改正案による法的整備の内容】

- 公費負担医療\*のオンライン資格確認に係る業務を自治体等から支払基金又は国保連に委託
- 支払基金又は国保連において、システムの管理・運用等の業務を全国規模で実施

※ 障害者総合支援法に基づく精神通院医療・更生医療、難病法に基づく特定医療費、児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費など

# 医療情報化推進方針(案) 工程表

対象期間

2026年(令和8年)10月1日～2030年(令和12年)3月31日

## 1. 医療DXサービス利用のための基盤整備

| 1. 医療DXサービス利用のための基盤整備                    | 2026年度<br>(令和8年度)                                  | 2027年度<br>(令和9年度)                | 2028年度<br>(令和10年度) | 2029年度<br>(令和11年度) |
|------------------------------------------|----------------------------------------------------|----------------------------------|--------------------|--------------------|
| クラウドネイティブ型電子カルテの普及                       | 電子カルテ認証制度の構築                                       | 標準仕様に準拠したクラウドネイティブ型電子カルテの認証・普及   |                    |                    |
|                                          | 標準型電子カルテ(導入版)の開発・改良                                | 標準型電子カルテ(導入版) 運用・普及              |                    |                    |
|                                          | 歯科電子カルテの標準仕様の策定・認証制度の構築                            | 歯科の標準仕様に準拠したクラウドネイティブ型電子カルテの普及   |                    |                    |
| 大病院向けのクラウドネイティブ型製品(電子カルテ・部門システム)の開発・普及支援 | 部門システム標準インターフェイス策定・管理体制の検討                         | 部門システム標準インターフェイスの管理・各製品への実装      |                    |                    |
|                                          | 大病院向けのクラウドネイティブ型製品(電子カルテ・部門システム)の開発                |                                  |                    | 実装                 |
| サイバーセキュリティ対策の強化                          | <人材育成等>                                            |                                  |                    |                    |
|                                          | 医療機関等におけるセキュリティリテラシーを高める研修                         | 地域の拠点となる病院におけるセキュリティ専門人材の育成・配置   |                    |                    |
|                                          | 外部セキュリティ人材の活用推進                                    |                                  |                    |                    |
|                                          | <医療機関対策>                                           |                                  |                    |                    |
|                                          | 地域の拠点となる病院を中心に外部接続点の適正化を含むセキュリティ対策の推進              |                                  |                    |                    |
|                                          | 各地方において先行して基幹インフラ制度の対象となる病院のセキュリティ点検・致命的な脆弱性の確認と対応 |                                  |                    |                    |
| <医療機器対策>                                 |                                                    |                                  |                    |                    |
|                                          | 医療機器のサイバーセキュリティを確保するための基盤整備                        | 基幹インフラ制度の対象となるその他の病院のセキュリティ点検・対応 |                    |                    |
|                                          | 医療機器のサイバーセキュリティを確保するための対策を強化                       |                                  |                    |                    |

# 医療情報化推進方針(案) 工程表

対象期間

2026年(令和8年)10月1日～2030年(令和12年)3月31日

## 2. 全国医療情報プラットフォーム

### 医療情報基盤

|                                                      |                                                                  |              |                   |                |
|------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|--------------|-------------------|----------------|
| マイナ保険証を基本とする<br>仕組みにおける医療機関等の<br>環境整備の推進             | マイナ保険証の利用環境の整備・向上                                                |              |                   |                |
| レセプト情報等に基づく医療情報<br>を患者や全国の医療機関等で確認<br>できる仕組みの機能強化    | 情報連携項目の追加、医療情報のサマリー表示機能の追加等の機能拡充等                                |              |                   |                |
| 診療報酬改定DXの推進                                          | 医科・DPC向けの共通算定モジュールと連携したレセプトコンピュータの順次利用開始・普及                      |              |                   |                |
|                                                      | 請求支援機能の設計・開発(共通算定モジュールに追加実装)                                     |              | 請求支援機能の運用開始・普及    |                |
|                                                      | 労災版共通算定モジュールの設計・開発                                               |              | 労災版共通算定モジュールの運用開始 |                |
|                                                      | 地方自治体を実施する医療費等助成事業の都道府県を跨いだ現物給付化の推進                              |              |                   |                |
|                                                      | 標準仕様に準拠したクラウド型レセプトコンピュータの導入・移行促進<br>データ互換性の向上に資するデータ規格の標準化等の取組推進 |              |                   |                |
| 電子処方箋の普及と<br>利活用等の推進                                 | 電子処方箋の普及と利活用等の推進                                                 |              |                   |                |
| 電子カルテ情報共有サービスの<br>運用開始と情報の拡張                         | 臨床現場で支障なく運用が可能な文書・情報から<br>全国での運用開始、サービスの導入支援、共有する情報の拡大           |              |                   |                |
| 救急時における患者の医療情報を<br>全国の医療機関等で確認できる<br>仕組みの機能強化        | 情報連携項目の追加、その他さらなる利便性向上、機能拡充等                                     |              |                   |                |
| 救急隊と医療機関で傷病者情報の<br>共有を可能とする「救急医療情報<br>連携プラットフォーム」を構築 | システム仕様書と<br>要件定義書作成                                              | 国システムを<br>構築 | プレ運用              | 全国展開           |
| 次の感染症危機に<br>備えた対応等                                   | 発生届と電子カルテの連携に係るシステムの調査研究                                         |              | システム仕様書と要件定義書作成   | 各システムの改修・テスト運用 |
|                                                      | 通知のデジタル化に係る検討                                                    |              | 通知のデジタル化          |                |
|                                                      | 中央データサーバー構築及び電子カルテシステムとの連携に向けた検討・対象感染症の拡大に向けた検討                  |              |                   |                |

# 医療情報化推進方針(案) 工程表

対象期間

2026年(令和8年)10月1日～2030年(令和12年)3月31日

## 2. 全国医療情報プラットフォーム

### 医療情報基盤

診断書等提出の電子化

システム化に向けた  
調査研究

システム仕様書と要件定義書作成

システムを構築

HPKI等の暗号移行対応等

次期HPKIルート  
認証局開発

次期HPKIサブ認証局開発

HPKI暗号移行に伴い、改修が必要となる関連システム等の改修対応

オン請求ネットワーク関連システムの  
新共通認証局開発

新共通認証局にて新電子証明書発行

医薬品コードの整備

コードの整備・早期付番

医療用医薬品の公的なデータベースの構築

データベースの公開・維持管理

### 介護情報基盤

介護保険の利用者、自治体、  
介護事業所、医療機関等における  
介護情報等を電子的に共有できる  
情報基盤の整備

順次利用開始（令和10年度を目処に全ての自治体で利用開始を目指す）

医療情報基盤との連携等、機能の拡充に向けた検討

### 行政・自治体情報基盤

PMH分野横断  
共通機能の運用

デジタル庁からDX審査支  
払機構への移管準備

DX審査支払機構による管理・運用等

医療費助成のオンライン資格  
確認の更なる推進

全国規模での導入

未導入自治体・医療機関等の支援等環境整備を進める

デジタル庁からDX審査支  
払機構への移管準備

DX審査支払機構による管理・運用等

予防接種事務のデジタル化

システム整備・検討

必要な検討を行いながら、自治体システムの標準化の取組状況を踏まえ、全国展開

母子保健DXの推進

希望自治体での実証事業

乳幼児健診等の全国展開

集合契約・請求支払  
システムの要件定義

集合契約・請求支払システムの開発・運用等

自治体検診情報を共有する  
仕組みの構築

希望自治体での実証事業を踏まえ、全国展開を目指す

システム改修

全国  
展開

生活保護制度の医療扶助に  
係るデジタル化の推進

生活保護制度の医療扶助に係るデジタル化の推進

# 医療情報化推進方針(案) 工程表

対象期間

2026年(令和8年)10月1日～2030年(令和12年)3月31日

## 2. 全国医療情報プラットフォーム

### 行政・自治体情報基盤

指定難病の特定医療費、  
小児慢性特定疾病医療費の  
支給認定申請手のオンライン化

自立支援医療の支給認定申請等  
のオンライン化

難病・小児慢性特定疾病・  
自立支援医療の  
自己負担上限額管理票の電子化

2026年度  
(令和8年度)

2027年度  
(令和9年度)

2028年度  
(令和10年度)

2029年度  
(令和11年度)

開発検討・実証を行い、全国的な導入に向けた準備を進める

オンライン申請時の市区町村経  
由事務廃止に係る自治体調査を  
行い、対応を検討し、結論を得る

マイナポータルによる申請を可能とすることを検討

一部自治体で  
実証事業を行う

全国的な導入に向けた準備を進める

### マイナポータル及びマイナポータルAPI

マイナポータルを通じた情報提供の充実及び取得可能な情報を活用した事務手続の効率化

マイナポータルAPIの活用による民間の健康管理アプリ等のサービスとの連携の拡充

国民への医療等情報の還元

## 3. 医療等情報の二次利用

公的DBにおける  
仮名化情報の利用・提供

公的DBの仮名化情報の利用・提供を可能とするための検討、必要なシス  
テムの改修・開発

公的DBの仮名化情報の  
利用・提供の開始

電子カルテ情報データベースの  
構築及び運用

電子カルテ情報共有サービスで共有される情報を格納するための  
電子カルテ情報データベースの整備

電子カルテ情報データベースの運用開始

自治体検診情報の二次利用

自治体検診DBの検討・構築

運用  
開始

公的DB等の情報連携基盤の  
構築及び利用促進

公的DB等をクラウド環境で利用・解析するための情報連携基盤の整備  
公的DB等の申請・審査等の一元化に係る体制の整備

クラウド環境の情報連携基盤の運用開始  
一元化された申請・審査等の体制の運用開始

次世代医療基盤法等に基づく  
民間保有のデータベースの  
利活用の推進

次世代医療基盤法等に基づく民間保有のデータベースの利活用の推進

医療等情報の利活用を更に円滑  
化するための制度枠組み等の検  
討

検討会における  
「議論の整理」

法改正を要する場合は  
令和9年通常国会に法案提出

保健医療等情報を正確に連結  
するために必要な情報の提供

保健医療等情報を正確に連結するために必要な情報の提供

保険者による保健事業の  
推進支援

保険者による保健事業の推進



## 電子処方箋の進捗状況と今後の対応

厚生労働省 政策統括官（情報政策担当）

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 電子処方箋の利活用に向けた進捗状況

令和 8 年 6 月時点で、電子処方箋の導入率は41.3%（病院20.9%、医科診療所29.5%、歯科診療所10.7%、薬局 90.5%）。電子処方箋管理サービスへの調剤結果登録は増加傾向。

## 電子処方箋 | 電子処方箋の利活用に向けた進捗状況

### 1 電子処方箋の導入拡大

電子処方箋の導入率

41.3%

|             |                          |
|-------------|--------------------------|
| 電子処方箋の導入施設数 | オンライン資格確認等<br>システムの導入施設数 |
| 87,448      | 211,869                  |

電子処方箋の導入率（月次推移）



2026年6月時点の数字

### 2 電子処方箋の活用・定着

調剤結果登録割合（月間）

94.3%

|             |             |
|-------------|-------------|
| 調剤結果登録数（月間） | 処方箋発行枚数（月間） |
| 64,609,626  | 68,549,599  |

調剤結果登録割合（月次推移）



### 3 重複投薬等チェックの実行

重複投薬等チェック実行件数（月間）

76,767,466

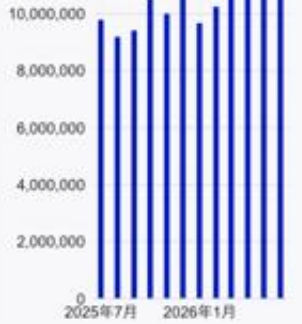
重複投薬アラート件数（月間）

11,965,533

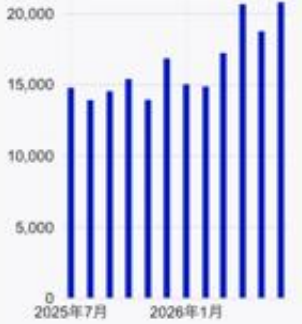
併用禁忌アラート件数（月間）

20,762

重複投薬アラート件数（月次推移）



併用禁忌アラート件数（月次推移）



厚生労働省 | デジタル庁

# 薬局における電子処方箋システムを活用した調剤までのプロセス

- 薬局において処方箋受付から患者への薬剤の調剤までに、電子処方箋システムによる重複投薬等チェックを実施。重複投薬等アラートの検知を受け、疑義照会等によって薬剤の調整が行われている。

## 重複投薬等チェック

- ・ 処方箋受付後、「調剤予定の薬剤」と「電子処方箋管理サービス上に登録されている直近の処方・調剤情報」と突合し、重複投薬等がないかをチェック。

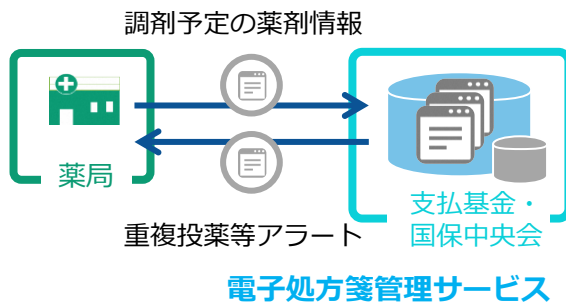
## 重複投薬等アラートの検知

- ・ マイナ保険証での受付かつ薬剤情報の閲覧同意がある場合は、アラート対象の薬剤名や医療機関・薬局名も確認可能（口頭等での同意取得によっても、当該確認は可能）。
- ・ 上記以外の場合も、どの調剤予定の薬剤で重複投薬等チェックのアラートが発生しているかの確認は可能。

## 薬剤の調整～調剤

- ・ 疑義照会等を行い、必要に応じて調整の上、調剤。
- ・ 調剤後、調剤結果を電子処方箋管理サービスに登録。

### 重複投薬等チェックの仕組み



電子処方箋又は引換番号が印字された紙処方箋の受付時に自動で実行される重複投薬等チェックと、調剤内容の確定までに必要に応じて任意のタイミングで複数回実施が可能な重複投薬等チェックがある。

### 重複投薬等アラート発生時のシステム上の画面イメージ

#### 薬剤情報の閲覧同意あり

| # | 薬剤名        | 医療機関名   | 薬局名  | 対象薬剤名称       | 剤形 | 用法            | 調剤日        | 調剤数量 | チェック分類 | チェックメッセージ                          |
|---|------------|---------|------|--------------|----|---------------|------------|------|--------|------------------------------------|
| 1 | アスピリン「ホエイ」 | AAクリニック | AB薬局 | アスピリンキ       | 内服 | 1日3回<br>朝昼夕食後 | 2024/10/30 | 5日分  | 重複投薬   | 同一投与経路で成分が重複しています。                 |
| 2 | アスピリン「ホエイ」 | AAクリニック | BB薬局 | アスピリン「コ      | 内服 | 1日3回<br>朝昼夕食後 | 2024/10/25 | 10日分 | 重複投薬   | 同一投与経路で成分が重複しています。                 |
| 3 | バルシオン      | CA医院    | CB調剤 | イトラコゾール錠50mg | 内服 | 1日1回<br>食直後   | 2024/10/28 | 14日分 | 併用禁忌   | 併用禁忌の可能性のある薬剤があります。添付文書等を確認してください。 |

今回の処方

今回の処方に対しアラートが発生している処方

#### 薬剤情報の閲覧同意なし等の場合

| # | 薬剤名        | 医療機関名 | 薬局名 | 対象薬剤名称 | 剤形 | 用法 | 調剤日 | 調剤数量 | チェック分類 | チェックメッセージ                          |
|---|------------|-------|-----|--------|----|----|-----|------|--------|------------------------------------|
| 1 | アスピリン「ホエイ」 |       |     |        |    |    |     |      | 重複投薬   | 同一投与経路で成分が重複しています。                 |
| 2 | アスピリン「ホエイ」 |       |     |        |    |    |     |      | 重複投薬   | 同一投与経路で成分が重複しています。                 |
| 3 | バルシオン      |       |     |        |    |    |     |      | 併用禁忌   | 併用禁忌の可能性のある薬剤があります。添付文書等を確認してください。 |

### 対応例

- ✓ 重複投薬等アラートの発生等をもって、疑義照会を行い、該当薬剤の削除や投薬日数を調整。
- ✓ 薬剤情報の閲覧同意がない場合も、口頭等で同意を促したり、患者への聞き取り等により、患者の服用状況を把握し、疑義照会を実施し、該当薬の削除や投薬日数を調整。
- ✓ 重複投薬等アラートの検知を踏まえた対応以外に患者の直近の薬剤情報を踏まえた原疾患等に係る禁忌、併用注意、同効薬の調整等も実施。

## 電子処方箋管理サービスにおける重複投薬等チェックを踏まえた対応について

第5回電子処方箋推進会議（令和7年9月29日開催）において、電子処方箋管理サービスにおける重複投薬等チェックによるアラートが多数確認された事例が示されたところ、医薬品の適正使用の観点から、電子処方箋を活用する薬局及び薬剤師における対応について、以下のとおり整理（令和7年12月19日発出通知概要）。

- ① 重複投薬等チェックのアラートが確認された場合、**基本的には、その数によらず、正常に機能した結果として扱い、調剤にあたること。**
- ② マイナ保険証等によりオンライン資格確認を行う際には、医薬品の処方内容が適切であるか確認し、重複投薬等防止のメリットを患者に説明の上、**過去の薬剤情報等の閲覧の同意を取得するよう努めること。** ※閲覧同意が取得できず、重複投薬等アラートが確認された場合には、**口頭等での同意の取得に努める。**
- ③ 薬局において、電子処方箋管理サービスにおける重複投薬等アラートが確認され、処方箋中に疑わしい点があると判断した場合には、**疑義照会を行い、必要に応じて処方内容の変更を求めること。疑義照会以降の対応に関して以下を参考にしていきたい。**

### － 過去の薬剤情報の閲覧の同意（口頭等による同意を含む）を得ている場合 －

疑義照会を行ったが、処方変更がなされなかった場合であって、重複投薬等アラートが検知された過去の薬剤名、処方・調剤日、用法・用量、回数等を踏まえ、**なお薬学的知識により全く疑わしいと客観的に判断され得るものについて、調剤を拒否する正当な理由として認められる。**（薬剤師法第21条）

### － 過去の薬剤情報等の閲覧の同意が得られない場合 －

疑義照会を行ったが、処方変更がなされなかった場合において、調剤された薬剤を使用しようとする者に他の薬剤等の使用状況等の必要事項を確認し、その上で必要な情報提供及び薬学的知見に基づく指導を実施した際に、**薬剤師が薬剤の適正な使用の確保ができないと判断した場合、薬局開設者が薬剤の販売・授与をしないことが認められる。**（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第9条の4第1項から第3項）

### － 処方箋を発行した医師又は歯科医師に連絡がつかず、疑義照会ができない場合 －

処方箋中に疑わしい点があるときは、その処方箋を交付した医師等に問い合わせ、**その疑わしい点を確認した後でなければ調剤してはならないこと。また、調剤を拒否する正当な理由として認められること。**（薬剤師法第21条、第24条）ただし、薬局の近隣の患者の場合は処方箋を預かり、時間をおいてから疑義照会して調剤すること。

※「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則」及び「指定医療機関医療担当規程」に反するものではない。

# 電子処方箋に関する新たな目標設定

- 電子処方箋については、令和7年7月時点で、薬局の8割超に導入、利用申請は9割を超えていることから、今夏時点で概ねすべての薬局に導入されることが見込まれる。一方で、医療機関への導入は1割程度に留まる。
- **調剤結果登録率も全処方箋の約8割に達し**、8月には電子処方箋管理サービスの改修（医薬品のダミーコードを受け付けない）も完了し、今夏以降、**薬局において電子処方箋システムの利用も一般的になり、直近の薬剤情報の活用による医療安全が確保**されつつあるが、電子処方箋の意義を発揮し、更なる医療安全を確保するためにも、**調剤結果登録の更なる充実及び医療機関への導入は課題**である。
- **医療機関において電子処方箋の導入を進めるにあたっては、電子カルテが導入されていることが重要**である。電子カルテが既に導入されていたとしても、改修費用が一定かかることから、医療機関に過度な負担が生じないように、電子カルテの更新期間（5～7年）の希望するタイミングで、電子カルテ情報共有サービスへの対応とともに一体的に導入を促すことが肝要である。

## 電子処方箋の新目標

更なる医療安全を確保するため、電子処方箋については、

- ・ 保険制度下における処方箋について、速やかに概ねすべての調剤結果が電子処方箋管理サービスに登録されることを目指すとともに、
- ・ 患者の医療情報を共有するための電子カルテを整備するすべての医療機関への導入を目指す

## 医療機関への導入方針

【電子カルテを導入済の医療機関】 電子カルテを更改するタイミング等で、電子カルテ情報共有サービスへの対応とともに一体的に導入を促進

※ 既に電子カルテ情報共有サービスに対応している医療機関に対しては電子処方箋単独の導入を促進

【電子カルテを未導入の医療機関】 電子処方箋機能を実装する標準型電子カルテの導入もしくは電子カルテ情報共有サービスに対応したクラウド型電子カルテとの一体的な導入を促進

※ 医科医療機関を想定。歯科医療機関については、現場に求められる電子カルテ・電子処方箋の機能に関し、本年度から検討を行い2026年度中に具体的な対応方針を決定する。

※ 上記については、経済財政運営と改革の基本方針2025（令和7年6月13日閣議決定）における「全国医療情報プラットフォームを構築し、電子カルテ情報共有サービスの普及や電子処方箋の利用拡大（中略）これらの取組に加えて、必要に応じて医療DX工程表の見直しを検討する」に基づき対応していく

## 電子処方箋に関する今後の対応方針

電子処方箋については、今夏時点で概ねすべての薬局に導入されることが見込まれ、今夏以降、薬局においては電子処方箋システムの利用も一般的になる。新たな目標を踏まえ、電子処方箋の意義を発揮し、医療現場にとって電子処方箋を利用しやすく安全に運用できる仕組み・環境を引き続き整備するとともに、導入阻害要因の解消に向け、新たな導入・利用促進策、周知広報の強化、効果検証等を実施する。

### 安全に運用できる仕組み・環境の整備

- **令和7年8月に電子処方箋管理サービスの改修（医薬品のダミーコードを受け付けない）を完了。**その他医薬品コードに関するシステム上の措置も同月までに実施完了。必要な改修については、医療現場への負担が可能な限り生じないように、速やかに実施
- **医薬品コードの整備、マスタの一元管理を進める**
- 医療従事者等に向けたコードやマスタ等に関するわかりやすい周知の実施

### 新たな導入・利用促進策の方針

- **保険制度下における医療用医薬品の薬剤情報取得は電子処方箋システムの活用を原則としていく**
- 医療機関については、**医療機関の実情を踏まえた、患者の医療情報を共有するための電子カルテ等との一体的な導入を進める**とともに、地域の医療ニーズに合わせた医療DXの推進を進める
- **電子処方箋の導入状況や医療機関の実情等を踏まえ、財政支援のあり方について検討**
- **ダミーコードに関する電子処方箋管理サービスの改修・医薬品コードの整備により、導入済医療機関で安全に電子処方箋が発行できる環境を構築する**とともに、利用者のUX向上に資するよう運用を改善
- 電子処方箋の運用に必要な**電子署名システムに関し、安定的な運用基盤の整備の検討**を進める
- ベンダーに対し、電子処方箋及び電子カルテ情報共有サービスへの対応並びに医薬品コード等への適切な対応を要請する

### 周知広報の強化

- 令和7年9月以降、国民・医療従事者向けに、電子処方箋を含む医療DXのメリット・医療機関薬局間連携を含む臨床活用事例等について周知広報を強化し、**国民理解を醸成**する。
- 院内処方においても電子処方箋で得られるメリットや負担のない運用等について、プレ運用の検証も踏まえながら適切な周知を実施
- 日本災害医学会等の関連学会と協力し、臨床における電子処方箋の活用事例等を周知

### 効果検証

- **未導入医療機関の導入阻害要因を継続的に分析するため、定期的にフォローアップを実施**
- 導入済医療機関・薬局における利活用状況や効果等の調査。今夏概ねすべての薬局に導入されることが見込まれることを踏まえ、**令和8年に既に導入された医療機関・薬局における利活用状況や効果等を提示**

# 電子処方箋の導入による医薬品使用の適正化の効果検証 概要

2025年3月までのNDBデータ等を用いて、薬局への電子処方箋の導入によって医薬品の使用の適正化にどの程度つながったかを、処方箋1枚あたりの投薬日数をアウトカム（※）とし、差分の差分法を用いて効果検証を実施。

## 1. 分析に使用したデータ

|         |                                                                                                                                       |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| データ     | <ul style="list-style-type: none"><li>NDBデータ</li><li>電子処方箋の導入状況データ</li></ul>                                                          |
| 期間      | 2024年4月～2025年3月                                                                                                                       |
| データの単位  | 薬局の月次データ                                                                                                                              |
| アウトカム   | 処方箋1枚あたりの投薬日数（日/枚）<br>※ 試算例：医薬品A 14日 + 医薬品B 14日 + 医薬品C 21日の場合、49日                                                                     |
| 曝露      | 電子処方箋の導入：導入月以降を曝露と定義                                                                                                                  |
| 共変量     | 患者の平均年齢、患者の女性割合                                                                                                                       |
| サンプル    | 曝露群：24,049、非曝露群：13,384<br>※ 曝露群は2024年5月～2025年3月に導入した薬局<br>非曝露群は2025年3月31日時点で未導入の薬局                                                    |
| サンプルの選定 | <ul style="list-style-type: none"><li>曝露前の期間を1か月用意するために2024年4月30日時点で未導入の薬局に絞り込み</li><li>2024年4月1日～2025年3月31日までに開店・閉店した薬局を除外</li></ul> |
| 前処理     | 外れ値の影響を低減するために処方箋あたり投薬日数が99%点（98.1日）を超える場合は、99%点に丸め処理                                                                                 |

## 2. 分析方針

- 分析期間の前後のアウトカム平均値を非曝露群と曝露群で比較
- 差分の差分法による解析[1]
- 電子処方箋制度開始の2023年1月に導入した薬局も含めた感度分析

- 薬局ごとに異なったタイミングで電子処方箋が導入される段階的導入を考慮した解析を実施
- 薬局ごとに時間を通じて変化の小さい要因（薬局の立地等の薬局属性）と全体に共通する時間方向の変化の影響（季節性の影響等）によって生じるバイアスを排除した上で効果検証を実施
- 分析期間を薬価改定が発生しない期間（2024年4月～）に限定することで薬価改定による影響を排除
- 電子処方箋開始の2023年1月以降に拡張しても一般性を失わないかを検証

### （※）医薬品使用が適正化されるパターン

施策目標である医薬品の適正使用を確認するにあたっては、高額薬剤や薬価改定による影響が相当程度あると考えられることも踏まえ、アウトカムを「薬剤額」ではなく、医薬品数量として「投薬日数」を採択

投与される合計の医薬品数量は、**投薬日数** × 1日分量と表すことができる。医薬品の使用が適正化されるパターンは下記の3つに分類

- ① 医薬品そのものが削除（＝投薬日数、1日分量ともに0に減少）、② 投薬日数が減少、③ 1日分量が減少

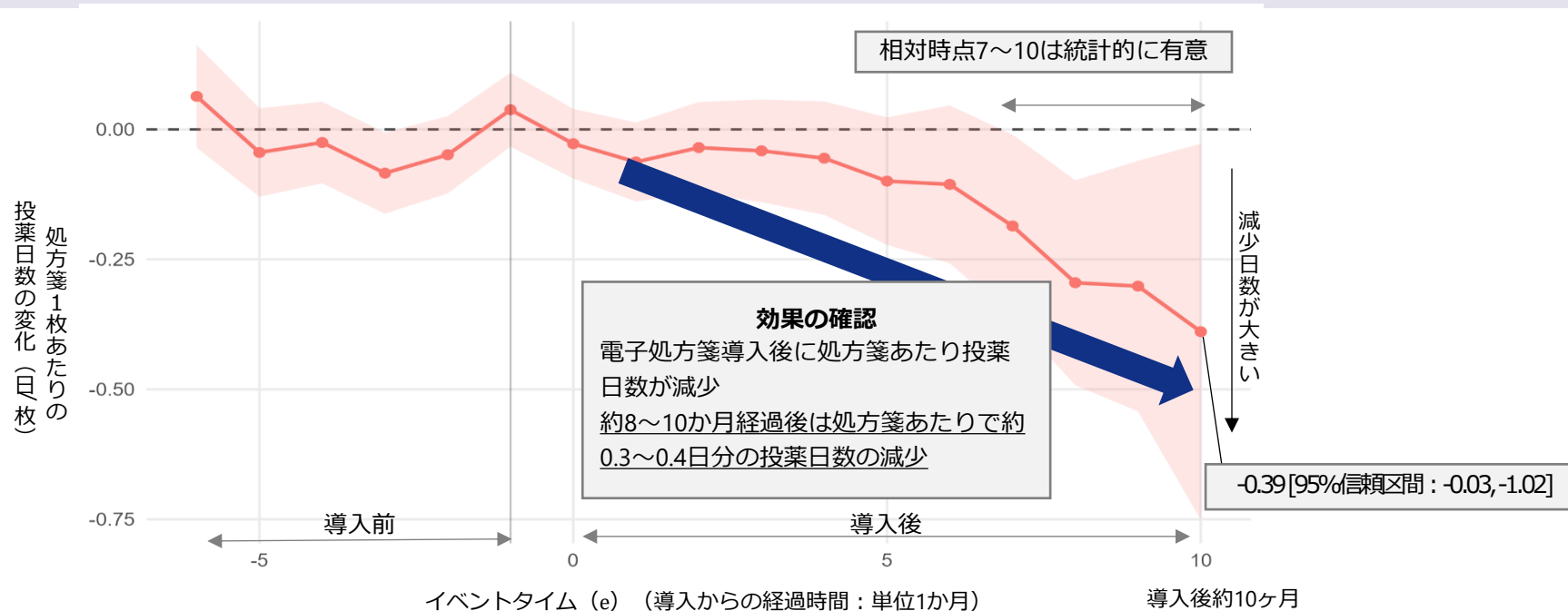
処方箋登録/調剤結果登録/重複投薬等チェックのアラートが行われた際の電子処方箋管理サービスに蓄積されるログデータ（2025年9月実績）を分析すると、

- ①・②のケースが併せて約90%を占めた

[1] Callaway, Brantly, and Pedro H. C. Sant'Anna. "Difference-in-Differences with Multiple Time Periods." Journal of Econometrics 225(2): 200–230, 2021

# 電子処方箋の導入による医薬品使用の適正化の効果検証 結果

- 2024年4月時点で電子処方箋未導入の薬局への電子処方箋導入による効果を、差分の差分法を用いて、導入からの経過月ごとの効果量を推定。
- 電子処方箋導入から約8~10か月経過した薬局では、有意水準5%で統計的に有意に、処方箋1枚あたり約0.3~0.4日分の投薬日数が減少（※10ヶ月時点の処方箋1枚あたりの投薬日数の減少量である0.39日は、処方箋1枚あたりの投薬日数の0.79%に相当）。



## 効果検証における留意点

- ・ 効果量の95%信頼区間塗りつぶしが0に掛かっている場合は有意水準5%で統計的に有意。なお、導入前トレンドが有意な場合、条件付き平行トレンド仮定が破綻している可能性を示す（本検証では、値が0付近であり有意ではないため、条件付き平行トレンドが成立すると考えられる）
- ・ イベントタイムの1単位がe月の場合、「導入からeか月後の減少効果」として読む
- ・ 2025年3月時点では、導入率に対して調剤結果登録割合及び重複投薬等チェック割合は十分高いわけではなく、これらの割合が今後高くなることで、更に医薬品使用の適正効果が拡大する可能性が考えられる
- ・ 医療機関の導入による効果は含まれていない
- ・ 導入時期と運用の積極性が結びついている場合、その影響によって生じ得るバイアスを取り除けていない
- ・ 薬局ごとの業務改善の取り組みや、法人全体の経営方針の変更等を要因とする薬局ごとに異なる影響によって生じるバイアスを取り除けていない
- ・ 2024年度の全薬局の処方箋あたりの投薬日数は、NDBデータを用いて算出した場合、平均49.2日

# 電子処方箋管理サービスへの薬剤情報登録と重複投薬等チェック実施状況

- 令和8年4月時点の電子処方箋管理サービスへの薬剤情報の登録状況や重複投薬等チェックの実施状況（薬剤情報登録総数に対する重複投薬等チェックの回数比）を調査。
  - ・ 令和8年3月以前に運用開始している施設のうち、**電子処方箋管理サービスへの院外処方箋情報の登録実績がない医療機関の割合は、病院が23.7%、医科診療所が41.6%、歯科診療所が72.5%、調剤結果の登録実績がない薬局は8.5%。**
  - ・ 令和8年3月以前に運用開始している施設のうち、**重複投薬等チェックの実績がない施設の割合は、病院が27.3%、医科診療所が52.5%、歯科診療所が73.6%、薬局が19.3%。**※電子処方箋管理サービスへの薬剤情報の登録にあたっては、複数回の重複投薬等チェックの実施が可能。
- 電子処方箋管理サービスへの薬剤情報の登録や重複投薬等チェックが1月の間に1度も行われていない施設が一定あるところ、**引き続き、調剤結果等のデータ登録及び当該登録に対し原則1回以上の重複投薬等チェックの実施を促すとともに、その必要性和電子処方箋の運用方法について分かりやすく周知を行っていく。**

①電子処方箋管理サービスへの薬剤情報の登録状況（施設割合）

| 院外処方箋<br>情報/調剤結<br>果登録状況 | 病院    |           | 医科診療所  |           | 歯科診療所 |           | 薬局     |           |
|--------------------------|-------|-----------|--------|-----------|-------|-----------|--------|-----------|
|                          | 数     | 割合<br>(%) | 数      | 割合<br>(%) | 数     | 割合<br>(%) | 数      | 割合<br>(%) |
| 実績なし                     | 370   | 23.7      | 8,954  | 41.6      | 4,056 | 72.5      | 4,611  | 8.5       |
| 実績あり                     | 1,188 | 76.3      | 12,563 | 58.4      | 1,538 | 27.5      | 49,572 | 91.5      |
| 総計                       | 1,558 | 100.0     | 21,517 | 100.0     | 5,594 | 100.0     | 54,183 | 100.0     |

※1 令和8年4月1日から30日の状況  
※2 1施設あたりの電子処方箋管理サービスへの「院外処方箋情報」または「調剤結果」の登録状況  
※3 「実績なし」は令和8年4月中1度も登録がない施設を、「実績あり」は令和8年4月中1度も登録がある施設を分類

②重複投薬等チェックの実施状況（施設割合）

| 比     | 病院    |           | 医科診療所  |           | 歯科診療所 |           | 薬局     |           |
|-------|-------|-----------|--------|-----------|-------|-----------|--------|-----------|
|       | 数     | 割合<br>(%) | 数      | 割合<br>(%) | 数     | 割合<br>(%) | 数      | 割合<br>(%) |
| 0     | 426   | 27.3      | 11,296 | 52.5      | 4,116 | 73.6      | 10,432 | 19.3      |
| 1/4未満 | 11    | 0.7       | 1,306  | 6.1       | 8     | 0.1       | 17,523 | 32.3      |
| 1/2未満 | 1     | 0.1       | 181    | 0.8       | 0     | 0         | 1,435  | 2.6       |
| 3/4未満 | 0     | 0         | 176    | 0.8       | 2     | 0         | 1,385  | 2.6       |
| 1未満   | 0     | 0         | 153    | 0.7       | 0     | 0         | 5,804  | 10.7      |
| 1以上   | 1,120 | 71.9      | 8,405  | 39.1      | 1,468 | 26.2      | 17,604 | 32.5      |
| 総計    | 1,558 | 100.0     | 21,517 | 100.0     | 5,594 | 100.0     | 54,183 | 100.0     |

※1 令和8年4月1日から30日の状況  
※2 1施設あたりの重複投薬等チェック実施回数と「院外処方情報」または「調剤結果」の登録数の比  
※3 薬剤情報を確認の上、他で薬剤が処方・調剤されていないなど、重複投薬や併用禁忌の可能性がない場合も含まれる

## 参考資料

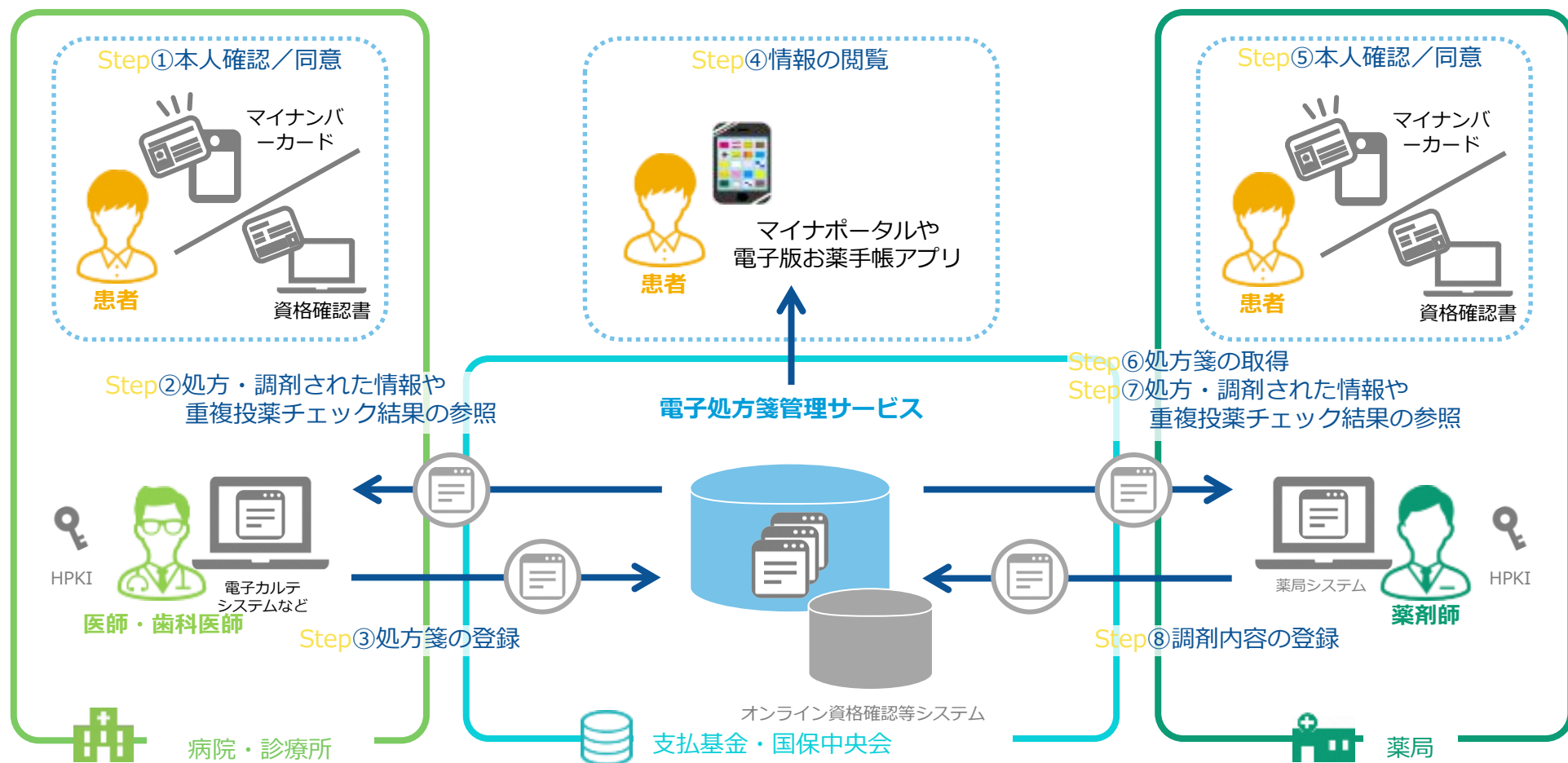
ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 電子処方箋について

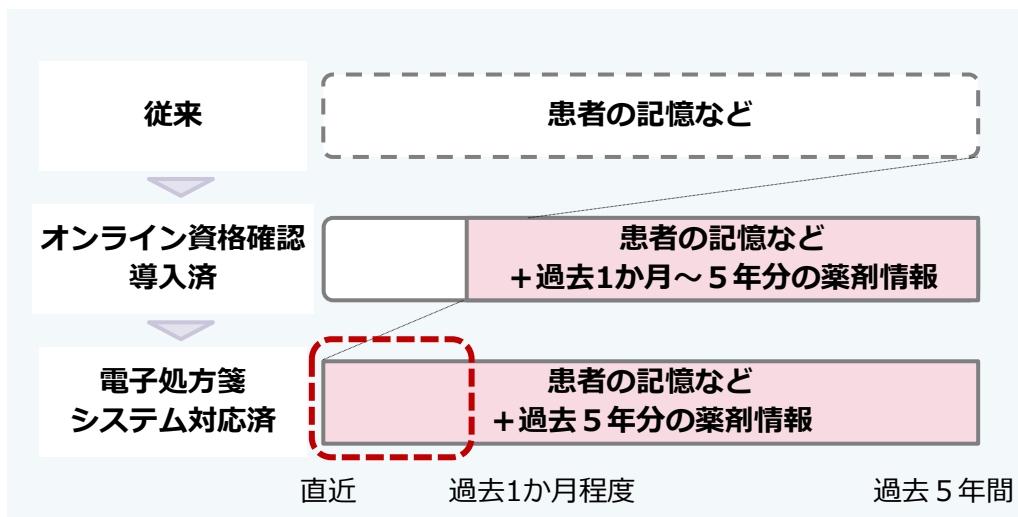
電子処方箋とは、オンライン資格確認等システムを拡張し、現在紙で行われている処方箋の運用を、電子で実施する仕組み。オンライン資格確認等システムで閲覧できる情報を拡充し、患者が直近処方や調剤をされた内容の閲覧や、当該データを活用した重複投薬等チェックの結果確認が可能に。（令和5年（2023年）1月～運用開始）



# 電子処方箋システムによる薬剤情報の拡充

- 電子処方箋システムの導入により、電子処方箋、または紙の処方箋を問わず、処方・調剤した薬剤情報は電子処方箋管理サービスへの即時反映が可能となる。
- これにより、電子処方箋システムを導入した医療機関・薬局において、患者の「直近の」薬剤情報まで共有される。また、処方・調剤時、この薬剤情報を活用した重複投薬や併用禁忌のシステムチェックが可能となる。

## 患者の「直近の」薬剤情報まで確認可能



### 凡例

お薬手帳や患者とのコミュニケーションを基に把握する情報

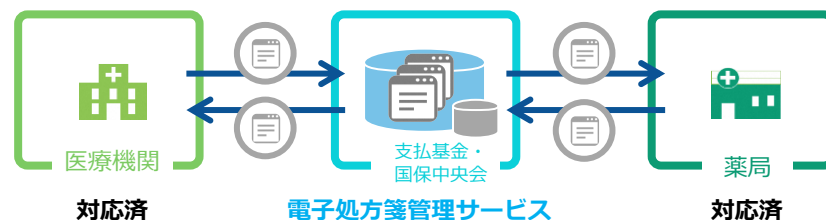
電子処方箋管理サービスなどに記録されたお薬のデータを基に把握する情報

※ 紙の処方箋を含め、電子処方箋管理サービスに登録された処方・調剤した薬剤情報は活用が可能

※ マイナ保険証での受付によって薬剤情報の閲覧は可能となる

## 医療機関・薬局の双方が電子処方箋システムに対応している場合

医療機関の処方箋発行、薬局の調剤結果登録のいずれも電子的に可能となる。これにより、今後患者が訪れた電子処方箋対応医療機関・薬局でリアルタイムの薬剤情報の活用が可能となる。



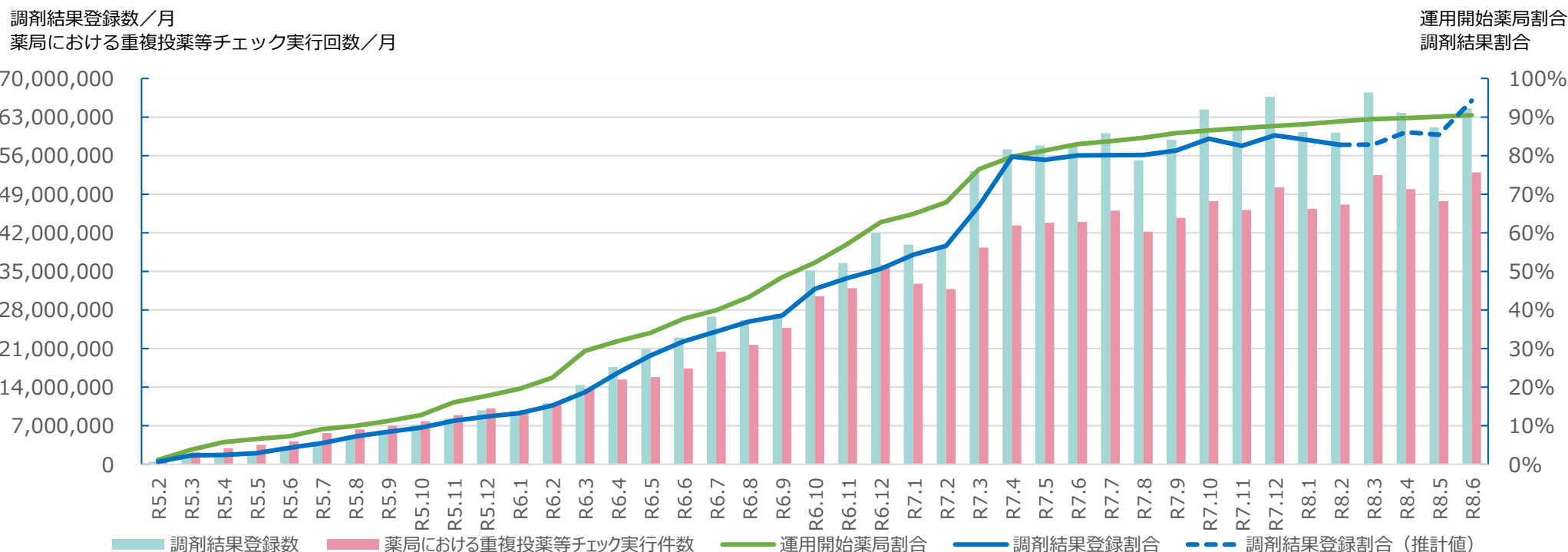
## 薬局のみが電子処方箋システムに対応している場合

紙の処方箋を受け付けた薬局は調剤結果を登録する。これにより、今後患者が訪れた電子処方箋対応医療機関・薬局でリアルタイムの薬剤情報の活用が可能となる。



# 電子処方箋の利活用状況

- 令和8年6月時点、薬局の90%超に電子処方箋が導入され、概ねすべての調剤結果が電子処方箋管理サービスに登録される環境が整いつつあり、調剤結果登録割合は94%（推計値）を超えた。
- こうしたなか、電子処方箋の制度開始以降、薬局における調剤結果登録数及び重複投薬等チェック実行件数は増加傾向にあるものの、重複投薬等チェック実行件数は調剤登録結果件数と比較して低い水準にとどまっている。



調剤結果登録数 : 電子処方箋システムを導入した薬局から電子処方箋管理サービスに登録された調剤結果登録数  
 薬局における重複投薬等チェック実行件数 : 薬局受付時処方箋情報での重複投薬等チェック件数と確定前調剤結果情報での重複投薬等チェック件数の総数  
 薬局の電子処方箋導入割合 : オンライン資格確認等システムを導入した薬局のうち、電子処方箋システムを導入した薬局の割合（最終週日曜日時点の値）  
 調剤結果登録割合 : レセプトベースの処方箋枚数（「調剤医療費の動向」より）で、調剤結果登録数を除いたもの。ただし、直近のレセプトベースの処方箋枚数は得られるまでにタイムラグがあるため、値が得られていない月の処方箋枚数については、6ヵ月前のレセプトベースの処方箋枚数の対前年同月比を用いて推計している。

## 安全に運用できる仕組み・環境の整備

- これまで行ってきた医療現場にとって電子処方箋を利用しやすく安全に運用できる仕組み・環境の整備は以下のとおり。さらに、患者の医療安全を確保し、安全に運用できる医療機関・薬局の負担を軽減するため、令和8年1月より医薬品等マスタの設定等の点検報告が完了した医療機関・薬局のみ、電子処方箋管理サービスに接続できる取扱いに変更し、これまでの間、医療現場の皆様にご協力頂いていた電子処方箋の複雑な運用から通常運用に変更。
- 今後、コードの早期付番やGS1コードを含む公的な製品データベースをPMDAで構築・公開等を通じ更なる医薬品コードの整備を進めていく。

| 対応                        | 実施内容                                                                                                                                                             | 対応時期       |
|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| ①一般名コードに係る対応              | <ul style="list-style-type: none"> <li>一般名処方加算の対象から外れ、厚生労働省が公開している一般名処方マスタから削除された一般名コードも電子処方箋管理サービスにおいて使用できるようシステム上の措置を実施</li> </ul>                             | 令和7年5月に対応  |
| ②YJコード・レセプト電算コードの廃止年月日の処理 | <ul style="list-style-type: none"> <li>医薬品の販売終了等によりYJコードが廃止されると、YJコード・レセプト電算コードが共に使用できなくなっていたが、レセプト電算コードが医薬品マスタ上、有効となっている間は電子処方箋管理サービス内でも使用できるよう措置を実施</li> </ul> | 令和7年8月に対応  |
| ③ダミーコードに係る対応              | <ul style="list-style-type: none"> <li>システム上の防止措置を強化し、医療安全を確保する観点から、電子処方箋管理サービスにおいて医薬品・特定器材コードのダミーコードを受け付けない状態に変更</li> </ul>                                     | 令和7年8月に対応  |
| ④用法マスタへの対応                | <ul style="list-style-type: none"> <li>医療情報学会と共同し電子処方箋管理サービスで利用する統一的な用法マスタの整備を実施</li> </ul>                                                                      | 令和7年11月に対応 |
| ⑤医薬品コード公開<br>(時限的措置)      | <ul style="list-style-type: none"> <li>電子処方箋管理サービスで利用している医薬品コードの関係性(YJコード・レセプト電算コード・一般名コードの対応関係)を整理した医薬品マスタを、医療機関等向け総合ポータルサイトにて公開</li> </ul>                     | 令和8年4月に対応  |
| ⑥単位チェックに係る対応              | <ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関が電子処方箋管理サービスに医薬品の単位を記録する際、薬価基準の単位を記録することを必須とし、電子処方箋管理サービスにて単位チェックする仕組みを構築</li> </ul>                                  | 令和8年度中に対応  |

## 電子処方箋の導入・利用促進に関する直近の取組

### 電子処方箋導入補助の拡充・診療報酬上の対応等

- 医療情報化支援基金による導入補助を実施するとともに、令和7年度補正予算による追加機能への補助を実施。**※薬局については、令和8年9月末をもって終了。**
- 令和8年度診療報酬改定で「医療DX推進体制整備加算」等を見直し、**電子的診療情報連携体制整備加算、電子的調剤情報連携体制整備加算、遠隔電子処方箋活用加算等の創設し、電子処方箋システム活用による評価**を実施。
- 電子処方箋システムや関連設備の導入に際しては、中小企業投資促進税制や医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等の特別償却制度などの利用可能な税制を周知。

### その他の導入・利用促進策

- **医学系学会に協力いただき、臨床における電子処方箋の活用事例等を医療従事者への周知や電子処方箋の利活用状況に関するダッシュボードの機能の追加等**を行い、電子処方箋の理解醸成、普及・活用拡大に向けた取り組みを実施。
- 認知・理解向上による電子処方箋運用開始の促進を目的として、メリットや準備作業等を整理した「薬局向けスターターキット」を作成し、直接郵送による周知を複数回実施するとともに、薬局団体、導入率が低いチェーン薬局、都道府県薬剤師会への導入や調剤結果登録等を要請。また、医療機関についても同様のスターターキットを作成し公表。
- 未導入医療機関・薬局の導入阻害要因等の調査の他、歯科の電子カルテや電子処方箋のニーズ等の調査を実施。
- **令和8年4月より院内処方機能の本格運用を開始**。主に院内処方を扱う医療機関向けの必要最小限の基本機能等を提示。

### 利用者のUX向上策

- 電子処方箋管理サービスの調剤情報は従来からマイナポータルで患者が閲覧可能であったが、**令和8年5月より、ホーム画面から直接アクセスできる薬画面で、診療報酬明細書に基づく薬剤情報と併せて簡単に確認できる**よう変更。
- 重複投薬等チェックのロジック等を活用して薬剤数の情報を提供する機能を開発（実装時期は未定）。
- **電子処方箋が発行されたら、患者のマイナポータルに通知され、通知を受けた患者がマイナポータルで全国の薬局から選択すると、薬局に通知され、事前に電子処方箋を受け取れる仕組みの検討**。
- テスト環境と本番環境を同時に接続できる仕組みを開発し、医療機関・薬局の登録した処方情報・調剤結果が意図したものとなっているか、より確認しやすくする環境を今夏以降、順次整備。



# マイナポータルにおける薬剤情報の確認の改善

- 電子処方箋管理サービスの調剤情報は従来からマイナポータルで患者が閲覧可能であったが、令和8年5月より、ホーム画面から直接アクセスできる薬画面で、診療報酬明細書に基づく薬剤情報と併せて簡単に確認できるよう変更。



✓ マイナポータルのトップ画面から直接「最近の薬」や「処方せん」の情報も1つの画面でまとめて確認できるようになりました

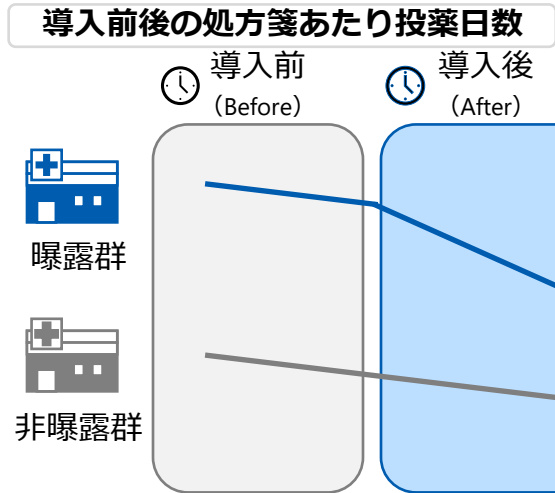
✓ 電子処方箋に対応している医療機関や薬局で処方せんや薬を受け取った場合には、原則当日中に閲覧できます

# 差分の差分法 (Difference in Differences, DID) について

電子処方箋導入の前後で起きた変化から、導入前から存在する違いや共通の影響を差し引いて、導入の効果を測定

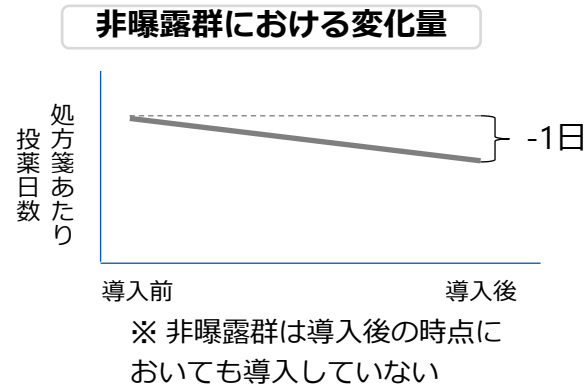
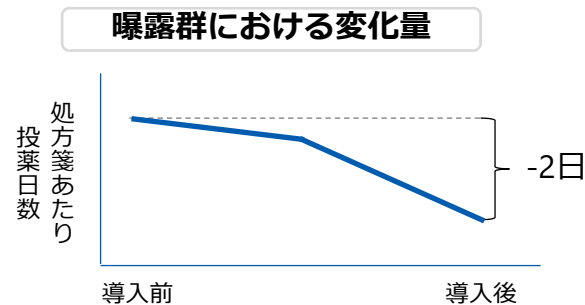
## Step0：準備

電子処方箋を導入した「曝露群」と電子処方箋を未導入の「非曝露群」の「導入前」と「導入後」のデータを収集



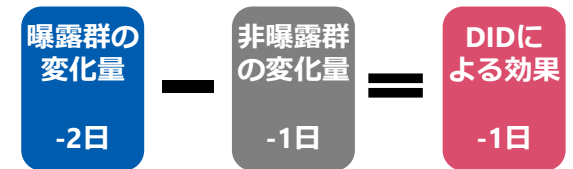
## Step1：一回目の差分の計算

各群において「導入前後の差」を計算

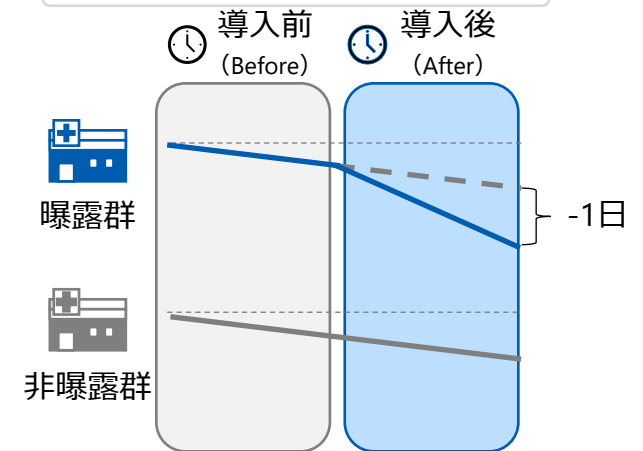


## Step2：二回目の差分

「曝露群」と「非曝露群」の「導入前後の差」の「差」が電子処方箋の導入効果  
例は、電子処方箋導入によって処方箋あたり投薬日数が1日減少した効果となる



## 差分の差分のイメージ



差分の差分を取ることで、季節性等の全体におけるトレンド変化の影響を除去

# 電子カルテの普及に関する政府目標

## 医療DXの推進に関する工程表(抜粋) (令和5年6月2日 医療DX推進本部)

✓遅くとも 2030 年には概ねすべての医療機関において必要な患者の医療情報を共有するための電子カルテの導入を目指す。

＜参考＞第7回「医療DX令和ビジョン2030」厚生労働省推進チーム

「目標達成に向け、オンプレ型で、かつ、カスタマイズしている現行の電子カルテから、いわゆるクラウドネイティブを基本とする廉価なものへと移行することを図る。

2026年夏までに、電子カルテ／共有サービスの具体的な普及計画を策定する。

## 地域医療介護総合確保法 第12条の3第4項(抜粋) ※国会修正により追加された規定

### 第12条の3 (略)

4 政府は、令和12年12月31日までに、電子カルテの普及率…が約100%となることを達成するよう、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術…その他の先端的な技術の活用を含め、医療機関の業務における情報の電子化を実現しなければならない。

# 医薬品の適正使用に向けた薬局における電子処方箋の更なる利活用促進

## 現状・課題

- 薬局における電子処方箋の導入・利活用が進んだことにより、電子処方箋による医薬品の適正使用の効果が確認された。
- 一方で、薬局による調剤結果登録や重複投薬等チェックの実施は必ずしも十分に行われている状況でなく、更なる医療安全の確保の観点からは、薬局による調剤結果登録と重複投薬等チェックの体制の整備・実施の徹底が必要。
- 令和8年6月時点、医療機関への導入状況は約2割であるものの、薬局における電子処方箋受付数は増加傾向にある(2024/4 約2.9万枚、2025/4 約26.5万枚、2026/4 約54.4万枚)。
- 医療機関への電子処方箋の導入は、電子カルテ/電子カルテ情報共有サービスと一体的に進めることとしている。電子カルテについては、2030年までに導入することとされている。

## 対応案

- **薬局による日々の電子処方箋の利活用**(調剤結果登録及び重複投薬等チェックの実施等)により、**医薬品の適正使用に向けた一定の効果が得られた**ところ、さらに**薬局の導入・利活用が進むことで、更なる適正使用の効果が見込まれる**。また、概ねすべての医療機関で電子処方箋が発行できる体制が構築されるまでの間に、**患者が全国のどこの薬局であっても電子処方箋による効果を楽しむ体制の構築が必要**である。
- したがって、電子処方箋による医薬品の適正使用の更なる推進を図る観点から、**薬局の開設者に対し、その薬局で調剤に従事する薬剤師による調剤結果登録及びその環境の整備に関し必要な措置をとることを遵守事項とするとともに、情報の提供及び指導にあたり、当該薬剤師に重複投薬等チェックの結果を確認させること等を課してはどうか。**
- **当該措置については**、電子処方箋による効果の発現まで導入から一定の時間を要すること、薬局によっては電子処方箋の円滑な運用のため必要に応じてシステム上の対応等が発生する可能性があることも鑑み、**令和9年4月より適用してはどうか。**
- その上で、激変緩和の観点から、現にオンライン資格確認等システムを導入しているものの、電子処方箋を導入していない薬局については、当該措置の適用について「電子カルテの導入目標である2030年まで」経過措置を設けてはどうか。

## 〇ＴＣ類似薬の保険給付の見直しの実施に向けた中間とりまとめ

令和8年8月6日

### 〇ＴＣ類似薬の保険給付の見直しの実施に向けた技術的検討会

#### 1. はじめに

- 将来にわたり我が国の医療保険制度を持続可能なものとしていくために、現役世代を中心に保険料負担の上昇を抑制しながら、全世代を通じて、医療保険制度に対する信頼や納得感を維持・向上させる観点から、給付と負担の見直しを行う健康保険法等の一部を改正する法律（令和8年法律第31号）が、令和8年6月5日に公布された。
- 同法においては、適正な医療の提供を確保しつつ、公平かつ効率的な保険給付を行う必要性に鑑み、その要する費用のうち一部を保険給付の対象としないものとする一部保険外療養が創設され、
  - ・ 「医療用医薬品の処方を受ける方」と「〇ＴＣ医薬品を購入する方」との公平性を確保する観点や、
  - ・ 現役世代を中心とする保険料負担を軽減する観点から、〇ＴＣ医薬品（要指導医薬品及び一般用医薬品をいう。以下同じ。）との代替性が特に高い医療用医薬品（いわゆる「〇ＴＣ類似薬<sup>1</sup>」）の使用について、一部保険外療養に位置付けることとしている。
- この〇ＴＣ類似薬の一部保険外療養の仕組みについては、令和7年末までの社会保障審議会医療保険部会での議論では、
  - ・ 対象となる〇ＴＣ類似薬は、〇ＴＣ医薬品と成分・投与経路が同一で、一日最大用量が異なる医療用医薬品（77成分）とすること
  - ・ 当該〇ＴＣ類似薬を使用する方に当該〇ＴＣ類似薬の薬剤費の4分の1を保険外の別途の負担としてお支払いいただくこと
  - ・ 引き続き必要な医療が確保されるよう、こども、がん患者や難病患者など配慮が必要な慢性疾患を抱えている方、低所得者、入院患者、医師が対象医薬品の長期使用等が医療上必要と考える方等に対しては、別途の負担を求めない配慮を行うこととされている。

<sup>1</sup> 「〇ＴＣ類似薬」の明確かつ共通の定義は存在しない（効能・効果や成分など、何に着目して医療用医薬品と〇ＴＣ医薬品の類似性を判断するかについて様々な考え方が存在する。）。

- 一部保険外療養については、実施までに整理すべき論点が存在し、具体的には、
  - ・ 一部保険外療養の対象とする対象医薬品（77 成分）については、ＯＴＣ医薬品とＯＴＣ類似薬（医療用医薬品）の間で、同一の成分であっても、それぞれの承認されている効能・効果の範囲や、添付文書に記載されている効能・効果の記載ぶりが異なる場合があり、このような場合についてどのように整理するか
  - ・ 別途の負担を求めない範囲について、どのような者のどのような療養について、別途の負担を求めないことが適当かという論点が存在する。
- これらの論点について、医学的、薬学的等の観点から検討を行うべく、医学・薬学等の有識者から構成される本検討会「ＯＴＣ類似薬の保険給付の見直しの実施に向けた技術的検討会」を立ち上げ、令和８年６月２５日に第１回を開催し、これまで４回にわたり議論を行ってきた。今般、これら対象医薬品及び別途の負担を求めない配慮を行う場合の具体的な範囲について、一定の結論を得たため、中間とりまとめとしてここに整理する。

## ２．一部保険外療養の対象医薬品について

### （１）基本的な考え方

- 本制度は、必要な受診を行った上で、結果的に対象となる医療用医薬品が支給される場合に別途の負担を求めるものであり、一律にＯＴＣ医薬品を用いたセルフメディケーションを求めるものではない。このため、整理に当たっては、医療用医薬品を使用することを前提に、対象となる医療用医薬品について、どのような保険給付を行うことが適当かという観点から検討を行った。
- その上で、今回対象となる医療用医薬品とＯＴＣ医薬品は成分、投与経路が同一で、一日最大用量が異なるものであり、代替性が特に高い医薬品を対象医薬品としていることから、対象医薬品を使用する場合は、原則として別途の負担の対象となることが基本である。
- 他方で、医療用医薬品とＯＴＣ医薬品は制度上異なる位置づけであることや、医療用医薬品は医師の指示に基づき使用されるものである一方で、ＯＴＣ医薬品は患者自身の判断により使用されるものであるため、使用場面が異なる場合があることにより、対象医薬品のうち特定の成分については、医療用医薬品とＯＴＣ医薬品が同一の成分であっても効能・効果が一致しない場合がある。

- このような、ＯＴＣ医薬品において認められていない効能・効果を目的として医療用医薬品を使用する場合は、別途の負担を求めないこととする。

## (２) 対象医薬品の考え方

- 対象医薬品（77 成分）の選定に当たっては、ＯＴＣ医薬品と成分及び投与経路が同一で、一日最大用量が異なる医療用医薬品としている。その際、剤形が一致するＯＴＣ医薬品が存在しない場合であっても、同一成分・同一投与経路のＯＴＣ医薬品が存在する場合には、剤形が異なるにとどまることから、代替性は否定されないものとして整理した。

- また、成分の含有量又は濃度が一致しない場合であっても、一日最大用量の設定がない場合や、ＯＴＣ医薬品の方が医療用医薬品を上回る含有量又は濃度を有する場合には、医療用医薬品の一日最大用量が明らかに高いとまではいえないため、代替性は否定されないものとして整理した。他方で、成分が完全に一致しない配合剤や、医療用医薬品の方が一日最大用量が大きい場合には、代替性がないものとして整理した。

## (３) 効能・効果の考え方

- 医療用医薬品は、医師の診断に基づき処方・調剤される医薬品であり、医療保険制度の下で医療用医薬品として提供されるものである一方、ＯＴＣ医薬品は、患者自身の判断により用いられることが前提とされていることから、その効能・効果については、患者自身でも判断可能な症状等により記載されていることが基本である。

- 具体的には、医療用医薬品とＯＴＣ医薬品の効能・効果の対応関係については、次の類型により整理することとした。

### ① 効能・効果が対応すると整理される場合

#### ア 疾患名が直接対応している場合

ＯＴＣ医薬品として承認されている効能・効果が疾患名で記載されており、医師が診断した疾患名に直接又は実質的に対応している場合

#### イ 症状等として対応している場合

ＯＴＣ医薬品として承認されている効能・効果が症状等を基礎として記載されており、医師が診断した疾患に通常伴う症状、身体状態又は当該医薬品の使用目的と対応している場合

### ② 効能・効果が対応しないと整理される場合

医療用医薬品とＯＴＣ医薬品とで、使用される目的が明らかに異なる場合

○ さらに医療用医薬品とＯＴＣ医薬品では、制度上の位置づけや使用場面の違いを踏まえ、効能・効果の記載が異なる場合があるため、医療用医薬品とＯＴＣ医薬品の効能・効果が一致しているかについては、以下の観点を踏まえて、効能・効果の対応関係の有無を総合的に判断することとした。

- ・ ＯＴＣ医薬品の添付文書に記載された症状等又はその処方目的が、医療用医薬品が用いられる処方目的と対応していること
- ・ 疾患・病態ごとに細かく区分し医療現場における運用が複雑とならないようにすること
- ・ 判断基準が複雑になることで医師ごとの判断がばらつくことがあると、同じ疾患において患者負担の有無が異なり、患者にとって制度上の取扱いが分かりにくく、納得感を得にくいものとなること
- ・ 同一又は類似の薬効群に属する他成分との整理との均衡も踏まえ、制度上の取扱いに大きな不均衡が生じないようにすること
- ・ 医療用医薬品とＯＴＣ医薬品とで使用される治療目的が明らかに異なる場合には、効能・効果が一致しない場合として整理すること

(４) 別途の負担を求めない場合について

○ 上記を踏まえ、医療用医薬品とＯＴＣ医薬品の効能・効果が一致しておらず、別途の負担を求めない場合を別紙２のとおり整理した。

３. 別途の負担を求めない者と療養の範囲

○ 一部保険外療養の実施に当たっては、引き続き必要な医療が確保されるよう、こども、がん患者や難病患者など配慮が必要な慢性疾患を抱えている方、低所得者、入院患者、医師が対象医薬品の長期使用等が医療上必要と考える方等に対しては、別途の負担を求めない配慮を行うこととしており、本検討会においては、このうち、がん患者や難病患者など配慮が必要な慢性疾患を抱えている方、入院患者、医師が対象医薬品の長期使用等が医療上必要と考える方等について、別途の負担を求めない者と療養の範囲について検討を行った。

## (1) がん患者

### ①基本的な考え方

- 指定難病や小児慢性特定疾病等の公費負担医療においては、「疾患名」そのものに対する治療だけでなく、治療の必要性や継続性に基づいて、助成する治療の対象が整理されている。
- 一部保険外療養におけるがん患者についても、「がんの治療中に、がんやその治療に関連して生じた状態」に対する対象医薬品の使用については、別途の負担を求めないことと整理する。具体的には、がんの症状への対応のほか、抗がん剤治療、放射線治療、手術等に伴う副作用や有害事象への対応、免疫抑制状態等への対応が該当する。
- 他方で、がんとは別の疾患の治療や、それに起因して生じた一般的な症状への対応については、原則として、がん患者であることのみを理由に別途の負担を求めないこととするものではない。また、がん治療が終了した後に、何らかの症状の軽減等のために長期間にわたり薬物対応が必要な場合については、(6)の「医師が対象医薬品の長期使用等が医療上必要と考える方」として別途の負担を求めないことと整理する。

#### がん患者における基本的な考え方

|                     |                                                       |
|---------------------|-------------------------------------------------------|
| がんの主疾患治療            | 別途の負担の <u>対象外</u><br>(主たる抗がん治療薬は本制度の対象医薬品に含まれていない。)   |
| がん治療に伴う副作用・有害事象への対応 | 別途の負担の <u>対象外</u>                                     |
| がんと直接関係しない一般的症状     | 別途の負担の <u>対象</u>                                      |
| 治療終了後も長期に薬物投与が必要な場合 | 「医師が対象医薬品の長期使用等が医療上必要と考える方」に該当する場合は、別途の負担の <u>対象外</u> |

### ②「がん治療中」の考え方

- 「がん治療中」とは、確定診断名としての「がん」(疑いを除く。)を有する患者のうち、単に診断歴を有することのみをもって判断するのではなく、当該がん及びその治療に関連して生じた状態に対し、現

に治療行為を伴う診療を継続的に受けている場合又は治療開始に向けて具体的な治療計画の下で継続的な診療管理を受けている場合と整理する。

- ここでいう「治療行為を伴う診療」には、例えば、抗悪性腫瘍剤による薬物療法、放射線治療、手術後の補助療法、ホルモン療法など、緩和目的を含むがん又はその治療に関連して生じた状態に対する継続的治療等が含まれる。
- 他方で、既に治療行為が終了しており、再発の有無等を確認するための定期的な診察、画像検査その他の経過観察のみを受けている場合は、「がん治療中」には該当しない。

#### 「がん治療中」の考え方の例

|                              |                                                                                                                                                                                                                              |
|------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 「がん治療中」に該当する場合               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外来にて抗がん剤等の薬物療法を継続的に受けている場合</li> <li>・ 病理検査等によりがんと診断され、術前化学療法又は手術に向けた診療計画が既に決定されている場合</li> </ul>                                                                                     |
| 「がん又はその治療に関連して生じた状態」に該当する場合  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ がん治療薬の副作用の支持療法（便秘、口内炎、皮膚障害等）を受けている場合</li> <li>・ がん治療に伴う好中球減少期の発熱、感染疑いの場合に使用するかぜ薬、解熱鎮痛剤を処方する場合</li> <li>・ 緩和ケア治療を受けている場合</li> </ul>                                                  |
| 「がん治療中」に該当しない場合              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過去にがんの診断歴はあるが、現在は再発なく、定期受診のみ継続している場合</li> <li>・ 胃がん術後で、定期的な画像検査等による経過観察を受けているものの、胃がんに対する薬物療法等の治療行為は終了している場合</li> <li>・ がんの疑い・再発疑いで精査中の場合</li> <li>・ 前がん病変の状態でがんの診断ではない場合</li> </ul> |
| 「がん又はその治療に関連して生じた状態」に該当しない場合 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ がん治療中だが、がん治療との関連が薄い症状（花粉症、水虫、齲歯等）の場合</li> <li>・ がん治療中だが、がん治療に伴わない一般的な症状（便秘、風邪、腰痛等）の場合</li> </ul>                                                                                    |

## （２）難病患者

- 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号。以下「難病法」という。）においては、発病の機構が明らかでないこと、治療方法が確立していないこと、希少な疾病であること、長期の療養を必要とすること、患者数が一定の人数に達しないこと、客観的な診断基準が確立していること等の要件を満たすものを「指定難病」として位置づけている<sup>2</sup>。
- 指定難病の患者の医療費の負担軽減を図るという難病法の趣旨を踏まえ、指定難病患者<sup>3</sup>については、指定難病及び当該指定難病に付随して発生する傷病に対する対象医薬品の使用については、別途の負担を求めないことと整理する。

## （３）国の公費負担医療の対象者（難病患者など配慮が必要な慢性疾患を抱えている方）

- 国の公費負担医療制度は、特定の疾病、障害、状態等に対して、特別な配慮を行う必要がある場合に設けられている制度である。このような制度趣旨から、公費負担医療の対象者は、指定難病と同様に、長期にわたり療養や治療を要し、医師の診断・判断の下で継続的な医療管理が行われる必要があるなど、一定の配慮を要する状態にあることを前提としていることから、難病患者と同様に、国の公費負担医療の対象者が、当該公費負担医療を受ける際に対象医薬品を使用する場合は、別途の負担を求めないことと整理する<sup>4</sup>。

## （４）入院患者

- 入院患者は、急性期又は慢性期の疾病等により、医師の管理下で集中的かつ継続的な治療を受けている状態にあり、処方される薬剤は、当該入院治療や処置の一環として用いられている場合が多く、医療提供の場面や治療環境が外来患者とは大きく異なるため、入院患者に対し、入院中（退院時を含む。）に対象医薬品が処方された場合は、別途の負担を求めないことと整理する。

---

<sup>2</sup> 難病法は、指定難病のうち病状の程度が一定以上の者について医療費助成等の支援を行っている。

<sup>3</sup> 難病法に基づく医療費助成の対象か否かを問わない。医療費助成の対象とならない指定難病患者については、指定難病の登録者証等により、指定難病患者であることを確認する。また小児慢性特定疾病医療費については、国の公費負担制度の助成を受ける療養と同様の整理とする。

<sup>4</sup> 地方自治体が単独で実施する公費負担医療については、地方自治体ごとに実施の有無やその趣旨、内容等にばらつきがあることから、配慮の対象とすることは実務上の課題が存在する。

## (5) 処置等の一環で行われる処方

### ①基本的な考え方

- 処置等の一環として行われる処方に該当する場合としては、処置等に伴う症状（症状の主要因が処置等によるものである場合。症状が処置等以前からあった場合は含まない。）への対応として、処置等の前から同一又は類似の医薬品の投薬が行われておらず、新たに処置等と同日に処方が行われた場合が考えられる。このような場合に処方される対象医薬品については、別途の負担を求めないことと整理する。

### ②処置等の範囲

- 別途の負担を求めない処置等の範囲については、医科診療報酬点数表<sup>5</sup>の

- ・ 第3部「検査」のうち、生検、穿刺その他の侵襲を伴う検査
- ・ 第9部「処置」
- ・ 第10部「手術」

に位置づけられる医療行為を基本として、外来で実施される侵襲を伴う医療行為で生ずる疼痛管理、その他の処置後の急性期管理を目的として処方されるものを対象として整理する。

### ③処置等の一環として行われる処方期間の考え方

- 処置等に伴う症状への対応として新たに処方される医薬品は、当該処置等に伴う疼痛や炎症等の急性期管理を目的とするものであり、これらの症状は一般に短期間で経過することが想定される。

- この点について、NDBデータにより、K000 創傷処理と同日にロキソプロフェンが処方された場合の処方量を確認したところ、最頻値は10錠、中央値は12錠、平均は21錠であり、7日分相当である21錠以内が74.1%、14日分相当である42錠以内が89.3%を占めていた。

- このため、処置等の一環で処方される対象医薬品については、制度運用上の分かりやすさも踏まえ、14日分までを別途の負担を求めないことと整理する。

<sup>5</sup> 歯科診療報酬点数表は医科診療報酬点数表の第3部「検査」のうち、生検、穿刺その他の侵襲を伴う検査、第9部「処置」第10部「手術」に相当するものとする。

(6) 医師が対象医薬品の長期使用等が医療上必要と考える方

①基本的な考え方

- 医師が対象医薬品の長期使用等が医療上必要と考える方の整理に当たっては、対象医薬品が使用されている期間の長短そのものではなく、当該対象医薬品が、どのような医療上の目的と管理の下で使用されているかに着目した。
- 1年を通じた使用実態を確認することにより、症状が季節や環境要因によらず持続しており、医師の管理下で継続的な治療が行われている状態を客観的に把握することが可能である。
- このため、「長期使用」とは、暦年で365日連続して使用されていることを形式的に求めるものではないものの、1年という単位の中で、医師が年間を通じた症状の持続と治療の継続性を確認し、当該対象医薬品の長期使用等が医療上必要であると認めている状態を指すものとして整理する。

②内服薬における長期使用の考え方

- 内服薬（屯服薬を除く。）については、処方日数が比較的正確に把握できることから、年間の処方日数を用いて、1年を通じた使用実態を外形的に確認することが可能である。
- 内服薬の年間処方日数別の患者構成比を見ると、多くの成分においては、0～9週などの短期間の処方が患者全体の大半を占めており、これらは急性症状や一時的な状態に対する使用が中心であると考えられる。他方で、50週処方されている患者は、全体から見れば少数の割合ではあるものの、症状が季節や環境要因によらず持続し、医師の管理下で、年間を通じた治療継続が行われている状態であると考えられることから、内服薬における長期使用<sup>6</sup>については、年間処方日数がおおむね50週であることを目安として整理する。
- 年間処方日数がおおむね50週であることについては、診療情報提供書、薬剤情報、お薬手帳、オンライン資格確認による薬剤情報等により、過去の診療経過又は処方歴を確認することとする。

---

<sup>6</sup> 年間処方日数がおおむね50週に該当すると考えられる例：寝たきりの活動量低下に伴う慢性便秘症に対して、酸化マグネシウムを「90日分ずつ年4回」、「28日処方を概ね月1回」又は「リフィル処方箋の使用により同一処方が年間を通じて継続」で処方される場合。

- 上記の手段により過去の診療経過又は処方歴を確認できなかった場合については、原則として別途の負担の対象となるが、少なくとも初診から6か月間にわたり、症状の持続又は反復と対象医薬品の継続的又は反復的な使用が確認され、当該医薬品の通年で使用すること（直近の実績を含め少なくとも50週の継続）が医療上必要であると医師が認めている場合<sup>7</sup>には、年間処方日数がおおむね50週を満たしていない時点でも、本要件に該当することが可能と整理する。

### ③外用薬における長期使用の考え方

- 外用薬（軟膏、湿布等）については、
- ・ 患者ごとの使用量や使用頻度に個人差が大きい
  - ・ 1日使用量×日数として処方されることの多い内服薬と異なり、総量で処方されることが多く、処方日数が必ずしも明確になっていない
  - ・ 対症療法として使われる外用薬は反復して長期間処方される場合や処方の総量が多い場合であっても医師が必ずしも連日使用を指示しているとは限らない
- ことから、処方日数を用いて通年性を判断することが困難である。

- このため、外用薬における長期使用等の該当性については、医薬品がどれだけ処方されたかではなく、医師が慢性又は再発性の疾患に対して、当該医薬品を毎日継続して使用することを指示し、通年で定期的に使用しているかどうかに着目し、
- ・ 慢性又は反復性の疾患として明確に診断されていること
  - ・ 当該成分の継続的又は反復的な使用が、単なる症状緩和にとどまらず、診療ガイドライン等において、その有効性や必要性が示されていること
  - ・ 継続の必要性が患者の自覚症状や使用感に過度に依存せず客観的に判断できること
  - ・ 同一又は類似薬効群との均衡やOTC医薬品で対応している者との公平性を確保できること
- 等を踏まえ、総合的に判断する。なお、年間を通じた使用についての確認方法や初診の考え方は内服薬における整理と同様に考える。

---

<sup>7</sup> 初診から6か月間にわたり、症状の持続又は反復と対象医薬品の継続的使用が確認され、当該医薬品の通年で使用すること（直近の実績を含め少なくとも50週の継続）が医療上必要であると医師が認めている場合の例：慢性便秘症で、過去6か月以上対象医薬品が継続処方されており、今後も年間を通じた当該医薬品の使用が必要と判断される場合。

- 様々な種類の外用薬について、医薬品の類型ごとに、以下のような目安を設ける。
- ・ 抗真菌外用薬については、表在皮膚真菌症に対する一定期間の治療又は再発時の治療が中心と考えられ、別途の負担の対象として整理する。
  - ・ 消毒薬については、創傷処置の管理等を目的として使用される場合が中心であり、別途の負担の対象として整理する。
  - ・ ステロイド外用薬については、慢性・再発性疾患使用される場合があるが、急性増悪時の短期使用が中心であり、別途の負担の対象として整理する。
  - ・ 点眼薬については、季節性のアレルギー性結膜炎等に対する使用が中心である一方、通年性のアレルギー性結膜炎等により、医師の指示の下で毎日点眼するなど、年間を通じた継続使用が必要となる場合がある。このため、通年性が確認できる場合には、長期使用等に該当するものとして別途の負担の対象外と整理する。
- 鎮痛消炎剤の外用薬については、主として疼痛緩和を目的として用いられる場合が多く、使用継続の必要性が患者の自覚症状に左右されやすい。また、急性疼痛や変形性関節症等に対する短期から一定期間の有効性は確認されているものの、1年を通じた継続使用については、診療ガイドラインにおいて有効性や必要性が明確に示されているのは一部の成分・製剤に限られており、仮に通年使用され毎日継続して使用した場合であっても、原則、別途の負担の対象と整理する。
- 他方で、年間を通じて鎮痛消炎剤の外用薬が処方されている患者の中には、変形性関節症等の慢性かつ重度の疼痛性疾患を有していると考えられる例が一定数認められる。
- このため、令和10年度末までの経過措置として、鎮痛消炎剤の外用薬については、疼痛等の自覚症状が持続しこれまで通年で使用しているだけでなく、画像検査などで慢性かつ重度の疾患（例：変形性膝関節症におけるKellgren-Lawrence（KL）分類のGrade 4）であることが客観的に確認され、医師が年間を通じた疼痛管理として継続使用が医療上必要と判断し、毎日使用することを指示して処方する場合に限り、別途の負担の対象外と整理する。なお、経過措置終了までの間に、診療ガイドラインのエビデンスの状況、制度実施後の処方実態等を踏まえ、必要な見直しをおこなう。

○ 皮膚保湿剤・皮膚保護剤・角化症治療剤については、皮膚乾燥、かゆみ、手指のあれ等を目的として繰り返し使用されるため、使用継続の必要性が患者の主観に左右されやすい。また、加齢による皮脂欠乏症、進行性指掌角皮症、肥厚性瘢痕・ケロイドに対する短期から一定期間の有効性は確認されているものの、1年を通じて継続的に外用することについて、診療ガイドラインにおいて有効性や必要性が明確に示されているのは、アトピー性皮膚炎のヘパリン類似物質と尿素に限られており、仮に通年で使用され毎日継続して使用する場合、アトピー性皮膚炎のヘパリン類似物質と尿素に関しては別途の負担の対象外と整理する。他方で、他の疾患に対して使用された成分は、原則、別途の負担の対象と整理する。

○ 他方で、年間を通じて皮膚保湿剤等が定期的に使用されている患者の中に、重症の皮膚疾患を有すると考えられる例が一定数認められる。

○ アトピー性皮膚炎以外の皮膚疾患については、必ずしも画像検査等によって重症度を判断するものではなく、視診、症状、疾患活動性、治療経過等を総合して重症度を判断する場合が多い。このため、現時点では1年を超えて長期投与した場合の有効性が十分に確認されているとはいえないことを踏まえつつ、皮膚保湿剤・皮膚保護剤・角化症治療剤については、これまで通年で使用しているだけでなく、症状または疾患活動性が十分に改善せず、外用薬だけでなく、免疫抑制剤等による全身療法を併用した治療歴（例：直近1年以内）がある場合は重症と考えることが出来ることから、令和10年度末までの経過措置として、当該患者に対して毎日使用することを指示して処方する場合に限り、別途の負担の対象外と整理する。なお、経過措置終了までの間に、診療ガイドラインのエビデンスの状況、制度実施後の処方実態等を踏まえ、必要な見直しを行う。

(7) ○ T C 医薬品を服用しないこととされている方

○ ○ T C 医薬品と医療用医薬品の添付文書を比較すると、○ T C 医薬品には「服用しないこと」と記載されている場合であっても、医療用医薬品においては必ずしも「禁忌」とされておらず、医療機関での処方が可能な場合がある。

○ このような「服用しないこと」の記載の趣旨は一様ではなく、

- ① 自己判断による服用を避け、医師による個別の判断を求めるもの
- ② ○ T C 医薬品の効能・効果又は使用対象を限定するもの

③ 原則として使用を避けることを前提とするものの大きく3つに分類されると本制度においては整理した。

①自己判断による服用を避け、医師による個別の判断を求めるもの

○ 年齢、疾患、症状、併用薬、使用期間を理由にＯＴＣ医薬品を「服用しないこと」と記載されている場合は、自己判断による服用を避け、基礎疾患や症状、併用薬剤などを踏まえて医師が判断することを前提としている。

○ 本制度は、必要な受診を行った上で、結果的に対象となる医療用医薬品が支給される場合に別途の負担を求めるものであり、引き続き必要な受診が確保されることから、単に医療機関を受診することを意図した記載の有無をもって、別途の負担の取扱いが異なることは適切ではない。

○ また、医師の判断によって別途の負担の有無が異なる取扱いとすると、患者にとって制度上の取扱いが分かりにくくなるおそれがあることから、このような場合においては、ＯＴＣ医薬品を「服用しないこと」と記載されている患者についても、それ以外の患者と同様に、別途の負担の対象と整理する。

②ＯＴＣ医薬品の効能・効果又は使用対象を限定するもの

○ 部位又は性別を理由にＯＴＣ医薬品を「服用しないこと」と記載されている場合は、患者が自己判断でＯＴＣ医薬品を使用せず、医療機関を受診することを前提とするものである。

○ また、このような記載は、ＯＴＣ医薬品の効能・効果又は使用対象が医療用医薬品と比較して限定されていることを踏まえたものである。

○ このため、「服用しないこと」の記載をもって、別途の負担の有無を判断するのではなく、上記2及び3（1）から（6）までで示した「効能・効果の違い」又は「別途の負担を求めない者と療養の範囲」に該当するかで別途の負担の有無を判断することと整理する。

③原則として使用を避けることを前提とするもの

○ 妊婦等<sup>8</sup>に対してＯＴＣ医薬品を「服用しないこと」と記載されている場合については、医療用医薬品においても「治療上の有益性が危険性を上回る場合にのみ使用する」という有益性投与の考え方を基本としており、単に医療機関の受診を求める趣旨ではない。

○ 胎児・乳児への影響の可能性も考慮して、原則として使用を避けることを前提に、医師が母体への治療上の有益性と胎児・乳児へのリスクを比較衡量した上で、例外的に必要な場合のみ使用するものと考えられることから、特別な考慮が必要であり、別途の負担の対象外として整理する。

4. おわりに

○ 本検討会では、令和8年6月から4回にわたり、ＯＴＣ類似薬の保険給付の見直しの実施に向けて議論を重ね、以上のとおり中間とりまとめを行った。今後、社会保障審議会医療保険部会等に報告した上で、一部保険外療養制度の施行に向けて、引き続き、必要な検討を進めていくことが適当である。

○ ＯＴＣ類似薬の一部保険外療養の実施については、医療保険制度の持続可能性を確保し、世界に冠たる国民皆保険を次世代に繋いでいくために重要な取組であると同時に、本取組の実施によって国民が必要な医療を受ける機会が失われないようにすることもまた重要である。

○ そのため、本検討会においては、医学、薬学、医療経済学等の有識者、それぞれの見地から、引き続き必要な受診が確保されるよう、一部保険外療養の別途の負担を求めないこととする患者の範囲等の検討を行い、一定の結論を得たが、本結論は不変のものではなく、本制度の実施により、処方シフトも含め医療現場や患者の受療行動にどのような変化が生じたか等について、不断の検証を行い、本取組の実施によって不必要な処方シフトが行われないようにしつつ、国民が必要な医療を受ける機会が失われないようにするため、必要な見直しを行っていくものである。その際、別途の負担を求めない患者の範囲等についての検証を実効的なものとするため、

---

<sup>8</sup> 別途の負担を求めないこととする者については、「妊婦」、「妊娠している可能性があるためＯＴＣ医薬品を服用できない女性」及び「授乳婦」とする。また、対象となる医療用医薬品については、ＯＴＣ医薬品の添付文書に「服用しないこと」と記載されており、医療用医薬品の添付文書において妊婦又は授乳婦に関する注意喚起がある薬剤を対象とする。妊婦、妊娠している可能性のあるためＯＴＣ医薬品を服用できない女性、授乳婦については、本人申告（問診票）のほか、必要に応じて、母子健康手帳、診療録に基づき、医師が確認する。

診療報酬請求書等において、どのような判断により別途の負担の対象外となったかについて記載を求めることとする。

- また、本検討会において一定の結論を得た一部保険外療養の別途の負担を求めない配慮の仕組みを含め、本制度は新たに実施するものであることから、本制度の検討に当たっては、医師、薬剤師等の医療従事者、患者、保険診療に係るシステムベンダ等の様々な方々の協力を得て進めていくことが不可欠である。そのために、本制度の検討に当たっては、制度が複雑なものとならず、制度の目的や運用が分かりやすく納得感のあるものとなるよう設計するとともに、円滑な施行が可能となるよう、丁寧な周知を行っていくことが求められる。
- これらの点について、引き続き、社会保障審議会医療保険部会をはじめ関係審議会等において様々な関係者と議論の上、成案を得ていくことが望まれる。

(別紙 1)

〇ＴＣ類似薬の保険給付の見直しの実施に向けた技術的検討会

構成員名簿

令和 8 年 6 月 25 日現在

(５０音順 敬称略)

|                       |                        |
|-----------------------|------------------------|
| いいじま<br>飯島 ひろや<br>裕也  | イイジマ薬局 開設者             |
| いなもり<br>稲森 まさひこ<br>正彦 | 横浜市立大学 医学部 教授          |
| おかざき<br>岡崎 けん<br>賢    | 東京女子医科大学 医学部 教授        |
| かとう<br>加藤 のりと<br>則人   | 京都府立医科大学 北部キャンパス長      |
| かねこ<br>金子 あきひろ<br>明寛  | 池上総合病院 口腔感染センター長       |
| こんどう<br>近藤 たろう<br>太郎  | 近藤医院 院長                |
| なるかわ<br>成川 まもる<br>衛   | 北里大学 薬学部 教授            |
| なるせ<br>成瀬 みちのり<br>道紀  | 日本総研 調査部 主任研究員         |
| たにがき<br>谷垣 しんじ<br>伸治  | 杏林大学 医学部 教授            |
| はりがえ<br>張替 ひでお<br>秀郎  | 東北大学 理事・副学長            |
| はせがわ<br>長谷川 としお<br>利雄 | はせがわ整形外科運動器エコークリニック 顧問 |
| ふじおか<br>藤岡 おさむ<br>治   | 藤岡耳鼻咽喉科医院 院長           |
| ほりかわ<br>堀川 ひさよ<br>壽代  | 合名会社 光栄堂薬局 代表社員        |
| むとう<br>武藤 まさき<br>正樹   | 日本医療伝道会衣笠病院グループ 理事     |
| むとう<br>武藤 まなぶ<br>学    | 京都大学 医学研究科 教授          |

## 別途の負担の対象となる各成分ごとの効能・効果の一覧

| 領域        | 対象効成分      | 効能・効果(医療用)                                                                                                                                                    | 効能・効果(OTC)                                                                                                                                     | 別途の負担の対象・対象外                                                                         |
|-----------|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 鎮痛消炎剤(内服) | イブプロフェン    | ○下記疾患並びに症状の消炎・鎮痛<br>関節リウマチ、関節痛及び関節炎、神経痛及び神経炎、背腰痛、頸腕症候群、子宮付属器炎、月経困難症、紅斑(結節性紅斑、多形滲出性紅斑、遠心性環状紅斑)<br>○手術並びに外傷後の消炎・鎮痛<br>○下記疾患の解熱・鎮痛<br>急性上気道炎(急性気管支炎を伴う急性上気道炎を含む) | 関節リウマチ<br>関節痛及び関節炎<br>神経痛及び神経炎<br>背腰痛<br>頸腕症候群<br>子宮付属器炎<br>月経困難症<br>紅斑(結節性紅斑、多形滲出性紅斑、遠心性環状紅斑)<br>手術並びに外傷後の消炎・鎮痛<br>急性上気道炎(急性気管支炎を伴う急性上気道炎を含む) | 頭痛・歯痛・抜歯後の疼痛・咽喉痛・耳痛・関節痛・神経痛・腰痛・筋肉痛・肩こり痛・打撲痛・骨折痛・ねんざ痛・生理痛・外傷痛の鎮痛、悪寒・発熱時の解熱            |
|           |            | ○下記疾患並びに症状の消炎・鎮痛<br>関節リウマチ、変形性関節症、腰痛症、肩関節周囲炎、頸肩腕症候群、歯痛<br>○手術後、外傷後並びに抜歯後の鎮痛・消炎<br>○下記疾患の解熱・鎮痛<br>急性上気道炎(急性気管支炎を伴う急性上気道炎を含む)                                   | 関節リウマチ<br>変形性関節症<br>腰痛症<br>肩関節周囲炎<br>頸肩腕症候群<br>歯痛<br>手術後、外傷後並びに抜歯後の鎮痛・消炎<br>急性上気道炎(急性気管支炎を伴う急性上気道炎を含む)                                         | ○頭痛・月経痛(生理痛)・歯痛・抜歯後の疼痛・咽喉痛・腰痛・関節痛・神経痛・筋肉痛・肩こり痛・耳痛・打撲痛・骨折痛・ねんざ痛・外傷痛の鎮痛<br>○悪寒・発熱時の解熱  |
|           |            | 下記疾患並びに症状の消炎・鎮痛<br>変形性関節症、筋肉痛、外傷後の腫脹・疼痛                                                                                                                       | 変形性関節症<br>筋肉痛<br>外傷後の腫脹・疼痛                                                                                                                     | 関節痛、肩こりに伴う肩の痛み、筋肉痛、腰痛、打撲、捻挫、腱鞘炎(手・手首の痛み)、肘の痛み(テニス肘など)                                |
|           |            | 下記疾患並びに症状の鎮痛・消炎<br>変形性関節症、肩関節周囲炎、腱・腱鞘炎、腱周囲炎、上腕骨上顆炎(テニス肘等)、筋肉痛、外傷後の腫脹・疼痛                                                                                       | 変形性関節症<br>肩関節周囲炎<br>腱・腱鞘炎<br>腱周囲炎<br>上腕骨上顆炎(テニス肘等)<br>筋肉痛<br>外傷後の腫脹・疼痛                                                                         | 腰痛、筋肉痛、肩こりに伴う肩の痛み、関節痛、腱鞘炎(手・手首の痛み)、肘の痛み(テニス肘など)、打撲、捻挫                                |
|           |            | 下記疾患並びに症状の鎮痛・消炎<br>変形性関節症、肩関節周囲炎、腱・腱鞘炎、腱周囲炎、上腕骨上顆炎(テニス肘等)、筋肉痛(筋・筋膜性腰痛症等)、外傷後の腫脹・疼痛                                                                            | 変形性関節症<br>肩関節周囲炎<br>腱・腱鞘炎<br>腱周囲炎<br>上腕骨上顆炎(テニス肘等)<br>筋肉痛(筋・筋膜性腰痛症等)<br>外傷後の腫脹・疼痛                                                              | 腰痛、肩こりに伴う肩の痛み、関節痛、筋肉痛、腱鞘炎(手・手首の痛み)、肘の痛み(テニス肘など)、打撲、捻挫                                |
|           |            | 下記疾患並びに症状の鎮痛・消炎<br>変形性関節症、肩関節周囲炎、腱・腱鞘炎、腱周囲炎、上腕骨上顆炎(テニス肘等)、筋肉痛、外傷後の腫脹・疼痛                                                                                       | 変形性関節症<br>肩関節周囲炎<br>腱・腱鞘炎<br>腱周囲炎<br>上腕骨上顆炎(テニス肘等)<br>筋肉痛<br>外傷後の腫脹・疼痛                                                                         | 腰痛、肩こりに伴う肩の痛み、関節痛、筋肉痛、腱鞘炎(手・手首・足首の痛みと腫れ)、肘の痛み(テニス肘など)、打撲、捻挫                          |
|           |            | 下記における鎮痛・消炎<br>捻挫、打撲、筋肉痛、関節痛、骨折痛                                                                                                                              | 捻挫<br>打撲<br>筋肉痛<br>関節痛<br>骨折痛                                                                                                                  | 腰痛、打撲(うちみ)、捻挫、肩こり、関節痛、筋肉痛、筋肉疲労                                                       |
|           |            | 下記における鎮痛・消炎<br>捻挫、打撲、筋肉痛、関節痛、骨折痛                                                                                                                              | 捻挫<br>打撲<br>筋肉痛<br>関節痛<br>骨折痛                                                                                                                  | 腰痛、打撲(うちみ)、捻挫、肩こり、関節痛、筋肉痛、筋肉疲労                                                       |
|           |            | 下記における鎮痛・消炎<br>捻挫、打撲、筋肉痛、関節痛、骨折痛、虫さされ                                                                                                                         | 捻挫<br>打撲<br>筋肉痛<br>関節痛<br>骨折痛<br>虫さされ                                                                                                          | 肩こり、筋肉痛、腰痛、関節痛、筋肉疲労、打撲、捻挫、しもやけ                                                       |
|           |            | アレルギー性結膜炎                                                                                                                                                     | アレルギー性結膜炎                                                                                                                                      | 花粉、ハウスダスト(室内塵)などによる次のような目のアレルギー症状の緩和:目のかゆみ、目の充血、目のかすみ(目やにの多いときなど)、なみだ目、異物感(コロコロする感じ) |
| 抗アレルギー薬   | ベミロラステカリウム | ○アレルギー性結膜炎<br>○春季カタル                                                                                                                                          | アレルギー性結膜炎<br>春季カタル                                                                                                                             | 花粉、ハウスダスト(室内塵)などによる次のような目のアレルギー症状の緩和:目の充血、目のかゆみ、目のかすみ(目やにの多いときなど)、なみだ目、異物感(コロコロする感じ) |

| 領域      | 対象効成分                                         | 効能・効果(医療用)                                                                                                            |                                    | 効能・効果(OTC)                                                                            | 別途の負担の<br>対象・対象外 |
|---------|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 抗アレルギー薬 | ケトチフェンフマル酸塩                                   | アレルギー性結膜炎                                                                                                             | アレルギー性結膜炎                          | 花粉、ハウスダスト(室内塵)などによる次のような目のアレルギー症状の緩和: 目の充血、目のかゆみ、目のかすみ(目やにの多いときなど)、なみだ目、異物感(コロコロする感じ) | 対象               |
|         |                                               | ○気管支喘息<br>○アレルギー性鼻炎<br>○蕁麻疹、湿疹・皮膚炎、皮膚そう痒症                                                                             | 気管支喘息                              | 花粉、ハウスダスト(室内塵)などによる次のような鼻のアレルギー症状の緩和: くしゃみ、鼻水(鼻汁過多)、鼻づまり                              | 対象外              |
|         |                                               |                                                                                                                       | アレルギー性鼻炎                           |                                                                                       | 対象               |
|         |                                               |                                                                                                                       | 蕁麻疹                                |                                                                                       | 対象外              |
|         |                                               |                                                                                                                       | 湿疹・皮膚炎                             |                                                                                       | 対象外              |
|         | エピナスチン塩酸塩                                     | ○気管支喘息<br>○アレルギー性鼻炎<br>○じん麻疹、湿疹・皮膚炎、皮膚そう痒症、痒疹、そう痒を伴う尋常性乾癬                                                             | 皮膚そう痒症                             | 花粉、ハウスダスト(室内塵)などによる次のような鼻のアレルギー症状の緩和: 鼻みず、鼻づまり、くしゃみ                                   | 対象外              |
|         |                                               |                                                                                                                       | 気管支喘息                              |                                                                                       | 対象外              |
|         |                                               |                                                                                                                       | アレルギー性鼻炎                           |                                                                                       | 対象               |
|         |                                               |                                                                                                                       | じん麻疹                               |                                                                                       | 対象外              |
|         |                                               |                                                                                                                       | 湿疹・皮膚炎                             |                                                                                       | 対象外              |
|         |                                               | アレルギー性結膜炎                                                                                                             | 皮膚そう痒症                             | 花粉、ハウスダスト(室内塵)などによる次のような目のアレルギー症状の緩和: 目の充血、目のかゆみ、目のかすみ(目やにの多いときなど)、なみだ目、異物感(コロコロする感じ) | 対象外              |
|         |                                               |                                                                                                                       | 痒疹                                 |                                                                                       | 対象外              |
|         |                                               |                                                                                                                       | そう痒を伴う尋常性乾癬                        |                                                                                       | 対象外              |
|         |                                               |                                                                                                                       | アレルギー性結膜炎                          |                                                                                       | 対象               |
|         | フェキシソフェナジン塩酸塩                                 | ○アレルギー性鼻炎<br>○蕁麻疹<br>○皮膚疾患(湿疹・皮膚炎、皮膚そう痒症、アトピー性皮膚炎)に伴うそう痒                                                              | アレルギー性鼻炎                           | 花粉、ハウスダスト(室内塵)などによる次のような鼻のアレルギー症状の緩和: くしゃみ、鼻水、鼻づまり                                    | 対象               |
|         |                                               |                                                                                                                       | 蕁麻疹                                |                                                                                       | 対象外              |
|         |                                               |                                                                                                                       | 皮膚疾患(湿疹・皮膚炎、皮膚そう痒症、アトピー性皮膚炎)に伴うそう痒 |                                                                                       | 対象外              |
|         | フェキシソフェナジン塩酸塩・塩酸ソロイドエフェドリン                    | アレルギー性鼻炎                                                                                                              | アレルギー性鼻炎                           | 花粉、ハウスダスト(室内塵)などによる次のような鼻のアレルギー症状の緩和: くしゃみ、鼻水、鼻づまり                                    | 対象               |
|         | ベボタステンベシル酸塩                                   | 〈成人〉<br>○アレルギー性鼻炎<br>○蕁麻疹<br>○皮膚疾患に伴うそう痒(湿疹・皮膚炎、痒疹、皮膚そう痒症)<br>〈小児〉<br>○アレルギー性鼻炎<br>○蕁麻疹<br>○皮膚疾患(湿疹・皮膚炎、皮膚そう痒症)に伴うそう痒 | アレルギー性鼻炎                           | 花粉、ハウスダスト(室内塵)などによる次のような鼻のアレルギー症状の緩和: くしゃみ、鼻水、鼻づまり                                    | 対象               |
|         |                                               |                                                                                                                       | 蕁麻疹                                |                                                                                       | 対象外              |
|         |                                               |                                                                                                                       | 皮膚疾患に伴うそう痒(湿疹・皮膚炎、痒疹、皮膚そう痒症)       |                                                                                       | 対象外              |
|         | ロラタジン                                         | ○アレルギー性鼻炎<br>○蕁麻疹<br>○皮膚疾患(湿疹・皮膚炎、皮膚そう痒症)に伴うそう痒                                                                       | アレルギー性鼻炎                           | 花粉、ハウスダスト(室内塵)などによる次のような鼻のアレルギー症状の緩和: 鼻水、鼻づまり、くしゃみ                                    | 対象               |
|         |                                               |                                                                                                                       | 蕁麻疹                                |                                                                                       | 対象外              |
|         |                                               |                                                                                                                       | 皮膚疾患(湿疹・皮膚炎、皮膚そう痒症)に伴うそう痒          |                                                                                       | 対象外              |
|         | フルチカゾンプロピオン酸エステル                              | ○アレルギー性鼻炎<br>○血管運動性鼻炎                                                                                                 | アレルギー性鼻炎                           | 花粉による季節性アレルギーの次のような症状の緩和: 鼻づまり、鼻水(鼻汁過多)、くしゃみ                                          | 対象               |
|         |                                               |                                                                                                                       | 血管運動性鼻炎                            |                                                                                       | 対象               |
|         | モメタゾンフランカルボン酸エステル水和物                          | アレルギー性鼻炎                                                                                                              | アレルギー性鼻炎                           | 花粉による季節性アレルギーの次のような症状の緩和: 鼻づまり、鼻水(鼻汁過多)、くしゃみ                                          | 対象               |
| 総合感冒剤等  | 塩酸テトラヒドロソリン・プレドニゾン                            | 諸種疾患による鼻充血・うっ血                                                                                                        | 諸種疾患による鼻充血・うっ血                     | 急性鼻炎、アレルギー性鼻炎又は風鼻腔炎により次の諸症状の緩和: 鼻づまり、鼻みず(鼻汁過多)、くしゃみ、頭重(頭が重い)                          | 対象               |
|         | サリチルアミド・アセトアミノフェン・対象外水カフェイン・プロメタジンメチレンジサリチル酸塩 | 感冒もしくは上気道炎に伴う下記症状の改善及び緩和<br>鼻汁、鼻閉、咽・喉頭痛、頭痛、関節痛、筋肉痛、発熱                                                                 | 鼻汁                                 | かぜの諸症状(のどの痛み、発熱、鼻汁、鼻づまり、くしゃみ、悪寒(発熱による寒気)、頭痛、関節の痛み、筋肉の痛み)の緩和                           | 対象               |
|         |                                               |                                                                                                                       | 鼻閉                                 |                                                                                       | 対象               |
|         |                                               |                                                                                                                       | 咽・喉頭痛                              |                                                                                       | 対象               |
|         |                                               |                                                                                                                       | 頭痛                                 |                                                                                       | 対象               |
|         |                                               |                                                                                                                       | 関節痛                                |                                                                                       | 対象               |
|         |                                               |                                                                                                                       | 筋肉痛                                |                                                                                       | 対象               |
|         |                                               |                                                                                                                       | 発熱                                 |                                                                                       | 対象               |
|         | レーカルボステイン                                     | ○下記疾患の去痰<br>上気道炎(咽頭炎、喉頭炎)、急性気管支炎、気管支喘息、慢性気管支炎、気管支拡張症、肺結核<br>○慢性副鼻腔炎の排膿                                                | 上気道炎(咽頭炎、喉頭炎)                      | たん                                                                                    | 対象               |
|         |                                               |                                                                                                                       | 急性気管支炎                             |                                                                                       | 対象               |
|         |                                               |                                                                                                                       | 気管支喘息                              |                                                                                       | 対象               |
|         |                                               |                                                                                                                       | 慢性気管支炎                             |                                                                                       | 対象               |
|         |                                               |                                                                                                                       | 気管支拡張症                             |                                                                                       | 対象               |
|         |                                               |                                                                                                                       | 肺結核                                |                                                                                       | 対象               |
|         |                                               |                                                                                                                       | 慢性副鼻腔炎の排膿                          |                                                                                       | 対象               |

| 領域         | 対象効成分                                 | 効能・効果(医療用)                                                                                                                                                                                                                                                             | 効能・効果(OTC)                                                                                                                                                                                | 別途の負担の<br>対象・対象外 |
|------------|---------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 緩下剤等       | 酸化マグネシウム                              | ○下記疾患における制酸作用と症状の改善<br>胃・十二指腸潰瘍、胃炎(急・慢性胃炎、薬剤性胃炎を含む)、上部消化管機能異常(神経性食思不振、いわゆる胃下垂症、胃酸過多症を含む)<br>○便秘症<br>○尿路尿酸カルシウム結石の発生予防                                                                                                                                                  | 胃・十二指腸潰瘍<br>胃炎(急・慢性胃炎、薬剤性胃炎を含む)<br>上部消化管機能異常(神経性食思不振、いわゆる胃下垂症、胃酸過多症を含む)<br>便秘症<br>尿路尿酸カルシウム結石の発生予防                                                                                        | 対象外              |
|            |                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                           | 対象外              |
|            |                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                           | 対象外              |
|            |                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                           | 対象               |
|            | ピコスルファート<br>ナトリウム水和物                  | ○各種便秘症<br>○術後排便補助<br>○造影剤(硫酸バリウム)投与後の排便促進                                                                                                                                                                                                                              | 便秘。便秘に伴う次の症状の緩和：頭重、のぼせ、肌あれ、吹出物、食欲不振、腹部膨満、腸内異常醗酵、痔                                                                                                                                         | 対象外              |
|            |                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                           | 対象               |
|            | ピサコジル                                 | 便秘症<br>消化管検査時又は手術前後における腸管内容物の排除                                                                                                                                                                                                                                        | 便秘<br>消化管検査時又は手術前後における腸管内容物の排除                                                                                                                                                            | 対象               |
|            |                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                           | 対象               |
|            | マルツエキス                                | ○乳幼児の便秘<br>○乳幼児の発育不良時の栄養補給                                                                                                                                                                                                                                             | 乳幼児の便秘<br>乳幼児の発育不良時の栄養補給<br>OTCで承認がある効能・効果<br>(和光堂マルツエキス<br>15100APZ02307000)                                                                                                             | 対象               |
|            |                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                           | 対象               |
|            | ベルバリン塩化物<br>水和物・ゲンノショ<br>ウコエキス        | 下痢症                                                                                                                                                                                                                                                                    | 下痢、消化不良による下痢、食あたり、はき下し、水あたり、くだり腹、軟便                                                                                                                                                       | 対象               |
|            | イトブリド塩酸塩                              | 慢性胃炎における消化器症状(腹部膨満感、上腹部痛、食欲不振、胸やけ、悪心、嘔吐)                                                                                                                                                                                                                               | 胃もたれ、胃部・腹部膨満感、食欲不振、胸やけ、はきけ、嘔吐                                                                                                                                                             | 対象               |
|            | 炭酸水素ナトリウ<br>ム                         | (経口)<br>○下記疾患における制酸作用と症状の改善<br>胃・十二指腸潰瘍、胃炎(急・慢性胃炎、薬剤性胃炎を含む)、上部消化管機能異常(神経性食思不振、いわゆる胃下垂症、胃酸過多症を含む)<br>○アシドーシスの改善、尿酸排泄の促進と痛風発作の予防<br>(含嗽・吸入)<br>○上気道炎の補助療法(粘液溶解)                                                                                                          | 胃・十二指腸潰瘍<br>胃炎(急・慢性胃炎、薬剤性胃炎を含む)<br>上部消化管機能異常(神経性食思不振、いわゆる胃下垂症、胃酸過多症を含む)<br>アシドーシスの改善、尿酸排泄の促進と痛風発作の予防<br>上気道炎の補助療法(粘液溶解)                                                                   | 対象               |
|            |                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                           | 対象               |
|            |                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                           | 対象               |
|            |                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                           | 対象外              |
| ビタミン剤<br>等 | アスコルビン酸                               | ○ビタミンC欠乏症の予防及び治療(壊血病、メルレル・パロー病)<br>○ビタミンCの需要が増大し、食事からの摂取が不十分な際の補給(消耗性疾患、妊産婦、授乳婦、はげしい肉体的労働時など)<br>○下記疾患のうち、ビタミンCの欠乏または代謝障害が関与すると推定される場合(効果が無いのに月余にわたって漫然と使用すべきでない。)<br>・毛細管出血(鼻出血、歯肉出血、血尿など)<br>・薬物中毒<br>・副腎皮質機能障害<br>・骨折時の骨基質形成・骨癒合促進<br>・肝斑・雀卵斑・炎症後の色素沈着<br>・光線過敏性皮膚炎 | ビタミンC欠乏症の予防及び治療(壊血病、メルレル・パロー病)<br>ビタミンCの需要が増大し、食事からの摂取が不十分な際の補給(消耗性疾患、妊産婦、授乳婦、はげしい肉体的労働時など)<br>毛細管出血(鼻出血、歯肉出血、血尿など)<br>薬物中毒<br>副腎皮質機能障害<br>骨折時の骨基質形成・骨癒合促進<br>肝斑・雀卵斑・炎症後の色素沈着<br>光線過敏性皮膚炎 | 対象               |
|            |                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                           | 対象               |
|            |                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                           | 対象               |
|            |                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                           | 対象外              |
|            |                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                           | 対象外              |
|            |                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                           | 対象外              |
|            |                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                           | 対象               |
|            |                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                           | 対象外              |
|            | トコフェロール酢<br>酸エステル                     | (1)ビタミンE欠乏症の予防及び治療<br>(2)末梢循環障害(間歇性跛行症、動脈硬化症、静脈血栓症、血栓性静脈炎、糖尿病性網膜症、凍瘡、四肢冷感症)<br>(3)過酸化脂質の増加防止<br>(1)以外の効能については、効果が無いのに月余にわたって漫然と使用すべきではない。                                                                                                                              | ビタミンE欠乏症の予防及び治療<br>末梢循環障害(間歇性跛行症、動脈硬化症、静脈血栓症、血栓性静脈炎、糖尿病性網膜症、凍瘡、四肢冷感症)<br>過酸化脂質の増加防止                                                                                                       | 対象               |
|            |                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                           | 対象               |
|            |                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                           | 対象外              |
|            | 沈降炭酸カルシウム・コレカルシフェ<br>ロール・炭酸マグ<br>ネシウム | RANKL阻害剤(デノスマブ(遺伝子組換え)等)投与に伴う低カルシウム血症の治療及び予防                                                                                                                                                                                                                           | 次の場合のカルシウムの補給：妊娠・授乳期、老年期、発育期                                                                                                                                                              | 対象               |

| 領域    | 対象効成分                             | 効能・効果(医療用)                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                  | 効能・効果(OTC)                                                          | 別途の負担の<br>対象・対象外 |
|-------|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|------------------|
| ステロイド | オキシテトラサイ<br>リン塩酸塩・ヒドロ<br>コルチゾン    | <適応菌種><br>オキシテトラサイクリン感性菌<br><適応症><br>○深在性皮膚感染症、慢性膿皮症<br>○湿潤、びらん、結痂を伴うか、又は二次感染を併発している次の疾患：<br>湿疹・皮膚炎群(進行性指掌角皮症、ビダール苔癬、放射線皮膚炎、日光皮膚炎を含む)<br>○外傷・熱傷及び手術創等の二次感染<br>○歯周組織炎、感染性口内炎、舌炎                                                                                                             | 深在性皮膚感染症                                         | 化膿を伴う次の諸症：湿疹、皮膚炎、あせも、かぶれ、しもやけ、虫さされ、じんましん<br>化膿性皮膚疾患(とびひ、めんちょう、毛のう炎) | 対象               |
|       |                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 慢性膿皮症                                            |                                                                     | 対象               |
|       |                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 湿疹・皮膚炎群(進行性指掌角皮症、ビダール苔癬、放射線皮膚炎、日光皮膚炎を含む)         |                                                                     | 対象               |
|       |                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 外傷・熱傷及び手術創等の二次感染                                 |                                                                     | 対象               |
|       |                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 歯周組織炎                                            |                                                                     | 対象外              |
|       |                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 感染性口内炎                                           |                                                                     | 対象外              |
|       |                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 舌炎                                               |                                                                     | 対象外              |
|       | デキサメタゾン                           | 湿疹・皮膚炎群(進行性指掌角皮症、女子顔面黒皮症、ビダール苔癬、放射線皮膚炎、日光皮膚炎を含む)、皮膚そう痒症、虫さされ、乾癬                                                                                                                                                                                                                            | 湿疹・皮膚炎群(進行性指掌角皮症、女子顔面黒皮症、ビダール苔癬、放射線皮膚炎、日光皮膚炎を含む) | 湿疹、かぶれ、皮ふ炎、あせも、かゆみ、虫さされ、じんましん、しもやけ。                                 | 対象               |
|       |                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 皮膚そう痒症                                           |                                                                     | 対象               |
|       |                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 虫さされ                                             |                                                                     | 対象外              |
|       | ヒドロコルチゾン<br>酪酸エステル                | 湿疹・皮膚炎群(進行性指掌角皮症、ビダール苔癬、脂漏性皮膚炎を含む)、痒疹群(蕁麻疹様苔癬、ストロフルス、固定蕁麻疹を含む)、乾癬、掌蹠膿疱症                                                                                                                                                                                                                    | 湿疹・皮膚炎群(進行性指掌角皮症、ビダール苔癬、脂漏性皮膚炎を含む)               | 湿疹、皮膚炎、かぶれ、かゆみ、虫さされ、あせも、じんましん                                       | 対象               |
|       |                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 痒疹群(蕁麻疹様苔癬、ストロフルス、固定蕁麻疹を含む)                      |                                                                     | 対象               |
|       |                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 乾癬                                               |                                                                     | 対象外              |
|       | プレドニゾン吉<br>草酸エステル                 | 湿疹・皮膚炎群(進行性指掌角皮症、ビダール苔癬を含む)、痒疹群(固定じん麻疹、ストロフルスを含む)、虫さされ、乾癬、掌蹠膿疱症                                                                                                                                                                                                                            | 湿疹・皮膚炎群(進行性指掌角皮症、ビダール苔癬を含む)                      | 湿疹、皮膚炎、かぶれ、かゆみ、あせも、虫さされ、じんましん                                       | 対象               |
|       |                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 痒疹群(固定じん麻疹、ストロフルスを含む)                            |                                                                     | 対象               |
|       |                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 虫さされ                                             |                                                                     | 対象外              |
|       | バタメタゾン吉草<br>酸エステル                 | 湿疹・皮膚炎群(進行性指掌角皮症、女子顔面黒皮症、ビダール苔癬、放射線皮膚炎、日光皮膚炎を含む)、皮膚そう痒症、痒疹群(蕁麻疹様苔癬、ストロフルス、固定蕁麻疹を含む)、虫さされ、乾癬、掌蹠膿疱症、扁平苔癬、光沢苔癬、毛孔性紅色皰癬疹、ジベルバラ色皰癬疹、紅斑症(多形滲出性紅斑、結節性紅斑、ダリエ遠心性環状紅斑)、紅皮症(悪性リンパ腫による紅皮症を含む)、慢性円板状エリテマトーデス、薬疹・中毒疹、円形脱毛症(悪性を含む)、熱傷(瘢痕、ケロイドを含む)、凍瘡、天疱瘡群、ジューリング疱疹状皮膚炎(類天疱瘡を含む)、痔核、鼓室形成手術・内耳開窓術・中耳根治手術の術創 | 湿疹・皮膚炎群(進行性指掌角皮症、ビダール苔癬を含む)                      | 湿疹、皮膚炎、あせも、かぶれ、かゆみ、しもやけ、虫さされ、じんましん                                  | 対象               |
|       |                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 痒疹群(固定じん麻疹、ストロフルスを含む)                            |                                                                     | 対象               |
|       |                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 虫さされ                                             |                                                                     | 対象               |
|       |                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 乾癬                                               |                                                                     | 対象外              |
|       |                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 掌蹠膿疱症                                            |                                                                     | 対象外              |
|       |                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 扁平苔癬                                             |                                                                     | 対象外              |
|       |                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 光沢苔癬                                             |                                                                     | 対象外              |
|       |                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 毛孔性紅色皰癬疹                                         |                                                                     | 対象外              |
|       |                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                            | ジベルバラ色皰癬疹                                        |                                                                     | 対象外              |
|       |                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 紅斑症(多形滲出性紅斑、結節性紅斑、ダリエ遠心性環状紅斑)                    |                                                                     | 対象外              |
|       |                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 紅皮症(悪性リンパ腫による紅皮症を含む)                             |                                                                     | 対象外              |
|       |                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 慢性円板状エリテマトーデス                                    |                                                                     | 対象外              |
|       |                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 薬疹・中毒疹                                           |                                                                     | 対象外              |
|       |                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 円形脱毛症(悪性を含む)                                     |                                                                     | 対象外              |
|       |                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 熱傷(瘢痕、ケロイドを含む)                                   |                                                                     | 対象外              |
|       |                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 凍瘡                                               |                                                                     | 対象               |
|       |                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 天疱瘡群                                             |                                                                     | 対象外              |
|       |                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                            | ジューリング疱疹状皮膚炎(類天疱瘡を含む)                            |                                                                     | 対象外              |
|       |                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 痔核                                               |                                                                     | 対象外              |
|       |                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 鼓室形成手術・内耳開窓術・中耳根治手術の術創                           |                                                                     | 対象外              |
|       | バタメタゾン吉草<br>酸エステル・フラジ<br>オマイシン硫酸塩 | <適応菌種><br>フラジオマイシン感性菌<br><適応症><br>○深在性皮膚感染症、慢性膿皮症<br>○湿潤、びらん、結痂を伴うか、又は二次感染を併発している次の疾患：<br>湿疹・皮膚炎群(進行性指掌角皮症、ビダール苔癬、放射線皮膚炎、日光皮膚炎を含む)、乾癬、虫さされ、痒疹群(固定蕁麻疹を含む)<br>○外傷・熱傷及び手術創等の二次感染<br>○耳鼻咽喉科領域における術後処置                                                                                          | 深在性皮膚感染症                                         | 化膿を伴う次の諸症：湿疹、皮膚炎、あせも、かぶれ、しもやけ、虫さされ、じんましん<br>化膿性皮膚疾患(とびひ、めんちょう、毛のう炎) | 対象               |
|       |                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 慢性膿皮症                                            |                                                                     | 対象               |
|       |                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 湿疹・皮膚炎群(進行性指掌角皮症、ビダール苔癬、放射線皮膚炎、日光皮膚炎を含む)         |                                                                     | 対象               |
|       |                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 乾癬                                               |                                                                     | 対象外              |
|       |                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 虫さされ                                             |                                                                     | 対象               |
|       |                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 痒疹群(固定蕁麻疹を含む)                                    |                                                                     | 対象               |
|       |                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 外傷・熱傷及び手術創等の二次感染                                 |                                                                     | 対象               |
|       |                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 耳鼻咽喉科領域における術後処置                                  |                                                                     | 対象               |

| 領域                 | 対象効成分                                      | 効能・効果(医療用)                                                                                                                                                           |                                                       | 効能・効果(OTC)                                                                                                   | 別途の負担の<br>対象・対象外 |
|--------------------|--------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 皮膚保湿剤・皮膚保護剤・角化症治療剤 | ヘパリン類似物質                                   | 血栓性静脈炎、血行障害に基づく疼痛と炎症性疾患(注射後の硬結並びに疼痛)、肥厚性癬痕・ケロイドの治療と予防、進行性指掌角皮症、外傷(打撲、捻挫、挫傷)後の腫脹・血腫・腱鞘炎・筋肉痛・関節炎、筋性斜頸(乳児期)、凍瘡                                                          | 血栓性静脈炎                                                | きず・火傷のあとの皮膚のしこり・つっぱり(顔面を除く)、手指のあれ、ひじ・ひざ・かかと・くるぶしの角化症、手足のひび・あかざれ、乾皮症、小児の乾燥性皮膚、しもやけ(ただれを除く)、打ち身・捻挫後のはれ・筋肉痛・関節痛 | 対象外              |
|                    |                                            |                                                                                                                                                                      | 血行障害に基づく疼痛と炎症性疾患(注射後の硬結並びに疼痛)                         |                                                                                                              | 対象外              |
|                    |                                            |                                                                                                                                                                      | 肥厚性癬痕・ケロイドの治療と予防                                      |                                                                                                              | 対象               |
|                    |                                            |                                                                                                                                                                      | 進行性指掌角皮症                                              |                                                                                                              | 対象               |
|                    |                                            |                                                                                                                                                                      | 皮脂欠乏症                                                 |                                                                                                              | 対象               |
|                    |                                            |                                                                                                                                                                      | 外傷(打撲、捻挫、挫傷)後の腫脹・血腫・腱鞘炎・筋肉痛・関節炎                       |                                                                                                              | 対象               |
|                    |                                            |                                                                                                                                                                      | 筋性斜頸(乳児期)                                             |                                                                                                              | 対象外              |
|                    | イブプロフェンビ<br>コノール                           | 急性湿疹、接触皮膚炎、アトピー皮膚炎、慢性湿疹、酒さ様皮膚炎・口周囲炎、帯状疱疹、尋常性ざ瘡                                                                                                                       | 凍瘡                                                    | 二キビ、吹き出物                                                                                                     | 対象               |
|                    |                                            |                                                                                                                                                                      | 急性湿疹                                                  |                                                                                                              | 対象外              |
|                    |                                            |                                                                                                                                                                      | 接触皮膚炎                                                 |                                                                                                              | 対象外              |
|                    |                                            |                                                                                                                                                                      | アトピー皮膚炎                                               |                                                                                                              | 対象外              |
|                    |                                            |                                                                                                                                                                      | 慢性湿疹                                                  |                                                                                                              | 対象外              |
|                    |                                            |                                                                                                                                                                      | 酒さ様皮膚炎・口周囲炎                                           |                                                                                                              | 対象外              |
|                    |                                            |                                                                                                                                                                      | 帯状疱疹                                                  |                                                                                                              | 対象外              |
|                    | 酸化亜鉛                                       | 軽度の皮膚病変の収れん・消炎・保護・緩和な防腐                                                                                                                                              | 尋常性ざ瘡                                                 | 湿疹・皮膚炎、やけどによる潮紅、かぶれ、あせも、ただれ                                                                                  | 対象               |
|                    |                                            |                                                                                                                                                                      | 軽度の皮膚病変の収れん・消炎・保護・緩和な防腐                               |                                                                                                              | 対象               |
|                    | チンク油                                       | 下記皮膚疾患の収れん、消炎、保護、緩和な防腐<br>小範囲の擦傷、小範囲の第一度熱傷、小範囲の湿疹・皮膚炎                                                                                                                | 小範囲の擦傷                                                | 小範囲の湿疹・皮膚炎、やけどによる潮紅                                                                                          | 対象外              |
|                    |                                            |                                                                                                                                                                      | 小範囲の第一度熱傷                                             |                                                                                                              | 対象               |
|                    |                                            |                                                                                                                                                                      | 小範囲の湿疹・皮膚炎                                            |                                                                                                              | 対象               |
|                    | サリチル酸                                      | 乾癬、白癬(頭部浅在性白癬、小水疱性斑状白癬、汗疱状白癬、頑癬)、癬風、紅色乾癬疹、紅色陰癬、角化症(尋常性魚鱗癬、先天性魚鱗癬、毛孔性苔癬、先天性手掌足底角化症(腫)、タリエー病、遠山連環状乾癬疹)、湿疹(角化を伴う)、口囲皮膚炎、掌蹼膿疱症、ヘブラ乾癬疹、アトピー性皮膚炎、痤瘡、癬、腋臭症、多汗症、その他角化性の皮膚疾患。 | 乾癬                                                    | 水虫、いんきんたむし、ぜにたむし                                                                                             | 対象外              |
|                    |                                            |                                                                                                                                                                      | 白癬(頭部浅在性白癬、小水疱性斑状白癬、汗疱状白癬、頑癬)                         |                                                                                                              | 対象               |
|                    |                                            |                                                                                                                                                                      | 癬風                                                    |                                                                                                              | 対象外              |
|                    |                                            |                                                                                                                                                                      | 紅色乾癬疹                                                 |                                                                                                              | 対象外              |
|                    |                                            |                                                                                                                                                                      | 紅色陰癬                                                  |                                                                                                              | 対象外              |
|                    |                                            |                                                                                                                                                                      | 角化症(尋常性魚鱗癬、先天性魚鱗癬、毛孔性苔癬、先天性手掌足底角化症(腫)、タリエー病、遠山連環状乾癬疹) |                                                                                                              | 対象外              |
|                    |                                            |                                                                                                                                                                      | 湿疹(角化を伴う)                                             |                                                                                                              | 対象外              |
|                    |                                            |                                                                                                                                                                      | 口囲皮膚炎                                                 |                                                                                                              | 対象外              |
|                    |                                            |                                                                                                                                                                      | 掌蹼膿疱症                                                 |                                                                                                              | 対象外              |
|                    |                                            |                                                                                                                                                                      | ヘブラ乾癬疹                                                |                                                                                                              | 対象外              |
|                    |                                            |                                                                                                                                                                      | アトピー性皮膚炎                                              |                                                                                                              | 対象外              |
|                    |                                            |                                                                                                                                                                      | 痤瘡                                                    |                                                                                                              | 対象外              |
|                    |                                            |                                                                                                                                                                      | 癬                                                     |                                                                                                              | 対象外              |
|                    |                                            |                                                                                                                                                                      | 腋臭症                                                   |                                                                                                              | 対象外              |
|                    |                                            |                                                                                                                                                                      | 多汗症                                                   |                                                                                                              | 対象外              |
|                    |                                            |                                                                                                                                                                      | その他角化性の皮膚疾患                                           |                                                                                                              | 対象外              |
|                    |                                            | 疣贅(ゆうぜい)、鶏眼(けいがん)、胼胝腫(ぺんちしゅ)の角質剥離                                                                                                                                    | 疣贅(ゆうぜい)、鶏眼(けいがん)、胼胝腫(ぺんちしゅ)の角質剥離                     | 魚の目、たこ、いぼ                                                                                                    | 対象               |
|                    | 尿素                                         | 老人性乾皮症、アトピー皮膚、進行性指掌角皮症(主婦湿疹の乾燥型)、足趾部皸裂性皮膚炎、掌蹼角化症、毛孔性苔癬、魚鱗癬                                                                                                           | 老人性乾皮症                                                | 手指のあれ、ひじ・ひざ・かかと・くるぶしの角化症、老人の乾皮症、さめ肌                                                                          | 対象               |
|                    |                                            |                                                                                                                                                                      | アトピー皮膚                                                |                                                                                                              | 対象               |
|                    |                                            |                                                                                                                                                                      | 進行性指掌角皮症(主婦湿疹の乾燥型)                                    |                                                                                                              | 対象               |
|                    |                                            |                                                                                                                                                                      | 足趾部皸裂性皮膚炎                                             |                                                                                                              | 対象               |
|                    |                                            |                                                                                                                                                                      | 掌蹼角化症                                                 |                                                                                                              | 対象               |
|                    |                                            |                                                                                                                                                                      | 毛孔性苔癬                                                 |                                                                                                              | 対象               |
|                    | 白色ワセリン                                     | 軟膏基剤として調剤に用いる。<br>また、皮膚保護剤として用いる。                                                                                                                                    | 魚鱗癬                                                   | 手足のヒビ、アカギレ、皮膚のあれ、その他皮膚の保護                                                                                    | 対象外              |
|                    |                                            |                                                                                                                                                                      | 軟膏基剤として調剤に用いる。<br>皮膚保護剤として用いる。                        |                                                                                                              | 対象               |
| 皮膚の抗生物質            | クロラムフェニ<br>コール                             | <適応菌種><br>本剤に感性的ブドウ球菌属、レンサ球菌属(肺炎球菌を除く)、腸球菌属、大腸菌、クレブシエラ属、プロテウス属、モルガネラ・モルガニー<適応症><br>表在性皮膚感染症、深在性皮膚感染症、慢性膿皮症、外傷・熱傷及び手術創の二次感染、びらん・潰瘍の二次感染                               | 表在性皮膚感染症                                              | 化膿性皮膚疾患(とびひ、めんちょう、毛のう炎)                                                                                      | 対象               |
|                    |                                            |                                                                                                                                                                      | 深在性皮膚感染症                                              |                                                                                                              | 対象               |
|                    |                                            |                                                                                                                                                                      | 慢性膿皮症                                                 |                                                                                                              | 対象               |
|                    |                                            |                                                                                                                                                                      | 外傷・熱傷及び手術創の二次感染                                       |                                                                                                              | 対象               |
|                    |                                            |                                                                                                                                                                      | びらん・潰瘍の二次感染                                           |                                                                                                              | 対象               |
|                    | クロラムフェニ<br>コール・フラジオ<br>マイシン硫酸塩・プレ<br>ドニゾロン | <適応菌種><br>クロラムフェニコール/フラジオマイシン感菌<br><適応症><br>深在性皮膚感染症、慢性膿皮症<br>湿潤、びらん、結痂を伴うか、又は二次感染を併発している次の疾患:<br>湿疹・皮膚炎群(進行性指掌角皮症、ビダール苔癬、放射線皮膚炎、日光皮膚炎を含む)<br>外傷・熱傷及び手術創等の二次感染       | 深在性皮膚感染症                                              | 化膿を伴う次の諸症:湿疹、皮膚炎、あせも、かぶれ、しもやけ、虫さされ、じんましん<br>化膿性皮膚疾患(とびひ、めんちょう、毛のう炎)                                          | 対象               |
|                    |                                            |                                                                                                                                                                      | 慢性膿皮症                                                 |                                                                                                              | 対象               |
|                    |                                            |                                                                                                                                                                      | 湿疹・皮膚炎群(進行性指掌角皮症、ビダール苔癬、放射線皮膚炎、日光皮膚炎を含む)              |                                                                                                              | 対象               |
|                    |                                            |                                                                                                                                                                      | 外傷・熱傷及び手術創等の二次感染                                      |                                                                                                              | 対象               |
|                    |                                            |                                                                                                                                                                      | 外傷・熱傷及び手術創等の二次感染                                      |                                                                                                              | 対象               |

| 領域     | 対象効成分          | 効能・効果(医療用)                                                                                                             |                                   | 効能・効果(OTC)                                                                                       | 別途の負担の<br>対象・対象外 |
|--------|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 抗真菌薬   | イソコナゾール硝酸塩     | カンジダに起因する陰炎及び外陰陰炎                                                                                                      | カンジダに起因する陰炎及び外陰陰炎                 | 膣カンジダの再発。<br>(以前に医師から、膣カンジダの診断・治療を受けたことのある人に限る。)                                                 | 対象               |
|        | オキシコナゾール硝酸塩    | カンジダに起因する陰炎及び外陰陰炎                                                                                                      | カンジダに起因する陰炎及び外陰陰炎                 | 膣カンジダの再発(以前に医師から、膣カンジダの診断・治療を受けたことのある人に限る。)                                                      | 対象               |
|        | クロトリマゾール       | 下記の皮膚真菌症の治療<br>白癬：足部白癬(汗疱状白癬、趾間白癬)、頑癬、<br>斑状小水疱性白癬<br>カンジダ症：指間腐爛症、間擦疹、乳児寄生菌性紅斑、皮膚カンジダ症、爪囲炎<br>癬風                       | カンジダに起因する陰炎及び外陰陰炎                 | 膣カンジダの再発(以前に医師から、膣カンジダの診断・治療を受けたことのある人に限る。)                                                      | 対象               |
|        |                |                                                                                                                        | 足部白癬(汗疱状白癬、趾間白癬)                  | 膣カンジダの再発による、発疹を伴う外陰部のかゆみ(以前に医師から、膣カンジダの診断・治療を受けたことのある人に限る。)                                      | 対象               |
|        |                |                                                                                                                        | 頑癬                                |                                                                                                  | 対象               |
|        |                |                                                                                                                        | 斑状小水疱性白癬                          |                                                                                                  | 対象               |
|        |                |                                                                                                                        | 指間腐爛症                             |                                                                                                  | 対象               |
|        |                |                                                                                                                        | 間擦疹                               |                                                                                                  | 対象               |
|        |                |                                                                                                                        | 乳児寄生菌性紅斑                          |                                                                                                  | 対象               |
|        |                |                                                                                                                        | 皮膚カンジダ症                           |                                                                                                  | 対象               |
|        |                |                                                                                                                        | 爪囲炎                               |                                                                                                  | 対象               |
|        | ミコナゾール硝酸塩      | 下記の皮膚真菌症の治療<br>○白癬：体部白癬(斑状小水疱性白癬、頑癬)、<br>股部白癬(頑癬)、足部白癬(汗疱状白癬)<br>○カンジダ症：指間びらん症、間擦疹、乳児寄生菌性紅斑、爪囲炎、外陰カンジダ症、皮膚カンジダ症<br>○癬風 | カンジダに起因する陰炎及び外陰陰炎                 | 膣カンジダの再発(以前に医師から、膣カンジダの診断・治療を受けたことのある人に限る。)                                                      | 対象外              |
|        |                |                                                                                                                        | 体部白癬(斑状小水疱性白癬、頑癬)                 | 膣カンジダの再発による、発疹を伴う外陰部のかゆみ(過去に医師の診断・治療を受けた方に限る)<br>ただし、陰症状(おりもの、熱感等)を伴う場合は、必ず陰割(陰に挿入する薬)を併用してください。 | 対象               |
|        |                |                                                                                                                        | 股部白癬(頑癬)                          |                                                                                                  | 対象               |
|        |                |                                                                                                                        | 足部白癬(汗疱状白癬)                       |                                                                                                  | 対象               |
|        |                |                                                                                                                        | 指間びらん症                            |                                                                                                  | 対象               |
|        |                |                                                                                                                        | 間擦疹                               |                                                                                                  | 対象               |
|        |                |                                                                                                                        | 乳児寄生菌性紅斑                          |                                                                                                  | 対象               |
|        |                |                                                                                                                        | 爪囲炎                               |                                                                                                  | 対象               |
|        |                |                                                                                                                        | 外陰カンジダ症                           |                                                                                                  | 対象               |
|        | テルビナフィン塩酸塩     | 下記の皮膚真菌症の治療<br>○白癬：足白癬、体部白癬、股部白癬<br>○皮膚カンジダ症：指間びらん症、間擦疹(乳児寄生菌性紅斑を含む)<br>○癬風                                            | カンジダに起因する陰炎および外陰陰炎                | 膣カンジダの再発(過去に医師の診断・治療を受けた方に限る)                                                                    | 対象               |
|        |                |                                                                                                                        | 足白癬                               | 水虫、いんきんたむし、ぜにたむし                                                                                 | 対象               |
|        |                |                                                                                                                        | 体部白癬                              |                                                                                                  | 対象               |
|        |                |                                                                                                                        | 股部白癬                              |                                                                                                  | 対象               |
|        |                |                                                                                                                        | 指間びらん症                            |                                                                                                  | 対象               |
|        |                |                                                                                                                        | 間擦疹(乳児寄生菌性紅斑を含む)                  |                                                                                                  | 対象               |
|        |                |                                                                                                                        | 癬風                                |                                                                                                  | 対象外              |
|        |                |                                                                                                                        |                                   |                                                                                                  | 対象               |
|        |                |                                                                                                                        |                                   |                                                                                                  | 対象               |
|        | ブテナフィン塩酸塩      | 下記の皮膚真菌症の治療<br>○白癬：足部白癬、股部白癬、体部白癬<br>○癬風                                                                               | 足部白癬                              | 水虫、いんきんたむし、ぜにたむし                                                                                 | 対象               |
|        |                |                                                                                                                        | 股部白癬                              |                                                                                                  | 対象               |
|        |                |                                                                                                                        | 体部白癬                              |                                                                                                  | 対象               |
|        |                |                                                                                                                        | 癬風                                |                                                                                                  | 対象外              |
| 抗ウイルス薬 | アシクロビル         | 単純疱疹                                                                                                                   | 単純疱疹                              | 口唇ヘルペスの再発(過去に医師の診断・治療を受けた方に限る)                                                                   | 対象               |
|        | ピダラビン          | 帯状疱疹、単純疱疹                                                                                                              | 帯状疱疹<br>単純疱疹                      | 口唇ヘルペスの再発(過去に医師の診断・治療を受けた方に限る)                                                                   | 対象外<br>対象        |
| 殺菌消毒剤等 | トリアムシノロンアセトニド  | 慢性剥離性歯肉炎、びらん又は潰瘍を伴う難治性口内炎及び舌炎。                                                                                         | 慢性剥離性歯肉炎<br>びらん又は潰瘍を伴う難治性口内炎及び舌炎。 | 口内炎(アフタ性)                                                                                        | 対象               |
|        | イソプロパノール       | 手指・皮膚の消毒、医療機器の消毒                                                                                                       | 手指・皮膚の消毒                          | 手指・皮膚の殺菌・消毒                                                                                      | 対象               |
|        |                |                                                                                                                        | 医療機器の消毒                           |                                                                                                  | 対象外              |
|        | エタノール          | 手指・皮膚の消毒<br>手術部位(手術野)の皮膚の消毒<br>医療機器の消毒                                                                                 | 手指・皮膚の消毒                          | 創傷面の殺菌・消毒                                                                                        | 対象               |
|        |                |                                                                                                                        | 手術部位(手術野)の皮膚の消毒<br>医療機器の消毒        |                                                                                                  | 対象外              |
|        | オキシドール         | ○創傷・潰瘍の殺菌・消毒<br>○外耳・内耳の炎症、鼻炎、咽喉頭炎、扁桃炎などの粘膜の炎症<br>○口腔粘膜の消毒、齦窩及び根管の清掃・消毒、歯の清浄、口内炎の洗口                                     | 創傷・潰瘍の殺菌・消毒                       | きずの消毒・洗浄                                                                                         | 対象               |
|        |                |                                                                                                                        | 外耳・内耳の炎症                          |                                                                                                  | 対象外              |
|        |                |                                                                                                                        | 鼻炎、咽喉頭炎、扁桃炎などの粘膜の炎症               |                                                                                                  | 対象外              |
|        |                |                                                                                                                        | 口腔粘膜の消毒                           |                                                                                                  | 対象外              |
|        |                |                                                                                                                        | 齦窩及び根管の清掃・消毒                      |                                                                                                  | 対象外              |
|        |                |                                                                                                                        | 歯の清浄                              |                                                                                                  | 対象外              |
|        | 希コードチンキ        | 皮膚表面の一般消毒<br>創傷・潰瘍の殺菌・消毒<br>歯肉及び口腔粘膜の消毒、根管の消毒                                                                          | 皮膚表面の一般消毒                         | 創傷面の殺菌・消毒                                                                                        | 対象               |
|        |                |                                                                                                                        | 創傷・潰瘍の殺菌・消毒                       |                                                                                                  | 対象               |
|        |                |                                                                                                                        | 歯肉及び口腔粘膜の消毒、根管の消毒                 |                                                                                                  | 対象               |
|        | クロルヘキシジングルコン酸塩 | ○手指・皮膚の消毒、手術部位(手術野)の皮膚の消毒、皮膚の創傷部位の消毒、医療機器の消毒、手術室・病室・家具・器具・物品などの消毒<br>○結膜囊の洗浄・消毒、産婦人科・泌尿器科における外陰・外性器の皮膚消毒               | 手指・皮膚の消毒                          | 手指の消毒                                                                                            | 対象               |
|        |                |                                                                                                                        | 手術部位(手術野)の皮膚の消毒                   |                                                                                                  | 対象               |
|        |                |                                                                                                                        | 皮膚の創傷部位の消毒                        |                                                                                                  | 対象               |
|        |                |                                                                                                                        | 医療機器の消毒                           |                                                                                                  | 対象外              |
|        |                |                                                                                                                        | 手術室・病室・家具・器具・物品などの消毒              |                                                                                                  | 対象               |
|        |                |                                                                                                                        | 結膜囊の洗浄・消毒                         |                                                                                                  | 対象               |
|        | 次亜塩素酸ナトリウム     | 手指・皮膚の消毒、手術部位(手術野)の皮膚の消毒、手術部位(手術野)の粘膜の消毒、医療機器の消毒、手術室・病室・家具・器具・物品などの消毒、排泄物の消毒、HBウイルスの消毒、患者用プール水の消毒                      | 手指・皮膚の消毒                          | 手指の消毒、食品製造器具の消毒、調理器具・食器の消毒、野菜・果実の消毒、飲料水の消毒、水泳プール水の消毒、便所・浴室の消毒、室内の消毒                              | 対象               |
|        |                |                                                                                                                        | 手術部位(手術野)の皮膚の消毒                   |                                                                                                  | 対象               |
|        |                |                                                                                                                        | 手術部位(手術野)の粘膜の消毒                   |                                                                                                  | 対象               |
|        |                |                                                                                                                        | 医療機器の消毒                           |                                                                                                  | 対象外              |
|        |                |                                                                                                                        | 手術室・病室・家具・器具・物品などの消毒              |                                                                                                  | 対象               |
|        |                |                                                                                                                        | 排泄物の消毒                            |                                                                                                  | 対象               |
|        |                |                                                                                                                        | HBウイルスの消毒                         |                                                                                                  | 対象外              |
|        |                |                                                                                                                        | 患者用プール水の消毒                        |                                                                                                  | 対象外              |

| 領域                    | 対象効成分           | 効能・効果(医療用)                                                                                                                                  |                                                                                                                                    | 効能・効果(OTC)                                                                                      | 別途の負担の<br>対象・対象外                                     |
|-----------------------|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 殺菌消毒<br>剤等            | 消毒用エタノール        | 手指・皮膚の消毒、手術部位(手術野)の皮膚の消毒、医療機器の消毒                                                                                                            | 手指・皮膚の消毒<br>手術部位(手術野)の皮膚の消毒<br>医療機器の消毒                                                                                             | 創傷面の殺菌・消毒                                                                                       | 対象<br>対象<br>対象外                                      |
|                       | ベンザルコニウム<br>塩化物 | ○手指・皮膚の消毒<br>○手術部位(手術野)の皮膚の消毒<br>○手術部位(手術野)の粘膜の消毒<br>○皮膚・粘膜の創傷部位の消毒<br>○感染皮膚面の消毒<br>○医療機器の消毒<br>○手術室・病室・家具・器具・物品などの消毒<br>○腔洗浄<br>○結膜囊の洗浄・消毒 | 手指・皮膚の消毒<br>手術部位(手術野)の皮膚の消毒<br>手術部位(手術野)の粘膜の消毒<br>皮膚・粘膜の創傷部位の消毒<br>感染皮膚面の消毒<br>医療機器の消毒<br>手術室・病室・家具・器具・物品などの消毒<br>腔洗浄<br>結膜囊の洗浄・消毒 | 手指、創傷面の殺菌・消毒。口腔内の殺菌・消毒                                                                          | 対象<br>対象<br>対象<br>対象<br>対象<br>対象外<br>対象外<br>対象<br>対象 |
|                       | 無水エタノール         | ○手指・皮膚の消毒<br>○手術部位(手術野)の皮膚の消毒<br>○医療機器の消毒                                                                                                   | 手指・皮膚の消毒<br>手術部位(手術野)の皮膚の消毒<br>医療機器の消毒                                                                                             | 創傷面の殺菌・消毒                                                                                       | 対象<br>対象<br>対象外                                      |
|                       | 複方ヨード・グリセ<br>リン | 咽頭炎、喉頭炎、扁桃炎                                                                                                                                 | 咽頭炎<br>喉頭炎<br>扁桃炎                                                                                                                  | のどの殺菌・消毒                                                                                        | 対象<br>対象<br>対象                                       |
|                       | ポビドンヨード         | 咽頭炎、扁桃炎、口内炎、拔牙創を含む口腔創傷の感染予防、口腔内の消毒                                                                                                          | 咽頭炎<br>扁桃炎<br>口内炎<br>拔牙創を含む口腔創傷の感染予防<br>口腔内の消毒                                                                                     | 口腔内及びのどの殺菌・消毒・洗浄、口臭の除去                                                                          | 対象<br>対象<br>対象<br>対象<br>対象                           |
|                       | ヨウ素             | 手術部位(手術野)の皮膚の消毒<br>手術部位(手術野)の粘膜の消毒<br>皮膚・粘膜の創傷部位の消毒<br>熱傷皮膚面の消毒                                                                             | 手術部位(手術野)の皮膚の消毒<br>手術部位(手術野)の粘膜の消毒<br>皮膚・粘膜の創傷部位の消毒<br>熱傷皮膚面の消毒                                                                    | のどの殺菌・消毒                                                                                        | 対象<br>対象<br>対象<br>対象                                 |
|                       | ボウ砂             | 結膜囊の洗浄・消毒                                                                                                                                   | 結膜囊の洗浄・消毒                                                                                                                          | 結膜囊の洗浄・消毒                                                                                       | 対象                                                   |
|                       | ボウ酸             | 結膜囊の洗浄・消毒                                                                                                                                   | 結膜囊の洗浄・消毒                                                                                                                          | 結膜囊の洗浄・消毒                                                                                       | 対象                                                   |
| 残尿感薬、<br>痔治療薬<br>等その他 | アンモニア水          | (経口)アンモニア・ウイキョウ精の調剤原料に用いる。<br>(外用)虫さされ                                                                                                      | (経口)アンモニア・ウイキョウ精の調剤原料に用いる。<br>(外用)虫さされ                                                                                             | 虫さされ、虫さされによるかゆみ、気付け                                                                             | 対象<br>対象                                             |
|                       | フラボキサート塩<br>酸塩  | 下記疾患に伴う頻尿、残尿感<br>神経性頻尿、慢性前立腺炎、慢性膀胱炎                                                                                                         | 神経性頻尿<br>慢性前立腺炎<br>慢性膀胱炎                                                                                                           | 女性における頻尿(排尿の回数が多い)、残尿感                                                                          | 対象<br>対象<br>対象                                       |
|                       | 静脈血管叢エキス        | 痔核の症状(出血、疼痛、腫脹、痒感)の緩解                                                                                                                       | 痔核の症状(出血、疼痛、腫脹、痒感)の緩解                                                                                                              | 内痔核、外痔核の症状の緩解                                                                                   | 対象                                                   |
|                       | ブドウ酒            | ○食欲増進、強壮、興奮<br>○下痢<br>○不眠症<br>○無塩食事療法                                                                                                       | 食欲増進、強壮、興奮<br>下痢<br>不眠症<br>無塩食事療法                                                                                                  | 食欲増進、強壮、興奮<br>下痢<br>不眠症<br>無塩食事療法                                                               | 対象<br>対象<br>対象<br>対象                                 |
|                       | オリーブ油           | 軟膏剤、硬膏剤、リニメント剤などの基剤として調剤に用いる。<br>皮膚・粘膜の保護剤として用いる。                                                                                           | 軟膏剤、硬膏剤、リニメント剤などの基剤として調剤に用いる。<br>皮膚・粘膜の保護剤として用いる。                                                                                  | 皮膚の保護、日焼け炎症の防止、火傷、かぶれ                                                                           | 対象<br>対象                                             |
|                       | 精製水             | ○溶解剤として製剤、試薬、試液の調製に用いる。<br>○医療機器の洗浄に用いる。                                                                                                    | 溶解剤として製剤、試薬、試液の調製に用いる。<br>医療機器の洗浄に用いる。                                                                                             | 製剤、試薬、試液の溶解剤として用いる。医療機器の洗浄に用いる。<br>【その他の用途】<br>コンタクトレンズの洗浄剤、保存剤の溶解に用いる。(コンタクトレンズ装着液としては用いないこと。) | 対象<br>対象                                             |
|                       | ハチミツ            | 矯味の目的で、または丸剤の結合剤、栄養剤として調剤に用いる。<br>または皮膚・粘膜の保護剤として用いる。                                                                                       | 矯味の目的で、または丸剤の結合剤、栄養剤として調剤に用いる。<br>皮膚・粘膜の保護剤として用いる。                                                                                 | 栄養剤、甘味剤、口唇の亀裂、あれ                                                                                | 対象<br>対象                                             |
|                       | 睡眠薬             | ラメルテオン                                                                                                                                      | 不眠症における入眠困難の改善                                                                                                                     | 不眠症における入眠困難の改善                                                                                  | 一時的な不眠の次の症状の緩和:寝つきが悪い<br>対象                          |

※1 令和7年12月25日に医療保険部会で公表した成分一覧のうち、ポリエンホスファチジルコリンについては、令和8年4月1日時点で対象となる医薬品がすべて薬価削除となっているため、本品目一覧には含まれていない

※2 ラメルテオンについて、令和8年7月末にOTC医薬品の販売が開始され、医療用医薬品と【成分、投与経路が同一で、一日最大用量が異なる】条件に合致するため、対象成分に追加

## ○厚生労働省告示第 号

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第十一條の二第一項の規定に基づき、医療情報化推進方針を次のように定め、令和八年十月一日から適用する。

令和 年 月 日 厚生労働大臣 上野賢一郎

## 医療情報化推進方針

## 目次

- 第1 医療情報化推進の意義及び基本的な方向に関する事項
- 第2 医療情報化推進に関し、国並びに医療情報基盤・診療報酬審査支払機構及び国民健康保険団体連合会その他関係者が取り組むべき事項
- 第3 医療情報化推進に関し、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法第29条第1項に規定する中期計画の基本となるべき事項
- 第4 医療情報化推進に関し、医療提供体制の確保に関する基本方針及び介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針との整合性の確保に関する事項
- 第5 その他医療情報化推進に関し必要な事項

## 第1 医療情報化推進の意義及び基本的な方向に関する事項

## 1 医療情報化推進の意義

## (1) 医療情報化推進の政策的意義

「点で進んできたDXを、国がハブとなって線につなぎ、やがて面へ。」

個々の医療機関等の業務運用に即して構築してきた多様なデジタル基盤を、国が共通ルールや共通プラットフォームで束ね直し、民間の創意工夫を組み合わせ、日本全体で「つながるDX」へ再構築する。この再構築を通じて、以下の5点を実現する。

- ① 医療等の現場におけるDXによる生産性向上やセキュリティ対策の徹底による「医療等サービスの安定的な提供」
- ② 全国的な医療等情報の共有体制の整備による「医療等サービスの質の向上と患者の利便性向上」
- ③ 医療等情報の共有等による効率的なサービス提供とモダンな技術を活用したシステムへの刷新、データの分析などの医療費の適正化に資する取組等による「制度の持続可能性の確保と国民負担の軽減」
- ④ PHR（Personal Health Record）の一元的な把握を可能とすることによる「個人の健康増進への寄与」
- ⑤ 安全保障や危機管理の観点から自然災害や感染症危機に対応する「サービス提供体制の強靱化」

## (2) 医療情報化推進によって目指す社会像

前記(1)の①から⑤までを実現することにより、「国民一人ひとりにとって最適で質の高い医療等サービスが安定的・持続的に受けられる社会」を目指す。

## 2 医療情報化推進の基本的な方向

(1) DXサービス利用のための基盤整備としてクラウドへの移行

「オンプレミスのたこつぼ化を越え、クラウドで基盤をつなぎ直す。」

「つながるDX」を実現するために、オンプレミスによるたこつぼ型の構造をつむぎ直し、共通ルールのもとで相互接続が可能なクラウド型基盤へと再構築していく。

クラウドへの移行は、単なるインフラ更新ではなく、民間の主体的で多様な取組を生かしながら、データとサービスを横断的につなげ、日本全体で持続的に進化するDXを実現するための基盤づくりであるという認識に立ち、クラウドへの移行により以下の3点の実現を図る。

① 業務効率化・生産性向上

医療機関の情報システムのクラウド化により、AI-Readyなデータ環境を構築し、医療機関内で普及してきているAIを活用した業務効率化ツール等の導入を容易にすることにより、業務効率化や生産性向上を実現する

② セキュリティ対策

医療機関の情報システムをクラウド化することで、サーバ等の管理強化やサイバー攻撃に対する監視を効率的に実施することにより、サイバーセキュリティ対策を強化する

③ データの共有

クラウド技術を活用した医療等情報のデータ連携基盤の構築により、他の医療機関等との情報共有の円滑化や、PHRの個人への還元を進めるとともに、創薬や医療デジタルサービスの開発等のためのデータの二次利用を促進する

(2) 移行期間中における当面の取組

現状の医療機関の情報システムは、オンプレミス型が多く、また、データ・インターフェイスが標準化されておらず、これに伴う現地導入作業の煩雑さが普及のハードルとなっている。そのため、クラウド上の医療DXサービスを全国に普及させていくに当たり、医療機関の情報システムについて、システム更新時に、医療DXサービスと接続しやすいクラウドネイティブ型への刷新を促進していく。

全国の医療機関においてクラウドネイティブ型への刷新が完了するには、一定の期間を要することから、国が開発する標準型電子カルテ（導入版）や個別領域の閲覧入力サイト（予防接種サイト等）の活用等により、早期に医療DXのメリットをできるだけ発現させる。

サイバーセキュリティ対策についても、当面の対策として、地域の拠点となる病院を対象に重点的に実施する。

(3) 全国医療等情報プラットフォームの構築

国全体で共有化・活用すべき医療等情報を連携する基盤として、全国医療等情報プラットフォームを構築し、医療機関・薬局、介護事業者、保険者、救急隊、自治体等関係機関と連携するとともに、国民がそれらの情報をマイナポータル等で閲覧・活用できるようにする。この取組によって、DXのメリットを具現化するものであるが、その検討・構築にあたっては、(1)及び(2)の医療機関の情報システムの基盤整備の取組と連動させて実施していくものとする。

全国医療等情報プラットフォームでの取組については、以下の点に留意して推進していく。

- ① DXサービスは複数あるが、これらを利用する主体は同一の医療機関等であり、複数のシステム改修やそれに伴う事務手続等を効率的、計画的に行えるよう、国のDX担当部局間の連携を強化
  - ② 標準仕様に準拠した電子カルテの認証制度を活用し、ベンダーに対して医療DX対応の早期のアプリケーション改修を要請
  - ③ 要件定義段階から、普及後に生じるメリットに見合う開発・運営コストに抑えられるかを十分に考慮して、導入の是非について検討
  - ④ 全国普及の進捗状況やDX効果について、ダッシュボードにより進捗状況を見える化し、普及施策に資するとともに、国民の理解を醸成
- (4) 本方針の対象期間及び目標

本方針の対象期間は2026年10月1日から2030年3月31日までの3年半とする。

2028年度までに、電子カルテ未導入の200床以上の病院（療養病床等が中心の病院を除く。）について電子カルテ普及率100%を目指す。また、2030年末までに、以下を達成することを目指す。

- ① 必要な患者の医療情報の共有が可能な電子カルテの普及率約100%の達成
- ② 地域の拠点となる病院全てに対してセキュリティ点検、外部接続点の適正化等のサイバーセキュリティ対策を実施
- ③ 大病院向けのクラウドネイティブ型製品（電子カルテ・部門システム）が提供される環境を整備

## 第2 医療情報化推進に関し、国並びに医療情報基盤・診療報酬審査支払機構及び国民健康保険団体連合会その他関係者が取り組むべき事項

### 1 医療DXサービス利用のための基盤整備

#### (1) クラウドネイティブ型電子カルテの普及

医療法等の一部を改正する法律（令和7年法律第87号。以下「令和7年医療法等一部改正法」という。）においては、「政府は、令和十二年十二月三十一日までに、電子カルテの普及率（電子診療録等情報その他の心身の状況に関する記録に係る情報に係る電磁的記録を利用する体制を整備している医療機関の全ての医療機関に対する割合をいう。）が約百パーセントとなることを達成するよう、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。）その他の先端的な技術の活用を含め、医療機関の業務における情報の電子化を実現しなければならない。」と定められている。

この方針を踏まえ、電子処方箋管理サービスや電子カルテ情報共有サービス等の政府DXサービスに接続すること等を要件とする標準仕様に即したクラウドネイティブ型電子カルテの認証制度を2026年度中に構築し、認証された電子カルテ製品の普及を促進する。また、並行して、標準型電子カルテ（導入版）について、2026年度中の完成を目指して

開発を進めるとともに、医療機関による導入を促進し、政府D Xサービスへの円滑な接続を促していく。

歯科電子カルテについても、標準仕様の内容を今年度から検討し、2027 年度中の策定を目指すとともに、認証制度の構築を進める。その後、歯科の標準仕様に準拠したクラウドネイティブ型電子カルテの普及を目指す。

## (2) 大病院向けのクラウドネイティブ型製品（電子カルテ・部門システム）の開発・普及支援

次世代病院情報システムへの刷新を見据え、大病院向けのクラウドネイティブ型製品（電子カルテ・部門システム）の一体的・集中的な開発の支援や普及の支援を行う。また、前提として、電子カルテ・部門システムにおける標準コード・マスタ及び交換規約の整備(恒久的な管理体制の整備を含む)並びにクラウド間連携を進めることにより、システム全体の効率性及び相互運用性の向上を図っていく。

また、(1)及びこれらの取組を講じつつ、クラウドネイティブ型製品が普及するまでの経過的な対応として、政府D Xサービスに対応する電子カルテ（オンプレミス型等）の普及に向けた取組を進める。具体的には、政府D Xサービスへの接続機能及びサイバーセキュリティ対策を標準として備え、ノンカスタマイズを前提とする「パッケージ版・電子カルテ製品」の普及等を推進する。

## (3) サイバーセキュリティ対策の強化

クラウド技術等の活用を通じたサイバーセキュリティの強化を行う。

システム刷新を図る間の当面の対策として、2030 年度までに、地域の拠点となる病院を中心に、ネットワークの外部接続点の監視等による適正化の推進、多要素認証やシステム管理ツールの導入、人材の育成と有効活用を図る。

特に、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 38 号）による改正後の経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和 4 年法律第 43 号）に基づき、施行時に各地方（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州・沖縄）につき少なくとも 1 病院を指定することを検討している基幹インフラ制度の対象となる病院については、指定後 1 年以内にセキュリティ対策状況の点検、B C P 対策を含む緊急的な対応及び致命的な脆弱性がないことの確認・対応を完了する。その他の特定機能病院についても、2028 年度までに、セキュリティ対策状況の点検及びB C P 対策を含む緊急的な対応を完了する。これらの病院について、2030 年度までに外部接続点の適正化を実施する。

## 2 全国医療等情報プラットフォーム

### (1) 医療情報基盤

#### ① マイナ保険証を基本とする仕組みにおける医療機関等の環境整備の推進

医療機関等の受診に関してマイナ保険証を基本とする仕組みへと移行した中で、医療D Xの基盤となるマイナ保険証の円滑な利用に向けた取組や、患者の利便性の向上に向けた取組を行っていく。

具体的には、オンライン資格確認を導入した医療機関・薬局のほぼ全てでスマートフ

オンでの利用が可能となり、高齢者や障害者などにとっても更にマイナ保険証が利用しやすくなるよう、利便性が向上した第2世代の顔認証付きカードリーダーの導入を推進するほか、診察券やこども医療費等の医療費助成の受給者証とマイナンバーカードの一体化など、患者の年齢や属性によらずマイナ保険証を利用しやすい環境の整備に向けた取組を進めていく。その上で、医療DXの更なる推進の観点から、医療機関等のコストや事務効率も踏まえ、医療機関等・患者双方にとってより負担の少ないマイナ保険証及びオンライン資格確認の利用環境の実現に向けて取り組んでいく。

## ② レセプト情報等に基づく医療情報を患者や全国の医療機関等で確認できる仕組みの機能強化

医療機関等では、マイナ保険証を利用した本人確認及び閲覧同意により、医療機関等においてオンライン資格確認等システムを通じてレセプト情報に基づく診療情報等を確認できる仕組みが整備されている(特定健診情報は2021年1月、薬剤情報は2021年10月、診療情報は2022年6月、電子処方箋管理サービスに登録された処方・調剤情報は2023年1月、手術情報は2023年5月から閲覧可能)。既存の電子カルテ等では多くの製品で当該仕組みが実装可能な状態となっているが、いまだ情報を利活用できていない医療機関も存在する。当該仕組みの有用性を拡充するために、情報連携項目の追加、医療情報のサマリー表示機能の追加等の機能拡充等に取り組む。

## ③ 診療報酬改定DXの推進

医科・DPC向け共通算定モジュールについては、会計の都度、診療報酬点数及び患者負担金について計算した結果を蓄積し、その結果を活用して、月々のレセプトの作成・請求事務を支援する「請求支援機能」を2028年度から運用開始するために必要な開発を進めるとともに、共通算定モジュールと連携したレセプトコンピュータの運用状況の把握や、利用による効果の検証を継続的に行う。あわせて、2028年度に運用開始を目指している労災版共通算定モジュールとの連携を開始して医療機関等の負担軽減を図りつつ、これらを契機に共通算定モジュールの普及を促進する。

また、標準仕様に準拠した電子カルテの普及と連携して、共通算定モジュールとの接続等を要件とする標準仕様に準拠したクラウド型レセプトコンピュータの導入・移行を促進する。

さらに、データ互換性の向上に資するデータ規格の標準化等の取組を推進する。

これらの施策の推進に当たっては、医療機関等における総合的な負担軽減に資する観点から、業務効率化等の取組とも連携しつつ進める。

これらの取組を一体的に進めつつ、地方自治体が実施する医療費等助成事業の受給資格情報を活用して患者負担金を正確に計算できるよう、共通算定モジュールとPMH(Public Medical Hub)との連携を図り、こうした基盤の活用等を通じて自治体の取組を支援しつつ、当該事業の都道府県を<sup>また</sup>跨いだ現物給付化等を推進する。

## ④ 電子処方箋の普及と利活用等の推進

電子処方箋については、保険制度下における処方箋について、概ね全ての調剤結果が電子処方箋管理サービスに登録されることを目指すとともに、電子カルテ・電子カルテ

情報共有サービスと一体的な導入を進め、患者の医療情報を共有するための電子カルテを整備する全ての医療機関への導入を進める。あわせて、医療現場にとって電子処方箋システムを利用しやすく安全に運用できる仕組み・環境を構築するとともに、国民に安全な医療を提供できるよう、医療現場における電子処方箋システムの重複投薬等チェックを用いた処方・調剤の実施の運用を基本とする。その上で、電子処方箋の利活用促進を図るため、国民及び医療従事者向けにメリットや臨床活用事例等について周知広報を行い、国民理解を醸成する。さらに、国民及び医療従事者の利便性向上、医療現場の業務効率化等U X向上に資するよう、電子処方箋の不断の運用の改善を行う。また、電子処方箋システムを導入した医療機関・薬局における利活用状況や効果等の調査・分析を行う。

⑤ 電子カルテ情報共有サービスの運用開始と情報の拡張

令和7年医療法等一部改正法により、医療機関は、患者の同意によらず、電子診療録等情報を電子カルテ情報共有サービスを介して他の医療機関等との間で共有することが可能となった。

電子カルテ情報共有サービスについては、2026年度冬をめどに、臨床現場で支障なく運用が可能な文書・情報から、全国で運用を開始することとしている。そのため、国並びに医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（以下「D X審査支払機構」という。）及び国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）は、モデル事業で検知した課題や有識者の意見等を踏まえて、課題解決を行いつつ現場運用に沿ったシステムの開発を行うとともに、電子処方箋との一体的な導入を進める。また、「医療D Xの推進に関する工程表」（2023年6月医療D X推進本部決定）を基本に、医療機関等における情報連携の動向を踏まえた上で、栄養管理に必要な情報など、共有する情報の拡大を進める。拡大する情報について具体的には、

- ・ 介護・看護情報については、2026年度から介護事業所向けの診療情報提供書の開発及び実装を進め、2027年度以降に訪問看護指示書・計画書・報告書等について開発及び実装することを目指す。
- ・ 歯科情報については、2026年度に電子カルテ等で作成された診療情報提供書等、歯科医療機関から電子的に共有する医療情報の内容について決定し、2029年度をめどに実装することを目指し検討を進める。
- ・ 医療機関及び薬局の間で共有されるトレーシングレポート等について、電子カルテ情報共有サービスの基盤等を活用した仕組みで情報共有することを念頭に、電子カルテ情報共有サービスの普及も見据えた上で、2030年をめどに仕組みを実装することを目指し検討を進める。
- ・ 2026年度にアドバンス・ケア・プランニング（A C P）の記録として共有すべき項目について検討を行い、結論を得た上で、全国医療等情報プラットフォームでの情報共有を進めていく。
- ・ その他、共有することにより、医療の質の向上等につながる情報について、メリッ

トやコスト等を勘案し必要な検討を進める。

⑥ 救急時における患者の医療情報を全国の医療機関等で確認できる仕組みの機能強化

オンライン資格確認等システムでは、マイナ保険証を用いた本人確認及び本人の同意取得により、医療機関等で患者のレセプト情報に基づく診療情報等を閲覧できる医療情報閲覧機能があるが、患者の生命、身体の保護のために必要な場合においては、患者の同意取得が困難な場合においても、病院に限り医療情報が閲覧できる救急時医療情報閲覧の仕組みがある。2024 年 12 月に運用を開始した当該機能が救急現場における利便性向上に資するよう、電子カルテ情報共有サービス開始に伴う傷病名等の臨床情報や電子処方箋管理サービスから得られる院内処方情報等の情報連携項目の追加、その他さらなる利便性向上、機能拡充等に取り組む。

⑦ 救急隊と医療機関で傷病者情報の共有を可能とする「救急医療情報連携プラットフォーム」を構築

これまで救急隊と医療機関間の救急患者の搬送調整においては、搬送先医療機関が決定するまで救急隊員が電話を繰り返し、その都度傷病者情報を説明する必要があり、現場滞在時間が延伸する一因となっていたことが指摘されてきた。その対策として、プラットフォームを介することにより、救急隊と複数の医療機関が視覚的情報を含む傷病者情報を同時に共有し、搬送調整のための時間の短縮を図ることを可能とするため、2024 年度には静岡県（静岡市、湖西市）において令和 5 年度補正予算「救急医療情報連携プラットフォームモデル事業」を実施し、2025 年度には新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型 T Y P E S）を活用し「災害時活用も視野に入れた救急医療機関と消防機関のワンストップ連携」として、広島県において救急医療情報連携プラットフォームを試験的に構築し運用している。

2026 年度には、マイナ救急（救急隊員が傷病者のマイナ保険証を活用し、病院選定等に資する情報を把握する取組）との情報連携も踏まえた、システム仕様書と要件定義書を作成し、2027 年度には、全国展開に向けたシステム構築を行い、プレ運用を実施し、2028 年度以降の全国展開を目指す。

⑧ 次の感染症危機に備えた対応等

次の感染症危機に備え、医療機関における感染症の発生届等に係る入力業務の負担軽減を図るため、一部の感染症について、発生届を D X 審査支払機構又は連合会を経由する方法により届け出ることができる仕組みについて 2027 年度までに検討し、2028 年度中に方針を決定する。

このほか、次の感染症危機への対応も見据え、患者の検査や検体に関する情報の収集や、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）の規定による発生届を起点とする各種手続（入院勧告の書面通知等）等のデジタル化・簡素化を含む、今後の感染症対応に関する施策のデジタル化のあり方について、検討を進める。

また、次の感染症危機に備えた体制整備や収集した臨床情報及び検体の医薬品開発等への利活用を促進するため、2028 年度中に各医療機関からの臨床情報を収集する中央

データセンターの構築・電子カルテシステムとの連携に関する検討、対象感染症の拡大に向け検討を進める。

⑨ 診断書等提出の電子化

国や自治体を実施する事業等に関する手続を行う際に、国や自治体等に提出する多様な診断書等について、医療機関から電磁的方法により発行し、かつ提出先まで電磁的方法により送達するための基礎となる汎用性の高い仕組みの構築について必要な検討等を行い、2030年度以降の運用開始を目指す。

⑩ H P K I 等の暗号移行対応等

H P K I（保健医療福祉分野の公開鍵基盤）及びオンライン請求ネットワーク関連システム共通認証局で使用される電子証明書に関し、現在使用している暗号化方式が、暗号技術検討会及び関連委員会（C R Y P T R E C）の暗号強度要件に関する設定基準において定められたセキュリティ基準に2030年をもって適合しなくなるため、C R Y P T R E Cのセキュリティ基準に適合する暗号化方式へ移行し、H P K I及び共通認証局の継続的な安定稼働に向けた対応を行う。その際、H P K Iについては、カード取得やリモート署名サービス利用に伴う費用が医療従事者や医療機関等の負担となり、普及への課題となっていることを踏まえ、移行に伴い過度な負担が生じないように配慮する。また、医療D Xの電子署名基盤となる医療等分野における電子署名基盤のあり方について、引き続き、検討を行う。

⑪ 医薬品コードの整備

医療現場にとって電子処方箋システムを利用しやすく安全に運用できる仕組み・環境の構築にあたっては、システムベンダーや医療機関・薬局のシステム担当者の負担を軽減するため、医薬品コードの整備等を進めるとともに、コードの早期付番を行う。さらに、2028年度をめどに医療用医薬品の流通分野のキーコード（G S 1コード）とY Jコードを含む公的なデータベースを公開し、維持管理する。

(2) 介護情報基盤

① 介護保険の利用者、自治体、介護事業所、医療機関等における介護情報等を電子的に共有できる情報基盤の整備

利用者本人、自治体、介護事業所、医療機関といった関係者が利用者に関する情報を共有、活用できる介護情報基盤の整備を進める。具体的には、2026年度から、介護情報基盤との連携機能を含めた介護保険システムの標準化対応が完了した自治体から、順次、介護情報基盤の利用を開始し、2028年度をめどに全ての自治体で利用が開始されることを目指す。あわせて、医療情報基盤との情報連携など、介護情報基盤の機能の拡充に向けた検討を行う。

(3) 行政・自治体情報基盤

① P M H分野横断共通機能の運用

自治体や医療機関等の間で必要な情報を安全に交換できる情報連携の仕組みであるP M Hの分野横断共通機能について、当該機能を利用する医療費助成のオンライン資格確認、予防接種事務のデジタル化、母子保健D X、自治体検診事務のデジタル化及び介護

情報基盤の整備等の取組を着実に実施できるよう、2027 年度から、デジタル庁から D X 審査支払機構に適切にシステム移管し、D X 審査支払機構において安定的な実施体制の下、管理・運用等を行う。

## ② 医療費助成のオンライン資格確認の更なる推進

医療費助成のオンライン資格確認については、参加自治体を順次拡大し、2026 年度中の全国規模での導入を目指すとともに、安定的な実施体制の下、医療費助成のオンライン資格確認に係るシステムの管理・運用等の業務を実施できるよう、2027 年度から、デジタル庁から D X 審査支払機構に適切にシステムを移管する。

また、2027 年度以降も未導入の自治体や制度については、導入に向けた課題を整理しつつ、早期の導入を進めるとともに、医療機関等でのシステム改修を進め、全国どこでも、マイナンバーカード一枚で医療機関等を受診等できる環境整備を進める。

## ③ 予防接種事務のデジタル化

予防接種に係る事務については、2026 年 6 月から、デジタル化の基盤となる予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムの運用を開始し、現在紙で行っている予診票の記入、勧奨通知・接種記録の送付等の各種事務をデジタル化し、自治体、医療機関及び住民の間で予防接種に関する情報を安全に交換できる仕組みを構築したところである。

安全なネットワーク環境において予防接種に関する情報を引き続き共有できるよう必要な検討を行いながら、2028 年度をめどに進む自治体システムの標準化の取組の状況を踏まえ、全国的な運用を開始する。

## ④ 母子保健 D X の推進

母子保健 D X については、2023 年度より希望する自治体において、乳幼児健診等について、PMH を活用した実証事業を開始している。また、電子版母子健康手帳については 2025 年度にガイドラインを作成した。乳幼児健診等について、2026 年度末から、特に集団健診を中心に、全国の自治体への展開を開始する。医療機関での妊婦健診については、医療機関への普及を推進するため、標準仕様に準拠した電子カルテ等との連携仕様を検討する。また、里帰り出産時において、償還払い等の煩雑な事務手続なく、自治体を越えて利用を可能とする集合契約・請求支払システムについて、2026 年度にシステム要件定義を行い、2027 年度以降に開発・運用等を進める。

## ⑤ 自治体検診情報を共有する仕組みの構築

自治体検診情報の自治体と医療機関等との共有について、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）を改正し、自治体検診事務のデジタル化を進めている。2025 年度より順次、希望する自治体において、がん検診（職域等がん検診情報の把握を含む）、骨粗鬆症<sup>しょうじょう</sup>検診、歯周病検診、肝炎ウイルス検診について実証事業を実施している。これらの取組状況を踏まえ、システム改修を行いながら、順次、参加する自治体や医療機関を拡大し、2029 年度以降に全国展開を目指す。

## ⑥ 生活保護制度の医療扶助に係るデジタル化の推進

生活保護制度の医療扶助について、医療機関・薬局及び福祉事務所の業務効率化、安

全で質の高い医療の提供、医薬品の適正使用や適正受診等の推進に向け、給付手続のオンライン化を原則的な取扱いとするため、オンライン資格確認に係る事務簡素化や利用促進、要否意見書のオンライン化に向けた検討、各種医療DXサービスの効果的な活用に向けた運用・システムの改善を進める。

- ⑦ 指定難病の特定医療費、小児慢性特定疾病医療費の支給認定申請手続のオンライン化  
難病患者等の負担を軽減する観点から、難病・小児慢性特定疾病に係る医療費の支給認定申請手続において、自己情報取得API等を活用したオンライン化について、2025年度に実施した調査研究の結果を踏まえ、2026年度以降具体的な開発検討・実証を行い、全国規模での導入を目指す。

- ⑧ 自立支援医療の支給認定申請等のオンライン化

自立支援医療の支給認定申請等に係る手続のオンライン化については、「令和7年の地方からの提案等に関する対応方針」（2025年12月23日閣議決定）において、オンラインによる手続の場合の市区町村経由事務の廃止について、地方公共団体に対する調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、2026年中に結論を得ることとなり、その結果も踏まえて、医師の診断書等のオンラインによる提出を含め、マイナポータルによる申請を可能とすることを検討する。

- ⑨ 難病・小児慢性特定疾病・自立支援医療の自己負担上限額管理票の電子化

難病・小児慢性特定疾病・自立支援医療の自己負担上限額管理票の電子化については、2026年に一部の自治体でPMHによる実証事業を行い、その実証結果を踏まえて実現方式を検討し、全国的な導入に向けた準備を進める。

- (4) マイナポータル及びマイナポータルAPIを活用した国民への医療等情報の還元

医療等情報を国民に還元し、個人の健康増進や国民の理解醸成を促進する観点から、引き続きマイナポータルを通じた情報提供の充実及び取得可能な情報を活用した事務手続の効率化を図る。

あわせて、全国医療等情報プラットフォームで利用可能となる情報の拡大を踏まえつつ、マイナポータルAPIの活用による民間の健康管理アプリ等のサービスとの連携についても、引き続き積極的に拡充を進める。その際、医療等情報は特に機密性の高い個人情報であることを踏まえ、セキュリティ対策及び個人情報保護の徹底を前提としつつ、民間サービスの創意工夫を活かした健康増進の促進や国民の利便性向上の観点から、利用目的や活用範囲の拡大に向けて検討を進める。

### 3 医療等情報の二次利用

- (1) 公的DBにおける仮名化情報の利用・提供

厚生労働大臣等が保有する医療・介護関係のデータベース（以下「公的DB」という。）について、引き続き適切な運用を行うとともに、令和7年医療法等一部改正法に基づき、2028年12月までに関係規定（一部のデータベースに関する規定を除く。）を施行することにより、仮名化情報の利用・提供を可能とし、他のデータベースの仮名化情報や医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（平成29年法律第28号。以下「次世代医療基盤法」という。）第2条第4項に規定する

仮名加工医療情報との連結解析等を可能とする。また、その際、個人情報の保護を適切に図るため、クラウドの情報連携基盤上で解析等を行い、データ自体を相手に提供しないことを基本とする等の管理・運用を行うこととする。

(2) 電子カルテ情報データベースの構築及び運用

電子カルテ情報共有サービスで共有される臨床情報を匿名化又は仮名化して提供する電子カルテ情報データベースについて、2028年度からの運用開始に向けて開発に取り組み、運用開始後は、行政機関、研究者や企業等による利用の促進を図る。

(3) 自治体検診情報の二次利用

自治体検診情報の二次利用のためのデータベースの構築や他の情報との連結解析を可能とすることを旨とする。

(4) 公的DB等の情報連携基盤の構築及び利用促進

公的DB及び次世代医療基盤法に基づく認定作成事業者が保有するデータベース（以下「公的DB等」という。）に関し、行政機関、研究者や企業等がリモートアクセスし、一元的かつ安全に利用・解析を行うことができるクラウド環境の情報連携基盤について、2028年度からの運用開始に向けて開発に取り組む。

また、それに併せて、利用申請の受付や申請に対する審査等を一元的に行う体制を整備することにより、公的DB等の利用の促進を図る。

(5) 次世代医療基盤法等に基づく民間保有のデータベースの利活用の推進

公的DBとともに、次世代医療基盤法等に基づく民間保有のデータベースの利活用を推進し、次世代医療基盤法の認定作成事業者、学会、医療機関、企業等が連携した効率的・効果的な医薬品・医療機器・AI開発等の環境整備に取り組む。

(6) 医療等情報の利活用を更に円滑化するための制度枠組み等の検討

医療等情報の利活用を更に円滑化するための制度枠組み等について、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2025年6月13日閣議決定）等に基づき、内閣府の「医療等情報の利活用の推進に関する検討会」において検討を行い、法改正を要する場合には2027年通常国会への法案提出を目指す。

(7) 保健医療等情報を正確に連結するために必要な情報の提供

公的DB間の連結精度向上のため、オンライン資格確認等システムを基盤として、被保険者番号の履歴情報を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供するための仕組み（履歴照会・回答システム）の安定的な運用を行う。

(8) 保険者による保健事業の推進支援

保険者による予防・健康づくりやデータヘルス計画の推進を支援するため、レセプト・健診情報等を活用した分析結果の提供や、保険者等の保健事業の実施・評価を支援する情報基盤の安定的な運用を行う。

### 第3 医療情報化推進に関し、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法第29条第1項に規定する中期計画の基本となるべき事項

DX審査支払機構においては、次の点に留意の上、組織の特性を活かしつつ、中期計画を作成するものとする。その際、システムの開発・運用においては、関係機関と連携し、国民、医

療機関・薬局、保険者等のシステムユーザーの満足度の向上、システムの導入・利用の拡大、開発・運用コストの効率化、開発期間の遵守・安定稼働等を目指していく。

## 1 中期計画の期間

中期計画の期間は2026年10月1日から2030年3月31日までとする。

## 2 中期計画の期間において特に取り組むべき事項

### (1) 医療DXサービス利用のための基盤整備

#### ① 電子カルテの普及及び医療情報システムとの相互運用性の向上

電子カルテ等の普及を推進するとともに、医療DXの推進及び医療情報の円滑な利活用を実現する観点から、医療情報システム等の相互運用性の向上に向け、クラウド環境を活用したシステム間連携の開発に取り組む。

### (2) 全国医療等情報プラットフォーム

#### ① マイナ保険証の利用環境の整備

医療機関等において安定的にマイナ保険証を通じたオンライン資格確認が行われるよう、必要なシステム改修等を適切に実施するとともに、安定稼働のための必要な措置について検討する。また、マイナ保険証を基盤とした医療DXの推進のため、医療機関等に対してマイナ保険証の利用環境の整備等について必要な支援等を実施するほか、オンライン資格確認等システムについて医療現場で適切に運用がなされるよう、照会等への対応を行う。さらに、医療機関等の直近の状況を踏まえた施策の検討に資するよう、医療機関等におけるマイナ保険証に関する情報の円滑な利活用を可能にするためのデータ基盤の構築に向けて取り組む。

#### ② レセプト情報に基づく医療情報を患者や全国の医療機関等で確認できる仕組みの機能強化

国及び関係者と連携し、患者の医療情報を患者や全国の医療機関等で確認できる仕組みの機能強化に係る業務を行う。

#### ③ 共通算定モジュール及び地単公費マスターの運用管理等

診療報酬改定DXの推進に当たっては、医科・DPC向け共通算定モジュールの安定的かつ確実な運用管理を担い、今後の診療報酬改定や制度改正の内容を迅速かつ正確に反映できる体制を維持する。

あわせて、追加実装を予定している請求支援機能の開発、労災版共通算定モジュールとの連携に向けた調整等を適切に実施する。

さらに、地方自治体が実施する医療費等助成事業の都道府県を跨ぐ現物給付化の円滑な実施及び更なる普及に資するよう、共通算定モジュールにて正確な計算を行うための、地単公費マスターの整備及び運用管理を適切に行う。

#### ④ 医療現場における電子処方箋等の利活用の推進

医療現場にとって電子処方箋システムを利用しやすく安全に運用できる仕組み・環境を構築し、国民及び医療従事者の利便性向上、医療現場の業務効率化等UX向上に資するよう、必要に応じて、電子処方箋管理サービスの改修を行うとともに、電子処方箋システムについて医療現場で適切に運用がなされるよう、医療情報化支援基金の交付や照

会等の対応を滞りなく実施する。また、薬局の開設者からの委託を受けて、当該薬局で調剤済みとなった電子処方箋を保管する事業について、薬局における利活用の推進を図る。

⑤ 電子処方箋管理サービスによる効果分析

電子処方箋管理サービスにおける重複投薬等チェックにより、電子処方箋システムを導入した医療機関・薬局における重複投薬等チェック実行件数・内容の結果、処方・調剤数の変化、薬剤の変更内容、当該変更に伴う効果等を分析する。

⑥ 電子カルテ情報共有サービスのシステム開発、安定的な運用体制の構築

電子カルテ情報共有サービスの開発段階においては、国と協働し、全国での運用開始後においては、医療情報化支援基金の交付等を滞りなく実施し、医療機関の円滑なサービス導入支援を行うとともに、安定的な運用や、医療現場で適切に運用がなされるための照会等、運用開始後に検知した改修などに対応するための人員・設備等の体制の確保にも努めることとする。

また、共有する情報の拡大が決定した場合には、同様に対応することとする。

⑦ 救急時における患者の医療情報を全国の医療機関等で確認できる仕組みの機能強化

国及び関係者と連携し、救急時における患者の医療情報を全国の医療機関等で確認できる仕組みの機能強化に係る業務を行う。

⑧ 電子カルテと感染症の発生届との連携

感染症の発生届をD X 審査支払機構又は連合会を経由する方法により届け出ることができる仕組みに関し、医療機関、感染症サーベイランスシステムそれぞれとの接続について、2028 年度以降に実装する。

⑨ 診断書等提出の電子化に係る検討

国その他の関係者との連携及び協力の下に、診断書等提出の電子化について検討し、2030 年度以降に運用開始できるよう努める。

⑩ H P K I 等の暗号移行対応等

国及び関係者と連携し、暗号移行対応に関し必要な対応を行う。また、国及び関係者からの要請に応じ、将来的な医療D X 全体の電子署名基盤のあり方に向けた検討に係る業務を行う。

⑪ 介護保険の利用者、自治体、介護事業所、医療機関等における介護情報等を電子的に共有できる情報基盤の整備

国及び関係者と連携し、機能追加及び利便性向上を図る改修といった介護情報基盤の整備を進めるとともに、自治体、介護事業所及び医療機関の利用促進に向けた情報提供や技術的支援、照会への対応など、介護情報基盤の安定的な稼働に向けて必要な体制の構築等を行う。

⑫ P M H 分野横断共通機能の安定的な運用等

P M H 分野横断共通機能の安定的な実施体制の構築に向け、2027 年度よりD X 審査支払機構において、P M H 分野横断共通機能に係るシステムの管理・運用等の業務を実施する。円滑な業務移行及び安定運用を図るため、デジタル庁、厚生労働省その他の関

係団体と密に連携の上、対応する。

⑬ 医療費助成のオンライン資格確認の安定的な運用等

医療費助成のオンライン資格確認の安定的な実施体制の構築に向け、2027年度よりDX審査支払機構において、医療費助成のオンライン資格確認に係るシステムの管理・運用及び自治体や医療機関等からの照会への対応等の業務を実施する。円滑な業務移行及び安定運用を図るため、デジタル庁、厚生労働省その他の関係団体と密に連携の上、対応する。

⑭ 予防接種事務のデジタル化とその運営体制の構築等

国及び関係者と連携し、2026年6月に運用を開始した予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムの安定的な運用及び必要な追加開発を行う。また、全国的な運用に向けて、自治体・医療機関等に対する情報提供及び照会対応等の必要な対応を行うとともに、請求支払事務の円滑化等に向けた体制整備を行う。

⑮ 母子保健DXに係るシステムの運営体制等の構築等

国及び関係者と連携し、電子版母子健康手帳の普及を含めた母子保健DXの全国展開に向け、業務要件とシステム要件を整理した上で、システム開発を進めるとともに、サービスの運営体制、請求支払事務運用体制の構築等を行う。またPMH（母子保健）については、方針・時期等の調整を行った上で、デジタル庁から国民健康保険中央会に移管する。

⑯ 自治体検診情報の連携に係るシステムの運営体制等の構築等

国及び関係者と連携し、2029年度以降の自治体検診事務のデジタル化の全国展開に向け、業務要件とシステム要件を整理した上で、システム開発を進めるとともに、サービスの運営体制、請求支払事務運用体制の構築等を行う。また、PMH（自治体検診）については、方針・時期等の調整を行った上で、デジタル庁から国民健康保険中央会に移管する。

⑰ 医療扶助に係る各種医療DXサービスの効果的な活用に向けたシステムの改善

生活保護制度の医療扶助について、厚生労働省におけるオンライン資格確認に係る事務簡素化や利用促進、要否意見書のオンライン化に向けた検討を踏まえ、各種医療DXサービスの効果的な活用に向けたシステムの改善を進める。

(3) 医療等情報の二次利用

① NDBにおける仮名化情報の利用・提供

現在、国から委託を受けて運用を行っているNDBの業務に加え、令和7年医療法等一部改正法に基づく仮名化情報の利用・提供等について、個人情報の保護の観点も踏まえつつ、安定的な運用を実施する。

② 電子カルテ情報データベースの運用

国から委託を受けて運用を行う予定である電子カルテ情報データベースの運用開始に向けて、そのシステムの運用に必要な体制等を整備し、2028年度以降、当該システムの運用・保守に係る業務を行う。

③ 公的DB等の情報連携基盤の運用等

公的D B等の情報連携基盤の運用開始に向けて、そのシステムの運用に必要な体制等を整備し、2028年度以降、当該システムの運用に係る業務を行うとともに、当該システムの利用を前提とした公的D B等の利用申請の受付や申請に対する審査等の一元的な実施に関し、国と連携して、その業務の一部を行う。

④ 履歴照会・回答システムの運用

被保険者番号の履歴情報を活用し、公的D B間で正確な連結に必要な情報を提供する仕組みの安定的な運用を行う。

⑤ 保険者のデータ利活用支援

国の委託を受けて行う健康スコアリングレポートの作成・提供やデータヘルス・ポータルサイトの運用及び保険者等からの照会対応を通じて、保険者による加入者の健康課題の把握や保健事業の推進を支援する。また、レセプト・健診情報等を活用した分析結果の提供や、保険者によるデータヘルス計画の実施・評価を支援するための情報基盤の安定的な運用を行う。

3 医療情報化推進業務の運営の効率化に関する事項

(1) 効率的・効果的な組織運営の推進

① 適切な業務執行体制の構築

医療D Xサービスを医療機関等に効率的・効果的に提供するため、医療情報化推進担当理事（C I O）や国民健康保険関係者の参加の下、運営会議の議決等に基づき業務を執行するための体制を構築する。

② システム間の整合性確保のための業務運営体制の整備

医療D X関連システムにおいて、システム間の整合性の確保を図るため、各システムの担当部署間の連携の強化など、適切な業務運営体制を整備する。

(2) システムに係る調達の最適化

最適なクラウドサービスの利用選択、運用保守業務の効率化等を通じて、医療D Xサービスに係るシステム調達の最適化を図る。

(3) A I等の先端技術の利活用による業務の効率化及び高度化

急速に進展するデジタル技術動向を踏まえ、A I等の先端技術の利活用について積極的に検討を行い、定型的業務の省力化やシステム開発・運用業務の高度化を通じて、医療D Xサービス全体の効率化及び高度化の両立を図る。

4 その他医療情報化推進業務の運営に関する重要事項

(1) 人材の育成及び確保

医療D Xサービスを担う人材の重要性を踏まえ、データ分析、I TやA I等の先端技術等に関する専門性を有する人材の育成及び確保を計画的に進めることにより、技術発展や環境変化に対応できる組織能力の維持・向上を図る。

(2) 情報セキュリティ対策及び個人情報保護

① 情報セキュリティ対策の徹底

医療D Xサービスにおいて取り扱う情報の重要性を踏まえ、情報セキュリティ対策に関する取組を適切に実施する。

② 組織的な安全管理対策の推進

医療DXサービスを安全に、かつ安心して提供できるよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等の関係法令や国のガイドライン等に即したリスク管理を行うなど、組織的に安全管理対策を推進する。

(3) 国民や医療関係者等に向けた情報提供や情報共有の充実

① 国民への情報公開や情報発信

医療DXサービスに関する国民の理解の醸成を図るため、サービスの趣旨、内容、取組状況等について、分かりやすい情報公開及び情報発信を行う。

② 医療機関・薬局や保険者等との情報共有

医療DXサービスの円滑な提供に資する環境を整備するため、医療機関・薬局や保険者等との情報共有の充実を図る。

第 4 医療情報化推進に関し、医療提供体制の確保に関する基本方針及び介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針との整合性の確保に関する事項

医療情報化推進は、医療等サービスの安定的な供給、サービスの質の向上、制度の持続可能性の確保等により、医療提供体制の確保や介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に寄与するものである。このため、医療情報化推進に関して取り組むべき事項については、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 3 第 1 項に規定する基本方針及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 116 条第 1 項に規定する基本指針との整合性を確保しつつ、取り組むものとする。

第 5 その他医療情報化推進に関し必要な事項

医療情報化推進に関して取り組むべき事項が確実に実施されるよう、取組の進捗状況を定期的に確認し、第 1 の 1 (1) の政策的意義に照らした政策効果の検証を行うとともに、デジタル技術の進歩の状況等も踏まえつつ取組の充実・強化を図り、必要に応じて、本方針の対象期間中においても方針の見直しを検討する等のフォローアップを行う。



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 「経済財政運営と改革の基本方針2026」、「日本成長戦略」 及び「規制改革実施計画」等について

厚生労働省 保険局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 経済財政運営と改革の基本方針2026

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 経済財政運営と改革の基本方針2026（令和8年7月21日 閣議決定）（主な箇所抜粋①）

## 第1章 マクロ経済運営の基本的考え方

### 2. 将来世代への責任を果たす持続可能な経済社会の構築

（略）

強い経済、持続可能な財政と、質の高い全世代型社会保障とを同時に実現する社会保障改革を強化する。現役世代の保険料率の上昇を止め、引き下げていくとの方針の下、給付と負担の見直しの検討、安心して必要なサービスを受けることのできる医療・介護提供体制の構築、DXやAI・ロボティクスの活用を通じたサービスの質の向上、攻めの予防医療等に取り組む。

（略）

## 第2章 日本の成長力強化と安全・安心の確保

### 1. 「強い経済」の実現

（AX／DXの推進、フロンティアの開拓）

（略）

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」<sup>21</sup>に基づき、技術革新に対応した自動運転社会の早期実現に向けた環境整備、信頼性あるデータの利活用に関する環境整備、政府のデジタル基盤の強靱化・自律性向上やデジタル行財政改革を進める。

（略）

※21 令和8年7月21日閣議決定。

## 第2章 日本の成長力強化と安全・安心の確保

### 3. 国民の安全・安心の確保

（4）外国人政策の推進

「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」<sup>109</sup>に基づき、一部の外国人による違法行為やルールからの逸脱など問題のある行為に毅然と対応し、国民の不安や不公平感への対処に向けた取組を一層進める。

（略）

※109 令和8年1月23日外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議決定。

# 経済財政運営と改革の基本方針2026（令和8年7月21日 閣議決定）（主な箇所抜粋②）

## 第3章 責任ある積極財政に基づく「中長期経済財政計画」

### 1. 「強い経済」の構築と「財政の持続可能性」の実現

（経済の成長力強化と名目の経済規模の拡大にふさわしい予算編成への転換）

「責任ある積極財政」の下、デフレ・低成長時代の一律抑制型の予算編成から、物価・賃金上昇を的確に反映し、経済の成長力強化と名目の経済規模の拡大にふさわしい予算編成へ転換する。このため、令和8年度当初予算<sup>114</sup>から実現した経済・物価動向等の的確な反映を更に進めるなど、必要な財政需要に確実に対応する。

その際、官公需における適切な価格転嫁を徹底するとともに、医療・介護・保育・福祉等の公定価格について、現場の人材確保、経営の安定、サービスの質の確保に必要な対応を進める。あわせて、予算・税制における各種基準額や閾値について、物価・賃金上昇や経済社会の変化を踏まえ、必要な点検・見直しを進める。

歳出規模の総額は、物価・賃金、名目経済規模、歳入見通し、政策効果、財政目標との整合性を踏まえ、経済の成長力強化と名目の経済規模の拡大にふさわしいものとする。その上で、歳出の目安については、一律抑制型の上限としてではなく、予算全般において歳出改革努力を継続する中で、伸ばすべき歳出と見直すべき歳出を峻別する、規律ある資源配分を実現する枠組みとする。

このため、租税特別措置や補助金等の点検・見直し<sup>115</sup>を進め、施策の優先順位を洗い直し、大胆に重点化する。危機管理投資・成長投資を強化するとともに、予算編成プロセスにおいて、成長への寄与、民間投資の誘発効果等を精査し、我が国の予算を成長力強化に資するものに変革していく。

社会保障関係費については、現役世代の保険料率の上昇を止め、引き下げていくとの方針の下、国費だけではなく、給付費全体、公費・保険料負担、現役世代の可処分所得などを踏まえ、給付と負担の改革を継続していく。非社会保障関係費については、物価・賃金上昇を適切に反映しつつ、上記の方針を踏まえ、PDCA・EBPMに基づき、既存事業の見直しと政策効果の高い分野への重点化を徹底する。

※114 令和8年度地方財政計画を含む。

※115 見直しに当たっては、各府省庁は自己点検を反映して概算要求を行うとともに、見直し内容を予算編成プロセスにおいて精査した上で、具体化する。

# 経済財政運営と改革の基本方針2026（令和8年7月21日 閣議決定）（主な箇所抜粋③）

## 第3章 責任ある積極財政に基づく「中長期経済財政計画」 2. 全世代型社会保障の構築

- （1）社会保障と税の一体改革の推進  
（「給付付き税額控除」とそのつなぎ）

「給付付き税額控除」とそのつなぎ（飲食料品の消費税率等）については、今後予定されている社会保障国民会議の中間とりまとめを踏まえ、本年8月上旬までを目途に、その方針を決定する。

- （2）成長型経済に合わせた持続可能な社会保障制度

「強い経済」では、経済成長によって、物価と賃金が上昇していく。我が国の社会保障制度も、成長型経済に合わせて、持続可能な設計に変えなければならない。

国民皆保険・皆年金を堅持し、年齢に関わらず能力に応じて公平に負担し合い、必要な方に必要なサービスが適切に提供される全世代型社会保障を構築することによって、国民の命と健康、生活を守り、安心して働き、活躍し、挑戦できる基盤を整備する。働き方の多様化や女性・高齢者の就労増加に対応し、働くことが報われる社会保障制度を目指す。給付と負担の全体像を含む全世代型社会保障の将来的な姿を若者も含め国民に分かりやすく情報提供する。

連立政権合意書（令和7年10月20日）に盛り込まれた13の社会保障改革項目について合意された具体的な骨子<sup>118</sup>に基づき、2026年度中に具体的な制度設計を行い、順次実行する。

具体的には、経済・物価動向等に対応し、安心して医療・介護・福祉サービスを受けられる体制を整備することとあわせて、医療・介護を中心とした社会保障制度改革を着実に実行することにより、現役世代の保険料率の上昇を止め、引き下げていくことを目指す。このため、骨太方針2025と同様、経済・物価動向等を踏まえ、的確な対応を行いつつ、これまでの歳出改革努力を継続し、2027年度の社会保障負担率が2025年度と比較して上昇しないよう取り組む。また、社会保障制度が果たす機能を損なわないよう配慮しつつ、社会保障負担率の目標の検討を進め、これとあわせて、社会保障改革について2026年度中に改革項目の具体化と工程の明確化を図り、順次実施する<sup>119</sup>。

※118 「社会保障改革項目に関する具体的な骨子」（令和8年7月7日自由民主党・日本維新の会 社会保障制度改革協議体）。

※119 特に、高齢化や高度化等への対応が必要な医療給付費については、経済が成長し賃上げが継続する「強い経済」の構築に向けた取組を進める中で、診療報酬に経済・物価動向等を基本的に反映しつつも、医療給付費の対GDP比や雇用者報酬の伸びとの関係などを参照しつつ、医療費適正化計画の次期改定に向けて抜本的な見直しを行うことを含め、改革を継続する。

# 経済財政運営と改革の基本方針2026（令和8年7月21日 閣議決定）（主な箇所抜粋④）

## 第3章 責任ある積極財政に基づく「中長期経済財政計画」 2. 全世代型社会保障の構築

（医療・介護等）

医療・介護・障害福祉等の分野の技術の発展と普及を支援し、DX／AX、多職種連携を含むチーム医療等による生産性の向上と職員配置の柔軟化に向けた一層の取組を図るとともに、経営情報の見える化を進め、経営実態を把握した上で、物価と賃金の変動に適切に対応し、経営の安定、処遇改善を図りつつ、社会保障制度改革を着実に実行する<sup>120</sup>。

その際、経済・物価の動向が2026年度診療報酬改定時の見通しから大きく変動し、医療機関等の経営状況に支障が生じた場合には、令和9年度予算編成過程で診療報酬上の加減算を含む更なる必要な調整を行う。（中略）あわせて、医療・介護・保育・福祉等分野の必要なエッセンシャルワーカーの確保を含めたサービス提供体制の全国的維持を図るための制度改革に速やかに着手する。

2040年に向けて、病床数の適正化を着実に実施した上で、2027年度以降の地域医療構想を踏まえた医療機関の連携・再編・集約化<sup>121</sup>を促進するとともに、地域包括ケアシステムの深化を図り、地域の実情に応じた質の高い効率的な医療・介護サービス提供体制を構築する。妊娠・出産の経済的負担軽減と安心・安全な小児・周産期医療提供体制の両立、救急医療体制の確保、ドクターヘリの安全で持続可能な運航の確保、看取りなど人生の最終段階における患者中心の適切な医療・ケア、精神医療に関する地域医療構想を踏まえた取組、訪問看護の適切な実施、中山間・人口減少地域での柔軟な介護・障害福祉サービスの提供を推進する。かかりつけ医機能の発揮や医師の地域・診療科偏在の更なる是正策、大学病院等からの医師派遣の推進を含めた総合的な医師偏在対策、地域の実情を考慮した2028年度以降の医学部定員の削減に取り組む。歯科専門職の偏在対策等<sup>122</sup>の歯科医療提供体制の構築を図る。医療人材の実効的な養成・確保の方策について検討する<sup>123</sup>とともに、看護職員の質の向上<sup>124</sup>や潜在人材の活用を含む偏在対策等を推進する。介護・福祉分野の人材の養成・確保・定着に取り組む<sup>125</sup>、業務効率化や、安全対策を始め勤務環境改善、経営の協働化・大規模化を支援する。医療分野においては、新たな地域医療構想の下、将来需要を踏まえ、老朽化・災害対策を含む地域に不可欠な施設・設備の計画的な整備への必要な支援の在り方を検討する。介護・福祉分野においても、老朽化・災害対策を含む施設・設備の計画的な整備を支援する。

※120 具体的には、社会保障関係費については、給付と負担の改革努力を継続しつつ、高齢化による増加分に相当する伸びに経済・物価動向等を踏まえた対応に相当する増加分を加算する。

※121 有床診療所も含めて医療機関の役割分担の明確化を図ることを含む。

※122 医歯薬連携等の推進、障害者等への歯科保健医療の充実、歯科技工所の質の向上・連携強化、歯科衛生士・歯科技工士の就労・離職対策を含む。

※123 その際、医療人材の専門性の維持・向上につながる育成の在り方についても検討する。

※124 特定行為研修の推進を含む。

※125 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の在り方の検討を含む。

# 経済財政運営と改革の基本方針2026（令和8年7月21日 閣議決定）（主な箇所抜粋⑤）

## 第3章 責任ある積極財政に基づく「中長期経済財政計画」 2. 全世代型社会保障の構築

（医療・介護等）

医療保険制度では、70歳以上の高齢者の医療費窓口負担割合について、低所得者等の必要な受診が確保されるよう適切に配慮することを前提として、原則3割となっている現役世代との間で年齢によらない真に公平な応能負担を実現する観点から見直しを行う。そのための改革工程表を2026年末までに策定する<sup>126</sup> <sup>127</sup>。介護保険制度では、2割負担の判断基準の見直しについて2026年度中に結論を得る。さらに、医療・介護保険における金融所得・資産の扱い、OTC類似薬の保険給付の見直しの施行とその状況等を踏まえた2027年度以降の対象範囲の拡大に向けた検討など、「改革工程」<sup>128</sup>等に基づく取組を進める。先行バイオ医薬品について、バイオ後続品の普及促進に向けた環境整備の状況を踏まえ、保険給付の在り方を見直しを検討する。長期処方やリフィル処方箋の活用、地域フォーミュラの全国展開、休薬・減薬などの効果的・効率的な治療の促進等により、給付の効率化や適正化を図りつつ、質の高いサービスを提供する。セルフメディケーション推進の観点からの更なる医薬品・検査薬のスイッチOTC化に向けた実効的な方策を検討し、必要な措置を行う。

医療情報化推進方針を策定し、医療機関の情報システムの刷新、特定機能病院等の緊急的な対応を含めたサイバーセキュリティ対策を進め、電子カルテ・電子処方箋の普及と情報連携、医薬品等のデータベースの構築、公費負担医療や予防接種・母子保健のデジタル化等、医療・介護に関する情報の連携と二次利用を含む利活用の基盤を構築し、切れ目なく最適なサービスを効率的に提供する。

（略）

※126 その際、高齢者の就業率の上昇や健康寿命の延伸、医療費水準や受診状況の動向、高齢者に低所得が多いといった家計の状況等も踏まえ、必要な受診が確保されるよう適切な配慮措置を講じつつ、外来特例の在り方や、負担割合の区切りとなる所得の見直し、年齢の引き上げなど窓口負担の抜本的な見直しについて、現役世代の負担軽減の観点からの公費負担のあり方とともに総合的に検討を行い、その速やかな実現について令和8年末までに一定の結論を得る。また、マイナンバー制度を活用した所得・資産情報の把握基盤の整備を早急に進め、制度への反映を進める。

※127 「社会保障改革項目に関する具体的な骨子」（令和8年7月7日自由民主党・日本維新の会 社会保障制度改革協議体）による。

※128 「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」（令和5年12月22日閣議決定）。

# 経済財政運営と改革の基本方針2026（令和8年7月21日 閣議決定）（主な箇所抜粋⑥）

## 第3章 責任ある積極財政に基づく「中長期経済財政計画」 2. 全世代型社会保障の構築

（創薬・先端医療イノベーション）

創薬・先端医療への官民投資を拡大し、健康医療安全保障を実現する。「健康・医療戦略」<sup>130</sup>等を踏まえ、革新的な医薬品・医療機器等の創出、例えば、米国の医薬品に係る最恵国待遇（MFN）価格政策など、足元、諸外国の医薬品をめぐる政策の動きがある中でも必要な医薬品等が確実に上市される環境整備、特定重要物資を含む供給確保の必要性が高い医薬品等の国産化等による安定供給、先端技術の実用化を目指す。バイオ後続品の国内生産体制の整備等を着実に進める。産業構造改革の推進による後発医薬品等の安定供給を図る。

創薬・先端医療を成長経済の牽引役として、研究開発力や製造・供給の強化、流通体制の強靱化、スタートアップ支援、人材育成、先進医療の対象拡大、国際展開を総合的に推進する。全ゲノム解析<sup>131</sup>やiPS細胞等を活用した再生・細胞医療・遺伝子治療、免疫治療、小児・希少疾病用医薬品やRI<sup>132</sup>、薬剤耐性菌を含む感染症対応の医薬品等の研究開発・生産等<sup>133</sup>とともに、創薬・医療機器開発・診断へのAI利活用を推進する。国際水準の治験・臨床試験体制を整備し、国際共同治験の倍増を目指す。血しょう分画製剤の国内自給と小中学生を含めた献血への理解促進に取り組む。

経済・物価動向等の影響を受ける市場実勢価格を薬価調査等によりの確に把握した上で、創薬イノベーション、医薬品の安定供給と国民負担の軽減の観点から、2027年度薬価改定を実施する。その際、費用対効果評価制度について、客観的な検証を進め、これも踏まえ、制度の発展に向けた更なる見直しについて具体的に検討し、一定の結論を出す。我が国の医薬品市場の魅力を高める観点から、医薬品の画期性に対する初収載時における適切な評価や特許期間中の薬価の在り方<sup>134</sup>を含め、革新的新薬のイノベーションの更なる評価について検討を進める。

※130 令和7年2月18日閣議決定。

※131 日本ゲノム医療推進機構（GeMJ）による全ゲノムデータ・マルチオミクスデータ・臨床情報等を搭載した質の高いゲノム情報基盤の整備と、解析データの利活用の取組を進める。

※132 RI（ラジオアイソトープ）については、「医療用等ラジオアイソトープ製造・利用推進アクションプラン」（令和4年5月31日原子力委員会決定）を踏まえ、開発・製造・安定供給・医療提供体制等の整備に必要な取組を進める。

※133 「感染症危機対応医薬品等（ワクチン、治療薬、診断薬等）開発・生産体制強化戦略」（令和8年3月24日閣議決定）を踏まえた必要な法制度等の在り方の検討。

※134 市場拡大再算定及び持続可能性特例価格調整等。

# 経済財政運営と改革の基本方針2026（令和8年7月21日 閣議決定）（主な箇所抜粋⑦）

## 第3章 責任ある積極財政に基づく「中長期経済財政計画」 2. 全世代型社会保障の構築

（攻めの予防医療と疾病対策）

国民のWell-beingの向上と健康寿命の延伸を図り、誰もが社会の担い手として活躍できる日本を実現する。「攻めの予防医療」を推進し、健康増進、肥満症を含む疾病予防、早期発見、早期介入及び行動変容に関係機関が連携して取り組む。栄養・食生活を含む健康リテラシーの向上、地域住民の健康増進に資する薬局機能及び薬剤師の果たす役割の強化、学齢期の健康診断の在り方の見直し<sup>135</sup>、予防接種、HIVや性感染症の予防、下水サーベイランス等の感染症対策、がん検診や精密検査の受診率向上、循環器病・糖尿病を含む生活習慣病等の予防、いわゆる国民皆歯科健診の具体化（歯周病検診の対象拡大や就労世代の歯科健診の更なる充実）、口腔と全身の健康の関係に基づく歯科疾患対策・口腔健康管理<sup>136</sup>、認知症の早期診断・早期対応、予防・医療・介護を通じた切れ目のないリハビリテーション<sup>137</sup>、PHRの利活用と情報連携を推進する。更年期世代の女性への医療の推進や女性の健康総合センターの機能強化、「プレコンセプションケア推進5か年計画」<sup>138</sup>の工程表の策定と実行、企業と保険者のコラボヘルス、睡眠対策を含む健康経営の推進等<sup>139</sup>、予防・健康づくりを支えるヘルスケア産業の育成等<sup>140</sup>を図る<sup>141</sup>。

がん、脳卒中・心臓病その他の循環器病、慢性腎臓病、慢性閉塞性肺疾患、慢性疼痛、難病、アレルギー、依存症、難聴、睡眠障害等の疾病対策<sup>142</sup>や移植医療対策を推進する。

※135 小児期からの切れ目のない予防医療の観点を含む。

※136 オーラルフレイル対策等を含む。

※137 効果的な訪問リハビリテーションの充実を含む。

※138 令和7年5月22日プレコンセプションケアの提供のあり方に関する検討会決定。性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計）や将来の健康を考えて健康管理を行う概念であるプレコンセプションケアについて、5か年計画を決定。

※139 運送業での睡眠時無呼吸対策、睡眠障害の医療アクセス向上と睡眠研究の推進、睡眠ガイド等の普及啓発、睡眠等のデータを活用したサービス創出のためのエビデンス構築支援など睡眠関連の市場拡大や企業支援も併せて一層取り組む。

※140 いわゆる「統合医療」の研究及び普及啓発を含む。

※141 「性差に由来する健康課題等への対応を推進するための論点整理」（令和8年5月25日攻めの予防医療に向けた性差に由来するヘルスケアに関する副大臣等会議取りまとめ）を踏まえて取組を推進する。

※142 先進医療で実施しているがん遺伝子パネル検査の標準治療開始前からの受診機会の拡大を含む。

# 経済財政運営と改革の基本方針2026（令和8年7月21日 閣議決定）（主な箇所抜粋⑧）

## 第4章 当面の経済財政運営と令和9年度予算編成に向けた考え方 2. 新たな予算編成の在り方と令和9年度の基本方針

（略）

なお、社会保障関係費については、現役世代の保険料率の上昇を止め、引き下げていくとの方針の下、現場の人材確保、経営の安定、サービスの質の確保等の観点から、医療、介護、保育、福祉等の公定価格等における適切な対応を図りつつ、国費だけではなく、給付費全体、公費・保険料負担、現役世代の可処分所得などを踏まえ、給付と負担の改革を継続する。

（略）

## 参考資料

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 社会保障改革項目に関する具体的な骨子（令和8年7月7日 署名）（主な箇所抜粋①）

自由民主党・日本維新の会 社会保障制度改革協議体は、持続可能な社会保障制度のための改革を実行し、良質な医療・介護サービスを提供しつつ、現役世代の保険料負担を含む国民負担の軽減を実現するため、連立政権合意書に盛り込まれた13の社会保障改革項目に関する具体的な骨子について、以下の通り合意し、その内容の趣旨を「骨太方針2026」に反映する。

その上で、令和8年度中に具体的な制度設計を行い、順次実施するため、引き続き、本協議体における社会保障改革に関する真摯な協議を継続する。

## （1）保険財政健全化策推進（インフレ下での医療給付費の在り方と、現役世代の保険料負担抑制との整合性を図るための制度的対応）

経済・物価動向等適切に対応し、安心して医療・介護・福祉サービスを受けられる体制を整備することとあわせて、医療・介護を中心とした社会保障制度改革を着実に実行することにより、現役世代の保険料率の上昇を止め、引き下げていくことを目指す。このため、骨太方針2025と同様、経済・物価動向等を踏まえ、的確な対応を行いつつ、これまでの歳出改革努力を継続し、令和9年度の社会保障負担率が令和7年度と比較して上昇しないよう取り組む。

また、社会保障制度が果たす機能を損なわないよう配慮しつつ、社会保障負担率の目標の検討を進め、これとあわせて、社会保障改革について令和8年度中に改革項目の具体化と工程の明確化を図り、順次実施する。

特に、高齢化や高度化等への対応が必要な医療給付費については、経済が成長し賃上げが継続する「強い経済」の構築に向けた取組を進める中で、診療報酬に経済・物価動向等を基本的に反映しつつも、医療給付費の対GDP比や雇用者報酬の伸びとの関係などを参照しつつ、医療費適正化計画の次期改定に向けて抜本的な見直しを行うことを含め、改革を継続する。

## （2）医療介護分野における保険者の権限及び機能の強化並びに都道府県の役割強化（①保険者の再編統合、②医療介護保険システムの全国統合プラットフォームの構築、③介護保険サービスに係る基盤整備の責任主体を都道府県とする等）

データに基づく効率的な保険運営体制を構築するため、保険者機能の強化、国民健康保険における都道府県内の保険料水準の完全統一及び市町村の事務負担軽減や後期高齢者医療制度の運営主体のあり方などの保険者の再編統合（①）、医療・介護情報の共有等を実現するための医療介護保険システムの全国統合プラットフォームの構築（②）及び介護保険サービスの基盤整備に関する責任主体の市町村から都道府県への移行（③）について検討の上、実行することを中核として、医療介護分野における保険者の権限及び機能の強化、事務の広域化並びに都道府県の役割強化を行う。

また、「効果が乏しいというエビデンスがあることが指摘されている医療」等について、データに基づいて保険者機能がより発揮できるような環境整備を進める。

国民健康保険については、被保険者間の受益と負担の公平性を確保する観点から、都道府県内の保険料水準の完全統一について、令和9年度に予定されている国保運営方針の中間改定において、全ての都道府県が具体的な実現時期を明記するための措置を講じるとともに、現行「遅くとも令和18年度まで」としている完全統一時期を前倒して全国で達成できるよう必要な方策を行う。併せて、市町村の事務負担軽減に向けた取組を進める。後期高齢者医療制度については、医療提供体制の構築や医療費適正化の取組の推進の主体が都道府県であること、また、効率的な制度運営の観点から、その財政運営を含む運営主体の在り方について、地方自治体等の意見を踏まえて具体的な検討を進め、令和10年末までに結論を得る。

# 社会保障改革項目に関する具体的な骨子（令和8年7月7日 署名）（主な箇所抜粋②）

（３）病院機能の強化、創薬機能の強化、患者の声の反映及びデータに基づく制度設計を実現するための中央社会保険医療協議会の改革  
データに基づく客観的かつ合理的な診療報酬決定プロセスを確立するため、中央社会保険医療協議会の機能を見直す。

具体的には、病院機能の強化の観点から、日本社会の各種医療機能を適切に反映した形での委員構成の見直しを含めた検討を行う。

また創薬機能の強化の観点から、令和8年度末までに社会保険医療協議会法の改正を含め、製薬、医療機器及び卸等の産業界の法令上の位置づけを明確化するよう結論を得る。

更に、患者の声の反映及びデータに基づく制度設計の観点から、情報分析体制の強化や、医療経済系学会からの直接的な技術評価提案を可能とする制度設計を検討する。

（４）医療費窓口負担に関する年齢によらない真に公平な応能負担の実現

70歳以上の高齢者の医療費窓口負担割合について、低所得者等の必要な受診が確保されるよう適切に配慮することを前提として、原則3割となっている現役世代との間で年齢によらない真に公平な応能負担を実現する観点から見直しを行う。そのための改革工程表を令和8年末までに策定する。

その際、高齢者の就業率の上昇や健康寿命の延伸、医療費水準や受診状況の動向、高齢者に低所得が多いといった家計の状況等も踏まえ、必要な受診が確保されるよう適切な配慮措置を講じつつ、外来特例の在り方や、負担割合の区切りとなる所得の見直し、年齢の引き上げなど窓口負担の抜本的な見直しについて、現役世代の負担軽減の観点からの公費負担のあり方とともに総合的に検討を行い、その速やかな実現について令和8年末までに一定の結論を得る。

また、マイナンバー制度を活用した所得・資産情報の把握基盤の整備を早急に進め、制度への反映を進める。

（５）年齢に関わらず働き続けることが可能な社会を実現するための「高齢者」の定義見直し

健康寿命の延伸や人口構造の変化を踏まえ、年齢に関わらず意欲ある者が働き続けられる生涯現役社会の実現を目指す。

このため、人口構造、健康状態、就労実態との整合性を踏まえ、社会保障及び労働分野の制度ごとに設けられている高齢者の年齢区分等について、それぞれの趣旨や目的を踏まえつつ制度横断的に総点検を行い、有識者の意見を聴いた上で、必要に応じて引き上げ等を行う方向で検討を行い、その結果を踏まえて、所要の措置を講ずる。そのための改革工程表を令和8年度末までに策定する。

# 社会保障改革項目に関する具体的な骨子（令和8年7月7日 署名）（主な箇所抜粋③）

## （6）人口減少下でも地方の医療介護サービスが持続的に提供されるための制度設計

人口減少により患者数が構造的に減少する地域においても、限られた人員・人材で質の高い医療・介護サービスを持続的に提供可能な体制を構築する。

このため、医療・介護現場における生産性向上の取組等を加速するほか、職員配置基準の一層の柔軟化とともに、現行の出来高の診療報酬体系では医療機関の運営が困難な地方の課題を踏まえ、アウトカム評価の充実と併せ、地域における提供体制の維持、予防・健康管理、在宅医療、介護との連携等の評価の観点も含め、外来の包括報酬の在り方を検討し、所要の措置を講ずる。

併せて、医療保険制度を活用した医師確保支援や保険者が運営する医療機関の活用も含めた総合的な対応を検討する。

AI技術の活用も含めた医療・介護テクノロジーの社会実装に向けて、省力化投資プランも踏まえ、継続的に医療・介護分野の生産性向上・省力化を実現し、職員の負担軽減や資質向上にもつなげることができるよう、実証・導入・伴走支援を行うとともに、介護における居宅サービス等も含めた適切な評価のあり方を検討する。併せて、医療DX・介護DXを通じて、プラットフォームを整備し、地域における業務の効率化を推進する。

## （7）国民皆保険制度の中核を守るための公的保険の在り方及び民間保険の活用に関する検討

国民皆保険制度の理念を堅持しつつ、高度化・高額化する医療へのアクセスを確保するため、公的保険と民間保険の役割分担を検討する。このため、公的保険を補完する民間保険の活用可能性、先進医療等の対象拡大、民間保険による補完が有効な領域（一部保険外療養と民間保険の相互補完を含む）、利用者保護の在り方について財務省、厚労省、金融庁を含む関係省庁で検討を行う。具体的には、公的保険を補完する民間保険の活用について、生命保険業界及び損害保険業界等を含む有識者の意見を聴取し、検討を行う。

## （8）大学病院機能の強化（教育、研究及び臨床を行う医療従事者として適切な給与体系の構築等）

高度な医療を担いつつ教育研究を行うという大学病院の本来の役割・機能を踏まえた教育・研究・診療のバランスの在り方や診療規模・医療機能の適正化など、大学病院のあるべき姿（コンセプト）の明確化について、文部科学省及び厚生労働省において検討し、令和8年度中に結論を得る。

また、大学病院の機能強化に向けて、当初予算を通じて教育・研究を支援しつつ、各大学病院における手当創設等を通じた医療従事者の抜本的な処遇改善の取組を推進する。加えて、教育・研究・臨床の中核である大学病院の経営力強化や、医療従事者の適切な給与体系の構築に向けては、大学病院の組織形態（法人形態を含む）や処遇改善の在り方等について、調査研究の結果を踏まえて検討し、令和8年度中に結論を得る。なお、教育・研究・臨床が一体的に行われる大学病院として質の高い医療を提供している医療従事者としても適切な水準と言える処遇体系となるよう環境を整備する。

大学病院が果たす機能を踏まえた診療報酬上の評価を充実させる。あわせて、患者が医師を選択することに関する選定療養の新設について、次期診療報酬改定までに検討し、結論を得る。

# 社会保障改革項目に関する具体的な骨子（令和8年7月7日 署名）（主な箇所抜粋④）

## （9）高度機能医療を担う病院の経営安定化と従事者の処遇改善（診療報酬体系の抜本的見直し）

昨年の自由民主党と日本維新の会の協議を踏まえ、令和7年度補正予算及び令和8年度診療報酬改定において、高度機能医療を担う病院への支援の重点化を図ったところ。

救急医療、高度急性期医療、難病・先進医療等を担う病院の経営安定化と従事者の処遇改善を図るため、経営の安定化や従事者の処遇改善等の効果検証を行い、それを踏まえた必要な対応として、医療機関の機能に応じた診療報酬体系の抜本的な見直しを行う。

具体的には、施設類型ごとにメリハリある評価など、医療機関の機能に応じた診療報酬体系について検討する。また、これらの報酬が、病院の医療従事者の賃上げや人材確保に適切に結び付く仕組みを検討する。

## （10）配偶者の社会保険加入率上昇及び生涯非婚率上昇等をも踏まえた第3号被保険者制度等の見直し

共働き世帯の増加など家族構成や働き方の多様化に適合した、働き方に中立的かつ公平な社会保障制度を早期に構築する。

このため、第3号被保険者制度については、その縮小に向け、マルチワーカーへの対応等を含めた短時間労働者等への被用者保険適用拡大を早期に進展させるとともに、第3号被保険者に係る実態調査を実施し、令和8年度中にその結果をとりまとめ、課題の整理を行う。同整理及びそれに関する具体的施策の企画立案等のため、第3号被保険者制度に関する検討会を令和8年夏頃を目途に立ち上げ、政策を推進する。

## （11）医療の費用対効果分析に係る指標の確立

医療技術や医薬品の革新と保険財政の持続可能性を両立させるため、費用対効果評価制度の発展に向けた更なる見直しについて具体的な検討を進め、費用対効果分析の指標と活用方法を再構築する。

具体的には、これまでの評価手法のみならず、新たな評価手法等を含め、医療の費用対効果分析に係る指標を確立すべく、対象品目や価格調整の範囲の拡大、診療ガイドラインへの反映を含めた医療現場での普及などについて、令和8年度末までに結論を出す。

更に、分析データの迅速かつ徹底的な情報公開や学会等を含む第三者による検証を含め、技術的・制度的課題を継続的に検証する仕組みを構築する。

以上の検証を進めつつ、費用対効果にすぐれる品目については薬価を引き上げることで創薬環境の改善を図りつつ、追加的有用性（比較技術に対する健康アウトカム指標での改善）が示されず費用が増加する品目は、令和8年9月までの検証結果を踏まえた価格調整を速やかに実施する。

また、医療DXによる価値を定量的に評価する方策の具体化に向けた検討を進める。

## 社会保障改革項目に関する具体的な骨子（令和8年7月7日 署名）⑤

### （12）医療機関の収益構造の増強及び経営の安定化を図るための医療機関の営利事業の在り方の見直し

医療法人の経営基盤を強化するため、医療機関の公益性を保ちつつ、経営安定化や地域課題解決に資する事業範囲の拡充につながるよう、いわゆる医療機関の営利事業（附帯業務・附随業務等）に関する現行規制の見直しを行う。

具体的には、医療機関が保有する医学的知見や人材を活かし、地域の健康増進に貢献する事業等、地域の患者・住民の多様なニーズに寄り添ったサービスを幅広く提供する事業を新たな収益源として位置づけられるよう、資金調達手段の多角化を促進するため、経営安定化や地域課題解決に資する事業範囲の拡充について整理し、制度改正に向けた検討を進め、所要の措置を講ずる。

また、医療法人の理事長要件については、当該要件に係る国家戦略特別区域法の特例措置の全国展開を含め、事業経営に長け、かつ、医療倫理を理解する人材も理事長に据えられるよう、一定要件下で非医師の理事長就任を速やかに可能とする。さらに、医療機関の経営情報見える化を推進するとともに、医療機関経営を支える人材の育成や、医療機関経営に関する資金・経営支援事業者の健全性を確保する方策等、我が国における医療機関経営の健全化を推進する。

### （13）医療機関における高度医療機器及び設備の更新等に係る現在の消費税負担の在り方の見直し

持続的かつ効率的な地域の医療提供体制の構築の観点から必要と認められる高度医療機器や設備更新、医療DX投資等について、医療機関における控除対象外消費税の負担が一時的に大きくなる場合があることを念頭に、対応策を検討する。

具体的には、補助金、診療報酬及び税制上の措置による対応を含め、必要な支援の在り方を検討し、令和8年度末までに結論を得る。

特に、新たな地域医療構想の下、将来需要を踏まえ、地域に不可欠な施設の建て替え及び改修が計画的に進むよう、必要な支援の在り方を検討する。

（以上）

# 日本成長戦略

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

## Ⅱ. 17の戦略分野における官民投資の促進

### 2. 62の主要な製品・技術等の官民投資ロードマップの実行

#### （2）デジタル・サイバーセキュリティ

地方の社会経済を支える行政サービスやエッセンシャルサービスも含めたA X / D Xの実現には、自律的なデジタル・エコシステムの実現が不可欠である。企業や公共領域等で管理されるデータを産業戦略上の焦点としてデータ基盤の高度化を推進するとともに、クラウド基盤の高度化を進めるほか、これらを支えるデジタル人材の育成と、新たな脅威に対応するセキュリティ産業基盤を強化する。

#### ⑤クラウドネイティブに最適化された医療D X基盤

##### i) 重要性

大量のデータを必要とする創薬・医療機器の開発の基盤であるとともに、医療提供体制の効率化・質の向上、サイバー攻撃等に対する強靱性確保が不可欠である。

##### ii) 勝ち筋・方向性

オンプレミス型<sup>※10</sup>の医療機関情報システムをクラウドネイティブ型に刷新することにより、サイバーセキュリティ対策の強化、全国的なデータ連携基盤の構築を図る。

##### iii) 主な目標

- ・ 2028年度までに、電子カルテ未導入の200床以上の病院（療養病床等が中心の病院を除く。）について電子カルテ普及率100%を目指す。
- ・ 2030年までに、電子カルテ普及率約100%、地域の拠点病院のサイバーセキュリティ対策100%、大病院向けクラウドネイティブ型製品の提供を目指す。

##### iv) 主な施策

- ・ 認証されたクラウドネイティブ型電子カルテ製品の普及を促進する。また、大病院向けのクラウドネイティブ型製品の一体的・集中的な開発・普及を支援する。
- ・ ネットワークの外部接続点の監視やサーバ等の管理強化など、サイバーセキュリティ対策を強化する。
- ・ 全国医療情報プラットフォームの拡充など、ゲノムを含むデータ連携基盤・TRE環境<sup>※11</sup>を整備するとともに、業務効率化のための病院D Xの推進、医療提供体制のD X化を進める。。

※10 院内に設置したサーバでシステムを管理・運用する方式。

※11 Trusted Research Environment。機微なデータを安全に管理・分析するための隔離された解析環境。

## II. 17の戦略分野における官民投資の促進

### 2. 62の主要な製品・技術等の官民投資ロードマップの実行

#### （10）合成生物学・バイオ

合成生物学・バイオは、従来の生産プロセスを生物の力を活用して転換することで、健康医療・経済・食料安全保障やGX・循環型経済の実現と、経済成長の両立に貢献することが期待される。「バイオエコノミー戦略」も踏まえながら、高付加価値領域での事業創出を加速しつつ、政策的に合理性の高い汎用領域についても、市場創出を含めた産業化支援を並行して進めていく。

#### ②バイオ医薬品・再生医療等製品等

##### i) 重要性

拡大する世界の医薬品市場は2022年に約200兆円の規模であり、バイオ分野は約4割を占める。国民の健康や生命に直結する分野であり、健康医療安全保障上、供給途絶リスクを低減する自律性の確保が急務である。

##### ii) 勝ち筋・方向性

iPS細胞や抗体薬物複合体等の技術的強みをいかし、国内生産基盤を維持・構築し、製造受託実績を積み上げるとともに、新領域の国産基盤技術開発、創薬ベンチャーのグローバル展開を促進して海外市場を獲得する。

##### iii) 主な目標

- ・2040年の我が国企業の売上げについて、世界シェア10%、33.4兆円を目指す。

##### iv) 主な施策

- ・創薬ベンチャーや新薬候補を生むプラットフォーム技術開発の支援を強化<sup>36</sup>する。
- ・医薬品市場の魅力向上による患者アクセスの改善に向けた、革新的新薬のイノベーションの更なる評価の検討、多様なモデルのライフサイクルに配慮した薬事制度の柔軟な運用、先進医療制度を活用した新技術社会実装を進める。
- ・革新的な基盤技術開発やバイオ人材の育成、AI・ロボティクスの活用等を含む国内製造拠点の整備<sup>37</sup>や製造受託実績獲得を支援する。

※36 医療上・技術上のニーズに沿った研究課題の設定、プロジェクトマネージャー配置、多段階選抜方式の導入、製薬企業とのM&A推進や医療・経済安全保障の観点も踏まえた社会実装支援の強化。

※37 重要品質特性を踏まえた評価・量産体制の構築を含む。

## II. 17の戦略分野における官民投資の促進

### 2. 62の主要な製品・技術等の官民投資ロードマップの実行

#### （11）創薬・先端医療

創薬・先端医療分野は、国民の健康に直結し、経済活動を支えるものであり、健康医療安全保障の構築に向け、医薬品産業を成長・基幹産業と位置付け、官民が一体となって取組を進める。あわせて、医療機器の研究開発エコシステムを確立する。また、健康寿命の延伸や社会保障の担い手の確保につながる「攻めの予防医療」の徹底に取り組んでいく。

##### ①ファーストインクラス<sup>38</sup>製品・ベストインクラス<sup>39</sup>製品（医薬品、再生医療等製品）

###### i) 重要性

世界の医薬品市場は2022年に約200兆円の規模であり、ファーストインクラス製品・ベストインクラス製品を含む特許品の世界市場は年平均9.6%で拡大している。同製品の供給確保を通じ、治療法が未確立の疾病にも対処することは、国民の健康の維持や健康医療安全保障の実現に直結する。

###### ii) 勝ち筋・方向性

基礎研究力の強みや近年の治験への取組をいかし、実用化を担う人材の育成や、スタートアップ・国際共同治験における資金・制度面の課題解消を図り、創薬シーズ創出から実用化まで一気通貫で進める環境を整備し、「世界直行型」の開発を実現する。

###### iii) 主な目標

- ・我が国の医薬品市場の魅力度向上に向け、我が国の特許品の市場規模について、特許品の世界の成長に比肩する成長を目指す。
- ・我が国企業の特許品市場規模について、世界市場と同水準の成長の実現を目指す。

###### iv) 主な施策

- ・実用化を担う人材の育成や流動化を支援する。カーブアウト<sup>40</sup>シーズの活用や投資の呼び込み、製薬企業とのM&A支援など、スタートアップ支援を強化する。
- ・免疫・再生医療等の基礎研究力強化、国際水準の治験実施体制整備、AMED<sup>41</sup>による研究開発資金の使途改善・大学と製薬企業との橋渡し・実用化推進、対照群のデータ蓄積を含む難病・希少疾患領域の支援、データ連携基盤整備を含めたデータ利活用やAIによる研究開発プロセスの高度化・効率化、新薬の国際展開<sup>42</sup>を図る。
- ・患者アクセスの改善に向け革新的新薬のイノベーションの更なる評価を検討する。

※38 全く新しい作用で世界で初めて承認されるもの。

※39 同じ作用の製品の中で有用性が最も優れるもの。

※40 製薬企業等の創薬シーズを切り分け、外部資本の導入等により新会社等で実用化する取組。

※41 日本医療研究開発機構。

※42 国際機関による国際調達やPMDAアジア医薬品・医療機器トレーニングセンター・海外事務所の活用を含む。

## II. 17の戦略分野における官民投資の促進

### 2. 62の主要な製品・技術等の官民投資ロードマップの実行

#### ⑤ライフログデータ等を活用したヘルスケア関連サービス)

##### i) 重要性

ウェアラブルデバイス等を用いたデジタルヘルスサービスの世界市場規模は現在約70兆円であり、2034年には350兆円規模になるとの予測がある。健康医療安全保障の観点から、「攻めの予防医療」により国民が生涯にわたり元気に活躍できる社会を実現し、社会保障制度を含めた社会の支え手を確保することが必要である。また、個人の健康データの情報保護の観点から、セキュリティの確保が必要である。

##### ii) 勝ち筋・方向性

ヘルスケアサービスの効果に係るエビデンス構築による企業・保険者がサービスを選びやすい環境整備やサービス活用のインセンティブ強化など、需給両面で対策に取り組み質の高いサービスの社会実装を進め、中長期的には海外市場に展開する。

##### iii) 主な目標

- ・ デジタルヘルスサービスの国内市場を拡大するため、企業・保険者による健康投資額を2025年の約1兆円から2040年までに約2倍に拡大することを目指す。

##### iv) 主な施策

- ・ サービス効果のエビデンス構築、一定の質を担保したサービスの明確化、臨床での活用を目指した睡眠等のライフログデータ活用のユースケース創出支援を行う。
- ・ 地域拠点整備等のスタートアップ支援、女性の健康やがん検診・歯科健診のデータ等の利用基盤整備、国際展開、民間保険のヘルスケアサービス活用を推進する。
- ・ 健康経営の普及促進、健康経営優良法人制度の評価手法や保険者インセンティブの在り方の検討、データヘルスに基づく効率的・効果的な保健事業の促進を行う。

## Ⅲ. 8つの分野横断的な課題の解決

### 5. 労働市場改革

#### （１）現状と課題

労働供給制約下にある中、労働生産性の向上を図るとともに、労働者の希望に応じて、労働移動の円滑化や、心身の健康の維持を前提とした労働参加の拡大を図る労働市場改革が必要である。中でも、17の戦略分野における投資を加速し、持続的成長につなげるためには、17の戦略分野にとどまらず、これらを支える建設や医療・介護・障害福祉を始めとした社会インフラ関連分野を含め、現場人材から高度人材に至る幅広い人材の育成・確保や、省力化を含めた生産性向上に向けた取組を進めることが極めて重要である。そのため、以下のような人材育成の取組を進めるとともに、建設や医療・介護・障害福祉等の分野において、持続的な賃上げを図り、必要な担い手の確保を進めていく必要がある。

#### （２）対応の方向性

##### ①対応の方向性

労働市場改革と、新たな付加価値を生む投資や事業再編、イノベーションの促進等の産業構造改革とを一体で進める必要がある。こうした観点から、i) 処遇向上に向けたリ・スキリング支援や労働生産性向上、ii) 円滑な労働移動の促進、iii) 多様な人材の労働参加の促進の3つの柱に取り組むことで、成長投資を牽引する専門人材と、投資の実行を支える現場人材の育成・確保を図る。

##### ②目標（KPI）

- ・ 総合的な指標として、5年間で労働生産性を15%上昇させる（2024年度：5,592.7円）とともに、労働供給量（マンアワーベース）の推移が生産年齢人口の推移を上回るようにする。
- ・ i) に関して、人的資本投資を2029年度までに2.2万円とする（2024年度：1.9万円）。
- ・ ii) に関して、パートタイムを除く一般労働者の転職入職率を2029年までに9.0%とする（2024年：8.3%）。また、転職により賃金が増加した者の割合を2029年までに42.3%とする（2024年：40.5%）。
- ・ iii) に関して、第一子出産前後の女性の継続就業率を2030年までに80.0%とする（2021年：69.5%）。また、70歳までの高年齢者就業確保措置の実施率を2029年までに40.0%とする（2025年：34.8%）。

##### ③講ずるべき施策パッケージ

##### iii) 多様な人材の労働参加の促進

（外国人の出入国在留管理の一体的な高度化）

外国人については、適正かつ円滑な受入れや秩序ある共生社会の実現に向け、出入国在留管理行政を担う職員の増員や地方出入国在留管理局の組織の拡充を含めた体制強化を行う。また、入国・在留する外国人の実態把握、分析、関係機関との情報連携のため、2028年度中の電子渡航認証制度（JESTA）の導入、2027年3月以降のマイナンバー等による情報連携の実施など、情報の電子化の徹底等のDXに取り組み、在留許可手数料の見直しやJESTA導入による手数料収入により確保した財源を継続的かつ安定的に活用しながら、出入国在留管理の一体的な高度化を実現する。

## Ⅲ. 8つの分野横断的な課題の解決

### 7. 賃上げ環境整備

#### （１）現状と課題

春季労使交渉での賃上げ率は3年連続で5%台の高水準だが、物価高騰による不確実性が続く中、実質賃金のプラス定着が課題である。

中小企業は雇用の7割、付加価値の5割を占める日本経済の屋台骨であり、中小企業の成長こそ日本の成長である。賃上げと成長投資の好循環を生み出すことで地域の消費を喚起し、そして次の投資へとつながるメカニズムを早急に構築する必要がある。また、中小企業は、地域経済を牽引し、17の戦略分野を始めとした成長産業のサプライチェーンを支える基盤的な存在でもあり、「地域未来戦略」で形成される産業クラスターにおいても中小企業が連携していくことが必要である。こうした視点を踏まえ、政策スキームは、中小企業経営者の目線に立ったものとする。一方で、今般の中東情勢やそれによる原油価格高騰などにより、中小企業の賃上げへの影響が懸念される中、不確実性への不安を払拭し、賃上げを持続させるため、全国の中小企業の「稼ぐ力」の強化が不可欠である。

#### （２）対応の方向性

##### ①対応の方向性

国内投資を促進し、賃上げを通じて消費と企業収益の拡大、更なる投資拡大につなげる、「投資と賃上げの好循環」を加速させる。そのために、17の戦略分野への投資やサプライチェーンへの参入や、地方を出発点としたAXに取り組み、変化に挑む中堅・中小企業の「稼ぐ力」を強化していく必要がある。地政学リスクの高まりや大幅な物価高等のこれまでにない厳しい経営環境の中で、こうした中堅・中小企業の経営者が予見可能性を確保し、「投資と賃上げの好循環」を実現できるよう、政府は、賃上げの責任を事業者に丸投げせず、中堅・中小企業の「稼ぐ力」の強化を強力に後押ししていく。「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」にのっとり、政府として必要な予算を確保し、従来よりも力強い支援を安定的かつ切れ目なく行う用意がある姿勢を示す。

なお、労働供給制約社会においては、賃上げは単なる分配ではなく、人材を惹き付け、消費の拡大を通じた生産性向上投資を促し、企業の行動変容を促進する「供給力強化」そのものであり、成長戦略の起点であることに留意しなければならない。

##### ②目標（KPI）

- ・2029年度までの間で、日本経済全体で、実質賃金で年1%程度の上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年1%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着させる。
- ・中小企業の労働生産性（「稼ぐ力」）を2030年度までの5年間で15%増加させる。

##### ③講ずべき施策パッケージ

###### vi) 医療・介護・保育・福祉等における人材確保と賃上げの対応

令和7年度補正予算による医療・介護等支援パッケージや、令和8年度診療報酬改定、介護・障害福祉サービス等報酬改定による賃上げ措置、保育士・幼稚園教諭等の処遇改善を着実に実施するとともに、今後の経済・物価動向等も踏まえつつ、2027年度以降も医療・介護・保育・福祉等分野の現場職員の他職種と遜色のない処遇改善を推進する。あわせて、必要なエッセンシャルワーカーの確保を含めたサービス提供体制の全国的維持を図るための制度改革に速やかに着手する。

# 規制改革実施計画

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 規制改革実施計画（令和8年7月21日 閣議決定）（主な箇所抜粋）

## 2. 地方を伸ばし、暮らしを守る (2)健康・医療・介護

### 4 地域におけるオンライン診療の更なる普及・円滑化

前文 （略）

- a 厚生労働省は、オンライン診療受診施設でD to P with N を実施する場合における看護師等による診療の補助について、現状のD to P with N の運用状況に関する調査研究の結果を取りまとめ、その結果を踏まえつつ、以下の事項を含めて必要な留意事項の周知及びガイドライン等の整備を行う。
- ・オンライン診療受診施設として届出されたオンライン診療専用車両等においても、点滴、注射、血液検査、尿検査、超音波検査、心電図検査などの一定の診療の補助行為が可能であることを明確化すること。
  - ・診療の補助行為を行うに当たって、オンライン診療受診施設やオンライン診療を実施する医療機関等に求める設備、体制等については、医療の安全性を確保することを前提に、必要最小限のものとすること。
  - ・オンライン診療受診施設において診療の補助行為を行うに当たって前提となる医薬品及び医療機器の看護師等による一時的な保管・運搬を、医師・医療機関の管理責任の下、医療の安全性を確保することを前提に、必要最小限の条件の下で可能であることを明確化すること。
- b 厚生労働省は、a の措置等を踏まえ、適正なオンライン診療の更なる普及及び円滑化を実現するため、オンライン診療受診施設におけるD to P with N 時の診療の補助行為について診療報酬上の取扱いを明確化することを含め、所要の措置を講ずる。

【a：引き続き検討を進め、令和9年上期までに調査研究結果を取りまとめ、令和9年結論・措置、b：令和9年度結論・措置】

# 4

## デジタル社会の実現に向けた重点計画

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和8年7月21日 閣議決定）（主な箇所抜粋①）

## 第1 目指す社会の姿、取組の方向性と重点的な取組

### 4. 取組の方向性と重点的な取組

#### （1）国のAX/DX基盤の高度化・強靱化

##### ⑤ 外国人政策を支える情報基盤

##### イ 在留審査・入国審査等に係る納付状況等の連携・活用

- 令和9年3月以降から順次、出入国在留管理庁が関係機関から国民健康保険料、国民年金保険料、地方税等の情報について、マイナンバー等を活用した情報連携により取得し、未納がある場合の納付勧奨や在留審査・入国審査に活用する仕組みを検討する。あわせて、まずは出入国在留管理庁において、出国時においてもこれらの情報を活用するための具体的な方策や課題について検討を開始する。

#### （3）国民の暮らしのAX/DX推進（安全で便利な地域の暮らし）

##### ① マイナンバーカードの普及・利用拡大及びマイナポータルの利便性向上等

##### イ マイナポータルの利便性向上・利用拡大等

- マイナポータルAPIについて、官民の様々なサービスにおけるデータ利用促進や適切なデータ利用を進め、さらには、デジタルヘルスサービスの拡大も図るため、令和8年度中の電子カルテ情報共有サービスの全国的な運用開始等を踏まえた利用可能な機能や取得可能な情報の拡充や、これに伴う利活用の範囲や審査の適格性を担保するための審査体制の拡充や審査プロセスの改善に取り組む。

#### （3）国民の暮らしのAX/DX推進（安全で便利な地域の暮らし）

##### ③ 医療DXの推進

##### ア 電子カルテの推進・普及等

- 電子カルテ情報共有サービスについては、令和7年から開始したモデル事業を通じて把握した課題に対応し、令和8年度中に、全国的な運用を開始する。また、令和9年度以降は、共有可能な情報の拡大（医療介護の連携、歯科医療機関や薬局が有する情報の活用等）及びマイナポータルを活用した利便性向上に係る検討を進め、運用状況を踏まえつつ更なる改善を図ることや、医療DXの基盤となるマイナ保険証の利便性の向上等を含め、全国医療情報プラットフォームの機能拡充等に取り組む。

# デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和8年7月21日 閣議決定）（主な箇所抜粋②）

## 第1 目指す社会の姿、取組の方向性と重点的な取組

### 4. 取組の方向性と重点的な取組

#### （3）国民の暮らしのAX/DX推進（安全で便利な地域の暮らし）

##### ③ 医療DXの推進

##### ウ 電子処方箋の推進

- 電子処方箋利用者のUX向上による利用促進を目的として、マイナポータルを活用した電子処方箋の薬局への事前送付の方策について、令和8年度中に必要な検討を行い、結論を得た上で、令和9年度以降に必要なシステム改修を行う。また、電子処方箋を含む医療DXの推進に合わせて、保健医療福祉分野において公的資格の確認機能を有する電子署名・電子認証を行う基盤である公開鍵基盤（HPKI）の継続的な安定稼働及び更なる普及に向けて令和8年度以降順次検討を進める。

#### （3）国民の暮らしのAX/DX推進（安全で便利な地域の暮らし）

##### ③ 医療DXの推進

##### ク 医療費助成の受給者証とマイナンバーカードの一体化

- 法律にその実施根拠がある公費負担医療や子ども医療費等の地方公共団体が単独で設けた医療費等の助成制度の受給者証としてマイナンバーカードを利用可能とするため、令和8年度においては、新たに原子爆弾被爆者に対する医療の給付等を対象制度に追加するためのマスタ整備・周知に取り組むとともに、全国規模での導入に向け参加自治体が1,400団体程度（都道府県は全都道府県）となることを目指し、取組を進める。令和9年度以降も、未導入となる自治体や制度について早期の導入を進める。

#### 【施策例】

- ・ 3-31 マイナンバーカードと健康保険証の一体化
- ・ 3-34 診療報酬改定DX
- ・ 3-40 マイナポータルAPI接続による健診等情報の利活用
- ・ 3-43 医療等情報の二次利用

# デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和8年7月21日 閣議決定）（主な箇所抜粋③）

## 第1 目指す社会の姿、取組の方向性と重点的な取組

### 4. 取組の方向性と重点的な取組

#### （3）国民の暮らしのAX/DX推進（安全で便利な地域の暮らし）

##### ⑤ こども・子育て・教育DXの推進

##### ア 子育て支援施策など必要な情報をプッシュ型配信するための仕組みの構築

- 自治体が、居住する子育て世帯に対し、必要な情報をプッシュ型で届けることを可能とするため、自治体及び国の子育て支援制度に係る情報を集約した子育て支援制度レジストリを整備する。具体的には、当該レジストリにおいて、令和7年度までに800を超える自治体の制度情報データを整備しているが、令和8年度中に全自治体分を整備するとともに、子育てアプリとの更なる連携を進める。

##### 【施策例】

- ・ 3-71 トータルデザインで目指す姿（スマートフォンで60秒で手続きが完結）

#### （3）国民の暮らしのAX/DX推進（安全で便利な地域の暮らし）

##### ⑦ 各分野におけるDX化の推進

##### ア 税務

##### (a) マイナンバーカード・マイナポータルを活用した確定申告の利便性向上

- UI、操作性等の改善により確定申告の一層の利便性向上を図るため、マイナポータル連携（控除証明書等のデータを一括取得し、各種申告書の該当項目へ自動入力する機能）に必要な外部サービスとの連携設定の簡素化について、令和8年度中を目途に要件を整理し、令和9年度以降の実現を目指す。あわせて、社会保険料控除の対象となる医療・介護保険料をマイナポータル連携の対象とするため、国税庁は厚生労働省等と連携し、令和8年度中を目途に要件を整理した上で、令和9年度以降の実現を目指す。なお、マイナンバーカード・マイナポータルを用いたe-Taxの推進を図るため、マイナンバーカードが普及するまでの暫定的な措置である「ID・パスワードによる申告」は、令和8年分確定申告期における納税者への周知の後、令和9年の早期に終了することとする。
- また、令和9年1月以降、給与支払報告書を市区町村に提出した場合、税務署に給与所得の源泉徴収票を提出したものとみなされ、eLTAXで提出された給与支払報告書が給与情報のマイナポータル連携の対象となることについて、政府を挙げて企業等へ周知し、マイナポータル連携の利用拡大を図る。

##### 【施策例】

- ・ 3-119 社会保険・税手続きのオンライン・デジタル化

# 攻めの予防医療厚生労働省関係施策 (U.E.N.O.Plan)

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# U.E.N.O.Plan～攻めの予防医療厚生労働省関係施策～ 概要（1）

## : Understand, Exercise, Nourish and Optimize for Better Health

- 「がん、循環器病をはじめとした生活習慣病」は、死因の約5割、一般医療費の約3割を占めており、「**栄養・食生活**」も含めた対策が必要。他方で、健康寿命が延伸し、死因に占める老衰の割合の増加に伴い、人生100年時代をよりよく生きるために「**認知症対策**」や「**リハビリテーションの推進**」も重要である。また、全身の健康にもつながる「**歯と口腔の健康**」や就労やキャリア形成に影響を与える「**更年期症状**」など女性の健康課題への対策も求められている。
- **健康寿命の更なる延伸**に向けて、国民一人ひとりが自身の健康を「自分ごと」として捉え、主体的に健康づくりに取り組むことができるよう、**健康リテラシーの向上**を図るとともに、**行政や保険者等による能動的な介入を強化し、実効的な行動変容を促進する「攻め」の取組を具体化**するため、**6つの領域を重点領域として位置づける**。これらの取組により就労や地域活動への参画が促進され、**社会保障を支える基盤の維持・強化**につなげていく。

### 歯科保健 いわゆる国民皆歯科健診の具体化

<歯周病で治療を受けている患者数> 1,135万4,000人（男性445万4,000人、女性689万9,000人）

- 希望する国民が毎年、歯科健診を受けられるよう、自治体・医療保険者の双方で、簡易検査ツールを活用した方法を「簡易歯科健診」として位置づけ、制度化
  - ・自治体：歯周病検診を5歳ごとに拡大するとともに、節目年齢に関わらず、未受診者等に対して簡易歯科健診等を実施する自治体を支援
  - ・職域：簡易歯科健診を推進する観点から、予防の取組実績に応じて医療保険者の負担金を加算・減算する制度に簡易歯科健診を追加

### 性差に由来するヘルスケア 更年期世代の女性を診療する一般診療医向けわが国初のガイドンス作成

<更年期症状を自覚し始めてから3か月以内程度で医療機関を受診した人の割合> 40歳代・50歳代で約1割（女性）

- 関係学会の協力を得て作成した更年期世代の女性を診療する一般診療医向けの**ガイドンス**（※男性中高年期の健康課題についても同様に作成）を用いて、研修等を通じて共通的な考え方を周知するとともに、**対応医療機関を検索可能**とする取組を進め、適切な医療につなげる。
- 心身の不調を抱える女性が、自らの症状や状態を記録する**ツール**を開発するなどの取組を進める。

### 栄養・食生活 生活習慣病等の疾病リスク低減のためのわが国初の「食事ガイド」作成

<食塩摂取量（令和6年）> 男性：10.5g/日、女性：8.9g/日 ※日本は主要先進国の中で食塩摂取量が最も多い。

<野菜摂取量が350g未満の者の割合（令和6年）> 男性：73.8% 女性：78.0%

- 生活習慣病リスク低減のための食事のポイントをまとめた「**食事ガイド**」を作成し、**国民に周知**



# U.E.N.O.Plan～攻めの予防医療厚生労働省関係施策～ 概要（2）

## : Understand, Exercise, Nourish and Optimize for Better Health



### がん・循環器病等 未受診者の原因究明と個人の就業状況に応じた受診勧奨

<がんの死亡者数（2024年）> 年間約38.4万人（男性約22.2万人、女性約16.2万人）

<循環器病（心疾患及び脳血管疾患）の死亡者数（2024年）> 年間約32.9万人（男性約16.3万人、女性約16.7万人）

#### がん

##### ● 令和10年度までに受診率60%、精密検査受診率90%の達成

- ✓ 職場におけるがん検診の受診勧奨等の強化（大臣指針の改正）
- ✓ 保険者による取組を推進するため、事業者－保険者連携の促進
- ✓ 自治体による職域を含めた受診状況の把握、未受診者への受診勧奨の徹底

#### 循環器病

##### ● 令和11年度までに特定健診受診率70%の達成及び受診勧奨の促進

- ✓ 特定健診等の生活習慣病に関する健診の受診促進
- ✓ 保険者による健診、職場健診、後期高齢者健診等の場を活用した積極的な受診勧奨
- ✓ 国立循環器病研究センターにおいて、情報の一元化及びポータルサイトを用いた情報発信

### リハビリテーション 科学的分析を活用したリハビリテーションへの主体的な参加への支援

<介護保険におけるリハビリテーションサービスの受給者数（令和7年）>

通所リハビリテーション：60.0万人 訪問リハビリテーション：15.3万人

- リハビリテーションへの主体的な参加を支援するポータルサイト等の作成
- 予防・医療・介護を通じた切れ目のないリハビリテーションの推進

### 認知症 新たな検査技術を活用し、早期診断・早期対応等を推進

<認知症及び軽度認知障害（MCI）の高齢者数の将来推計（2040年）> 認知症：584.2万人 MCI：612.8万人

##### ● 早期診断・早期対応の社会実装に向けたモデル構築を進める

- ✓ 新たな検査技術（バイオマーカー）をモデル的に活用し、抗体薬投与の検査負担軽減と早期の治療開始の実現を目指す
- ✓ （早期診断により）支援（福祉的支援・社会参加等）に早期につなぐ

### 共通した基盤となる取組 データヘルスを基盤とした「AI予防医療モデル」の構築

- 保険者・地域の中小企業等における、がん・循環器病対策をはじめとした予防・健康づくりの取組を推進するため、データヘルスを基盤とした「AI予防医療モデル」の構築・成果創出へ向けた保険者へのインセンティブの在り方を検討する。
- 個人インセンティブに係る取組の推進
- 健康経営の視点にも立った「事業主・保険者連携」（コラボヘルス）の推進